

第七十二回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第十七号(その一)

昭和四十九年四月五日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 木村 俊夫君

理事 石井 一君

理事 福永 一臣君

理事 河上 民雄君

理事 足立 篤郎君

加藤 紘一君

小林 正巳君

石野 久男君

渡部 一郎君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

外務政務次官 山田 久就君

外務省經濟協力局長 御巫 清尚君

外務省条約局外務参事官 伊達 宗起君

通商産業審議官 森口 八郎君

委員外の出席者

外務大臣官房領事移住部長 穂崎 巧君

農林省農林經濟局長 山田 嘉治君

通商産業省通商政策局長 森山 信吾君

外務委員会調査室長 龜倉 四郎君

委員の異動

四月五日

辞任

金子 満広君

補欠選任

正森 成二君

第一類第四号

外務委員会議録第十七号(その一)

昭和四十九年四月五日

同日

辞任

正森 成二君

補欠選任

金子 満広君

本日の会議に付した案件

国際協力事業団法案(内閣提出第五七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスペイン国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件、以上各件を議題とし、順次政府から提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣大平正芳君。

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件
欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

十八年六月二日にローマで改正され、及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十六年五月四日にパリで補足され、千九百六十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百六十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百六十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千九百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

○大平内閣大臣 たいま議題となりました民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、国際民間航空機関の主催のもとに一九七一年九月モントリオールで作成されたものであります。その内容は、航空機の破壊行為等を犯罪と定め、これらの犯罪行為につき重い刑罰を科し得るようすることを約束し、犯罪行為が行なわれた国、航空機の登録国、犯人の所在国等の関係国による裁判権の設定義務について規定するとともに、各締約国は、犯人を関係国に引き渡すか、または自国の権限のある当局に事件を付託すべきこと等について規定するものであります。

この条約を締結することは、民間航空の安全を確保する見地から有意義と認められます。とともに、この分野における国際協力を推進する見地からもきわめて望ましいことと考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

の件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、一九六四年に国際労働機関の第四十八回総会で採択されたものであります。その内容は、労働にかかると事故及び職業病の場合に支給される給付について、保護対象者の範囲、給付の事由並びに給付の種類、内容、水準及び支給期間等のほか、給付に関連するスライド制、支給の停止及び不服の申し立て等について規定したものであります。

わが国におきましては、主として労働者災害補償保険法及びこれに基づく政省令により、条約の趣旨は充足されているところであります。この条約を締結することは、わが国における労働者に対する災害補償の確保をはかる上からも、また、労働問題の分野における国際協力を推進する上からも、有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、欧州共同体委員会側のかねてからの希望により、欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する協定を締結するため、昭和四十九年一月以来交渉を行ないました結果、昭和四十九年三月十一日にブラッセルにおいて、わがほう安倍駐ベルギー大使と欧州共同体委員会側オルトリ委員長との間でこの協定に署名を行なった次第であります。

この協定は、本文四カ条からなり、欧州共同体委員会の代表部の日本国における設置に対する日本国政府の同意、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州経済共同体及び欧州原子力共同体が日本国において、それぞれ法人格を有すること、これらの共同体が契約、財産取得等を行なう能力を有し、このことに関し、委員会によって代表されること、委員会

の代表部、その長及び職員並びにこれらの者の家族は、日本国が接収する外交使節団、その長及び職員並びにこれらの者の家族に対し外交関係に関するウィーン条約に従って与えられる特権及び免除に相当する特権及び免除を享有すること等を内容としたしております。

この協定の締結によりまして、欧州統合を目標としてその基礎を固めつつある欧州共同体とわが国との関係は、一そう緊密なものとなることが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、一九六七年ストックホルムにおいて開催された知的所有権会議において採択されたものであります。

この条約により設立された国際機関は、広く知的所有権全般の保護の促進を目的とし、あわせて工業所有権及び著作権の保護に当たっている諸同盟間の管理面での協力を確保する役割りを有するものであります。

したがって、わが国がこの条約を締結し、この機関に参加することは、知的所有権の分野における諸国間の協力に資する上で有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、一九六七年ストックホルムにおいて開催された知的所有権会議において採択されたものであります。

この条約は、工業所有権の保護に関する従前のパリ条約を改正し、発明者証出願を優先権主張の基礎として認めるとともに、世界知的所有権機関の設立と相まってパリ同盟の管理機構を近代化する内容を主たる内容とするものであります。

わが国は、従来からパリ同盟に参加してまいりましたが、わが国がこの条約を締結することは、近代的な内部機構を備えた新たなパリ同盟の活動に参加することとなり、工業所有権の保護のための国際協力を促進する上で有意義であると考えられます。

なお、発明者証出願を優先権主張の基礎として認めることにつきましては、わが国としては目下必要な国内法改正を行なうべく前向きに検討中であります。したがって、政府は、この条約の第二十条第一項の規定に基づき、さしあたりは、わが国の批准の効果が同条約の第一条から第十二条までの規定には及ばないことを宣言するという方針で同条約を批准したいと考えております。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及びその後の改正協定の加入書の寄託にかかる事務を、従来のスイス政府から、世界知的所有権機関に移管することを主たる内容

とするものでありまして、その趣旨は、知的所有権の保護を目的とした諸条約に関する事務手続の統一をはかるのと見地から望ましいものと考えられます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百一十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百一十八年六月二日にローマで改正され及び千九百一十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

著作者の権利の国際的保護をはかるため、一八八六年に初めてベルヌ条約と呼ばれる文学的及び美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約が作成され、これがその後、七回にわたって補足、改正されて今日に至っております。

このブラッセル改正条約は、一九四八年にブラッセルで開催されたベルヌ条約改正会議で作成されましたが、戦後の新しい時代に即応するように一九二八年のローマ改正条約に比べて、著作物の保護期間を著作者の死後五十年とすることを義務づけ、放送権の内容を詳細化し、朗読権を新たに規定するなど著作物の権利保護の一層の充実をはかったものであります。

わが国は、一八九九年以来、ベルヌ同盟の一員となっておりまして、このブラッセル改正条約につきましては、一九七一年に旧法を全面的に改正した新著作権法が施行されましたので、いままやこれを締結する体制が整うに至っております。わが国がこのブラッセル改正条約を締結することは、著作者の権利の保護に関する国際協力を促進する見地から有益であると考えられます。

なお、この改正条約の締結に際しては第二十七条(3)の規定に基づき、翻訳に関する従来の留保を

一九八〇年十二月三十一日まで維持する宣言を行なう方針であります。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百一十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百一十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百一十八年六月二日にローマで、千九百一十四年七月十四日にストックホルムで及び千九百一十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

一八八六年に作成されたベルヌ条約(文学的及び美術的著作物保護万国同盟創設ニ関スル条約)は、その後、七回にわたって補足、改正されて今日に至っており、この一九七一年に作成されたパリ改正条約は、ベルヌ条約の最も新しい改正であります。

このパリ改正条約は、著作者の権利の保護に関する諸原則、ベルヌ同盟の組織及び運営の近代化等について規定するとともに、特に、開発途上国の経済的、社会的、文化的発展の必要性を考慮して、翻訳権と複製権について開発途上国のために便宜をはかる措置を講じたものであります。

わが国は、一八九九年以来ベルヌ同盟の一員となっておりまして、わが国がこのパリ改正条約を締結することは、著作者の権利の保護における国際協力を促進する見地から、また、開発途上国との友好関係を促進する見地から有益であると考えられます。

なお、この改正条約の締結に際しては第三十条(2)(a)の規定に基づき、翻訳に関する従来の留保を一九八〇年十二月三十一日まで維持する宣言を行なう方針であります。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上、八件につきまして、何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○木村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日行なうことといたします。

○木村委員長 次に、国際協力事業団法案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣大平正芳君。

国際協力事業団法案

〔本号(その二)に記載〕

○大平国務大臣 ただいま議題となりました国際協力事業団法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案の趣旨につきましてはすでに本会議において御説明したとおりでございます。政府は、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資するため、国際協力事業団を設立して、この事業団に開発途上地域に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行なう等の業務、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行なわせようとするものであります。

次に、この法案の概要を御説明申し上げます。この事業団の資本金は、当初資本金としましては、設立に際して政府から出資される四十億円と、この事業団に承継される海外技術協力事業団及び海外移住事業団に対する政府の出資金等との合計額約二百二十四億円でございますが、このほか政府は、必要があると認めるときは、事業団に追加して出資することができるとしております。この事業団には、役員として總裁一人、副総

裁二人、理事十二人以内及び監事三人以内を置き、また、業務の運営に関する重要事項を審議するため、總裁の諮問機関として、四十人以上の委員で構成される運営審議会を置くこととしております。

この事業団の業務といたしましては、第一は、従来、海外技術協力事業団が行なってきた条約その他の国際的約束に基づく技術協力の実施に必要な業務及び条約その他の国際的約束に基づき海外協力活動を志望する青年を開発途上地域へ派遣すること等の業務であり、第二は、海外移住事業団が行なってきた移住者の援助及び指導その他海外移住の円滑な実施に必要な業務であります。次に第三は、新規業務であります。開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行なう等の業務であります。この新規業務の特徴について申し上げますと、第一の特徴といたしましては、この事業団は、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から資金の供給を受けることが困難な事業につきまして円滑な資金の供給を確保しようとするもので、具体的には各種開発事業に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備、ないし試験的事業であつて技術の改良または開発と一体として行なわれなければその達成が困難であると認められるもの等を対象としております。第二の特徴といたしましては、このような資金の供給を受ける事業等に必要技術の提供をあわせて行なうこととしており、資金と技術の一体的な結びつきをはかることとしたことでもあります。第三の特徴といたしましては、条約その他の国際的約束に基づきまして開発途上地域の政府等からの委託を受けて事業団みずからこれらの地域の開発に資する施設等の整備事業を行なうこととした点であります。さらに、第四の業務といたしましては、ただいま申し上げました技術協力業務や社会開発、農林業及び鉱工業の開発業務に従事する技術者の充実ははか

るため、これら技術者の養成及び確保の事業を行なうこととしております。

このほか、事業団の事業年度、事業計画等の認可、財務諸表、区分経理、借入金及び債券、余剰金の運用、罰則等について規定いたしております。

なお、附則におきましては、海外技術協力事業団及び海外移住事業団の解散及びこれに伴う権利義務の承継並びに海外貿易開発協会からの一部権利義務の承継等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○木村委員長 引き続き本案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石井一君。

○石井委員 ただいま議題となつております国際協力事業団法案に關しまして、質疑を進めたいと存じます。

最初に二、三点基本的な問題をお伺いいたしまして、所用があまりのようでございますから、政務次官とおかわりいたしたい質疑を続けたいと存じます。

そこでまず最初に、日本のGNPが非常に巨大になつておる、これをどういう使途で使うのかというところは、世界の注目を集めておるところでございます。そうして経済協力というところは歴史的に考えてみましても、一九六〇年代の後半は南北問題が非常に顕著になり、わが国の援助の額が非常に多いということに対する後進国の突き上げが非常に多かつたわけでございますけれども、最近の傾向といたしましては、今度はその援助のやり方その他が多少行き過ぎであるとか、その国の実情に合っていないというふうな面もありまして、か

えってそういう行為が反日感情をおおつておるといふような面もござります。それからさらに国内の問題として考えられますことは、いわゆる物価の高騰であるとか、個人主義の横行といふようなことがございまして、国際協力に対するわが国の世論の動向、理解といふふうなものが、まだまだ非常に欠けておる。

そういう時期にこの協力事業団法案といふふうなものが提案されたわけでございしますが、だから私が指摘しておりますのは、国際的な要因あるいは国内的な背景といふふうなことから考えましても、経済協力といふことは非常に重要であるけれども、やはり一つの転機にきておる、こういうふうなことを考えるわけでございまして、今後この事業団といふものを完成いたしましたとしても、その内容あるいは実施といふことが非常に重要な意味を持つてくる、こういうふうなふうに思ふのでございします。

まず、最初の第一問は、こういうことを背景にいたしまして、政府は海外経済協力といふことに對して、国民の理解、積極的な支持といふふうなもの、これをどういう形でさらに訴えていこうとしておるのか、この国内問題に対する政府の基本的な考え方を率直にひとつお述べいただきたいと存じます。

○大平国務大臣 わが国の経済協力は少ないじゃないかという御批判が一部にありますが、量的に申しますと決して少なくはないのであります。GNPの一九七二年を見ましても〇・九三％というのには恥ずかしい数字でございします。けれどもこの内容にわたりますと、民間協力が非常に多くて、政府援助が非常に少ない。政府援助はGNPに對しまして〇・二一％、DAC平均で〇・三四％に比較いたしますとたいへん遜色があるわけでございます。

したがって、まず第一にわが国といたしましては、非常にグラントエレメントの高い政府援助を質量両面にわたつて改善していくことが、国際的な責任を果たすゆえんであるということを、国民

にまず理解をしていただかなければならぬと思うのであります。そうすることによつて、わが国の国際信用を培養維持し、わが国の経済がグローバルなベースを持つに至つておる今日でございしますので、国際的な理解と信頼がなければ、運営維持がむずかしいといふことについて、十分徹底した御理解をいただいて、そのためにはこういう方向で経済協力の質量両面にわたつて改善をやつてまいるのであるといふことを、御理解いただかうな方向で施策をしていかなければいかぬと思ひます。

しかし同時に、いま石井さんが御指摘のように、わが国の経済協力に対する海外の批判がたいへんきびしくなつております。それを受けて、国内でもきびしい論議が繰り返されております。これは御案内のとおりでございまして、私も海外の経済協力を進めるにあたりまして、正しい批判に對しましては耳を傾けてまいらなければなりません。それが誤解であつたり、誤認であつたりすることについては、それを解明いたしまして、国民の理解を、一そう彫りの深い理解をいただくように努力しなければならぬと考えております。

○石井委員 援助に對してさらに積極的に進められるといふこと、それからまた海外でのいろいろの動向に對しても的確に對処するといふこともわかりました。私が第一点で主張いたしておりましたことは、国内に對するPRなり説得、世論の盛り上げという、そういう支持といふものがないと、こういう事業団といふものはなかなかつばな機能を果たし得ない。私は、そういう面でもまだ政府としてなすべき問題がたくさんあるといふふうに考えるわけでございまして、この点は結論が出る議論でもございせんから、次へ進ましていただきますけれども、まず基本的な問題として御指摘をし、御要望をしておきたいと思ひます。

そこで、いま大臣もちよつとお触れになりましたけれども、また昨日の本会議でも議論になつておつたところでございますけれども、わが国の経

済協力なり技術協力というものが、ややもすると、政府というよりも民間というものが主体で行なわれておるといふ面がございまして、非常に商業主義的である。日本は援助しておるといふけれども、結局は自分の国の利益のためにやっておるといふ、こういう風潮が最近特に強いわけでありまして、したがって日本政府としての援助は、今後いわゆる基本的な社会開発面に向けていくのか、あるいは技術協力的な、そういうテクニカルな面に向けていくのか、この辺はやはりこの時点で、そういうふうな声をも参考にしまして考え直すべき時期がきておると思ふのでありますけれども、開発途上国の経済発展の土台づくりに協力をすると考へ方政府の基本的な姿勢ですか。この点はいかがですか。

○大平国務大臣 民間の協力であれ、政府ベースの協力であれ、共通のベースは、受け入れ国の計画に従い、計画に即し、自助努力にささえられた計画に即しまして、その国の国づくりに応分の寄与をするというところに置かなければならぬことは当然だと思ふのであります。そのベースははずしてはならないことだと考へております。

そして民間ベースの経済協力におきましては、これは先方の当事者とこちらの当事者が民間ベースでフィジビリティスタディーを十分遂げて、お互いの協力でやっておりますわけでございますから、とやかく政府が言うべき性質のものではございませんけれども、先ほど申しましたように、国内外の鋭い批判があるわけでございますので、現地の事情を十分きかめて、現地の社会に十分慣熟した方法において、マナーにおいて、オーダーリーな姿でやつていただかなければならぬと思ふのでございます。

政府のほうの開発援助につきましては、いま石井さんが御指摘のように、これは社会開発はもとよりでございますけれども、とりわけ民生の安定に寄与するような教育であるとか、医療であるとかいう方面に特に力を入れて、相手国の民生の向上という点に力点を漸次移していかなければならぬのではないかと、いふように私も考へております。

ます。

○石井委員 大臣に、もう一問お伺いしますが、国際協力をさらに積極的に推進するために国務大臣が新設されたわけでございますけれども、この事業団の主管は外務大臣そのものでございまして、この新しい大臣とこの事業団との関係はどういうことになるのか。また、新しく設けられた大臣と外務大臣との所管の分野はどういうふうになるのか、この点ひとつお答えいただきたい。

○大平国務大臣 いま内閣法改正の形で閣僚一名の増員が提案されて御審議をいただいておりますわけでございますが、この大臣と国際協力事業団とは直接の関係はございません。監督権はいわゆる経済協力大臣にはないわけでございます。この経済協力大臣の任務は、総理大臣の命を受けて、経済協力全般の促進をはかるという機動的な任務でございます。みずから行政組織の中に一部局を持ちまして、固有の権限を持って事に当たるといふものではないわけでございます。

それから、外務大臣との関係でございますが、これは外務大臣ばかりではございませんで、ほかの国務大臣との関係にも通ずるわけでございます。外務省をはじめ各省の設置法上の権限は全然侵していないわけでございます。したがって、外務大臣がその権限に基づいてやっております仕事、そしてその責任において遂行すること、そういう仕事について側面から促進する仕事をやっていただくのが経済協力大臣でございます。権限的には何ら抵触する面を持っていないわけでございます。事実上は同じ閣員でございますから十分連絡協調をはかってまいらねばいかぬことは当然でございますけれども、権限的には従来の権限を全然一歩も侵していないわけでございます。

○石井委員 新設の経済協力大臣は、たとえば対外的な問題で、この間中近東政策でいろいろの特使が三十億にのぼるいわゆる政府からの援助というものを約束しましたが、こういうものを調整するの重点があるのか、それとも各省にまたがっておりますそれぞれの独特の事業というものを調整する国内的なそういう調整に当たるとか、おもんのか、この点はいかがでございますか。

○大平国務大臣 国の内外を通じて経済協力の事業の促進をはかっているというのを任務とされるわけでございますから、それは国内に限るわけでは決まっております。しかしながら、この大臣が国外に出て行動される場合は、外務省におきまして、特派大使等の形においてお出ましいただくわけでございますので、外務省との間に何らフリクションが起ることを私は予想いたしていません。既存の権限と関係なく、経済協力事業の円滑かつ効果的な推進役として総理の命を受けて機動的に行動されるというのが、この協力大臣の任務であると私は承知いたしております。

○石井委員 それでは政府委員のほうからお答えをいただきますが、海外協力事業団ができたというところによつて、これまでいろいろな事業団なりグループがそれぞれの立場で仕事をしておたわけでありましたけれども、さらに新しい業務を加えたというものがありますか。

○御座政府委員 お答え申し上げます。法案の第二十一条というところに業務の範囲というものがございまして、その業務の範囲の中で、一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号と、七つの区分がございまして、そのうちの第三番目にあります業務は、従来行なっておりませんでした新しい業務を書きあらわしたものでございます。

簡単に申し上げますと、三号、業務の中にも、五種類ほどございまして、いわゆる周辺インフラに關します業務、仕事に対してお金を貸すことであるとか、試験的業務に關してお金を貸す、または投資をすることであるとか、または委託を受けて社会開発、農林業、鉱工業等に關する施設の整備事業をやることであるとか、そういうことのため

めに、技術指導、調査等を行なう。そういうようなことが新しい事業として書かれてございます。○石井委員 その問題について、もう少し掘り下げて後ほどお伺いすることにいたします。そこで、海外移住事業団が統合されたということも一つの大きな問題なのでございまして、この新しい事業団に統合されたことによつて、移住事業をもっと飛躍的に拡大するとか、海外移住に關する理念に新しい発想の転換があるのかどうか、これはいかがですか。

○穂崎説明員 今度の新しい国際協力事業団の中に、海外移住事業団が統合されたわけでありまして、海外移住に關する理念は従来どおり変わっておりません。すなわち、従来われわれが考へておりましたのは、海外移住というものは個人が自分の発意に基づいて自分の幸福の追求の手段として新しい土地へ発展していくこととございまして、ただ、そういう理念ではございまいけれども、従来われわれが海外移住の国際的な役割として考へておりましたことは、ブラジルでも、すでに皆さん御承知のように、日本人のブラジルにおける移住者というものは非常に高く評価されておりました。これがいわばブラジルの経済発展の大きな役割を果たしておることと同時に、日本とブラジルとの関係をよくする、深くするということにも役立っておりますわけでありまして、そういう意味の国際協力という一つの新しい観点をとらえまして、この点で海外移住と今度の事業団との結びつきがあるのではなからうか、このように考へておるわけでありまして、移住について飛躍的な発展ないしそういうことを考へておるかという御質問でございまして、これにございましては、われわれ従来、海外移住事業団のやっておりますことにつきまして、いろいろな御批判があることはよく知っておりますし、われわれといたしましては、率直にこれらの批判を受けなければいかぬ、このように考へております。したがって、今度の新しい事業団に入るにあ

りまして、われわれは、いままでの移住業務というものの批判を受けながら、これを新しく刷新する、あるいはいままでも足りなかったものを強化していくという面で新しい事業団の中の海外移住業務の役割を考えていきたい、このように思っております。

○石井委員 移住の問題も、あとでもう少し伺いたいことがありますが、そこで青年海外協力隊ということが特筆されておる。これも非常に将来のことを考えて、まことに重要なものだと思うわけでございますが、従来、総理府などを中心に青年の船だとか、いろいろこれまで企画が行なわれておるわけですが、これを特にここに併合したのはどういうことか、さらに総理府あたりのやつておるプロジェクトとの重複は、どういう形で調整していくのか、これをお伺いしたいと思います。

○御政府委員 石井先生御指摘のとおり、先ほど申し上げました法案の第二十一条の第二号というところで、日本青年海外協力隊の活動を、法文上新たに書きあらわしたわけでございますが、この青年協力隊の事業と申しますのは、従来から海外技術協力事業団の中で、外務大臣の認可を受けてやつておった事業をそのままの形で法文に書きあらわしたことでございまして、その他総理府等でもやつておられますいわゆる青年運動との重複は全くないわけでございます。主として日本国の若い人たちが技術を身につけて、海外においてその技術を役立てようという青年を各地から募集いたしましたして、若干の期間の訓練の後にそれだけの要請のある技能のところで働いていただく。その際には、先方政府と日本政府との間に協定をつくって、取りきめをつくっておくというような形になっておりますことは、従来と全く変わりはないと存じております。

○石井委員 この事業団の目的と同様の目的を持つておる日本輸出入銀行及び海外経済協力基金がありますが、この二つから資金の出ないものについて事業団がやるということになっております

けれども、それはどういうものが出ないのか。これはしようとの考え方からいいますと、飛躍した議論になるかも知れませんが、それなら日本輸出入銀行なり海外経済協力基金の制度を変えることによって金の出るようにすれば当然できたというところにも逆説的になるわけでありまして、ここにも新しい第三の範疇をつくらなければいけないかというところ、その理由はどうか、この点を御説明いただきたいと思います。

○御政府委員 本法案の本案議におきます趣旨の御説明並びに先ほどの大臣の読まれた提案理由説明の中でも触れておられますとおり、この事業団のねらいといたしましては、民間の経済協力と政府の経済協力との間のより一そう密接な結びつき並びに資本協力と技術協力との間のより一そう密接な結びつきというものをねらいとしたものでございまして、この事業団を新設することによりまして、すべての国際協力と申しますか、経済協力と申しますか、そういうものを統合してしまおうというふうな考え方をつくつたものではないわけでございまして、たとえて申し上げますならば、先ほど申し上げました第二十一条の三号に書いてございまして、経済協力基金と輸出入銀行等からお金が出て、そのいわゆる中心になる部分の仕事はやつておるけれども、その周辺において社会開発もしくは農林業等々の付随的な関連業務をやつてあげれば、なお一そう住民の福祉に役に立つというふうな場合には、この事業団が出ていって必要な資金を供与するというようなことを考えておるわけでございまして、その点において、いまの民間との密接な連絡とか、技術と資金との密接なつながりとか、そういうものを保つていって、より一そうわが国の経済技術協力の拡充につとめようというのが趣旨とするところでございまして。

○石井委員 そこで、もう少し基本的な問題をまづお伺いしますが、今度の石油危機というふうな問題で、確かにアラブ諸国に対する協力がまだこ

れまで少なかつたというふうなことも考えられるわけでございますけれども、それかといって移住だとかなんとかいうふうなことになるかと、やはり地域が限定されてくるということですから、新しい事業団においては、特にこういう地域に対して重点を置いていくとか、そういう構想があるのかどうか、たとえば東南アジアに対する援助というものは、かなりこれまで足跡を残しておるので、今後はこちらのほうにウェイトを変えていくとか、その辺の地域的な問題はどうか。

○御政府委員 本法案の第一条、目的というところを書いてございまして、この事業団は、開発途上にある海外の地域についての、いま申し上げましたような、従来から海外技術協力事業団がやつておりました仕事、それから若干はみ出しますが、いまの新しい入り込みましたものでは、「開発途上地域等」と書いてありますので、若干仕事をやる範囲を広げる考えはございしますが、特にそれが現在どこというふうな特定の国を考へておるといふほどの固まつた考え方はまだございせん。ただし従来から海外移住事業団がやつておりました仕事につきましては、第一条、目的の中でも「中南米地域等」というふうな限定を付してございまして、その点につきましては、主として中南米地域等ということになるかと存じます。

○石井委員 しかし、このエネルギー危機その他というふうなことも考へて、アラブに対する従来にない積極的な姿勢をこの事業団からは出しているという、そういう含みがあるだろうと思うのですが、その点は、これ以上追及しないことになりまして、ただ、この間、昨年の十二月からわが国の特使というものがほとんど出ていきまして、中近東を回った。そうして三十億ドルのぼる経済協力を約束した。しかし、その後の対応が非常におそいということで、まあ徐々に進んでおる面もあるかと思ひますけれども、アラブのこ

雨は一つも降らない、雲ばかり出てくる、こういうふうな批判もあるわけでありまして。こういうことから、やはりせつかく援助をするという場合でも、ほんとうに向こうの事情に合ったタイムリーなことをしなければいかぬ、当委員会でも経済協力に対する基準というものをきめなければいかぬというふうなことが、しばしば議論されておるわけですから、どういうことについて、事業団との関連で、どういう基本的な経済協力の考え方を持っておられるのですか。

○御政府委員 御指摘のように、わが国の対外経済協力が、従来タイムリーでなかつたという点は批判を受けてまいつたところでございまして、その点につきましては、今後ともあらゆる努力を払つて改善をいたしたいと考えておりますが、本事業団の創設も、やはりそういう意味ですでにいろいろ技術協力が行なわれておつて、そこへ資金協力がなかなか結びついていないというふうな点の欠点を、この事業団によって改めることができるのではないかと存じております。また、ただいま御指摘のアラブ諸国に対しまして各特使等の回りになりましてお約束になりましたことにつきましては、現在鋭意関係諸国と、たとえばプロジェクトの詰めであるとか、それからまた一つの約束された金額の中で、どういうような形の取りきめを結ぶかというふうなことについて、話し合ひを進めておる最中でございまして。

○石井委員 次に、多国間協力と二国間協力という問題ですけれども、特に資源の問題に関連して、バイラテラルなアプローチよりも、いわゆるマルチラテラルな形での経済協力関係というものをやらないう限り、今後の大きな世界経済の動向、オイルダラーというふうなことを考へても、深刻な問題というものは解決しないというふうなことがいわれておるわけですね。当面しかしこの国際協力事業団というのはバイラテラルなものだけを考へておるのだらう、こう思うのでありますけれども、その点をお伺ひしたいのが一点と、それからマルチラテラルな経済協

力ということを考えた場合に、わが国の周辺には
どういふ組織なり機構というものがあつて、これ
を推進してゐるのか、この点を関連してひとつお
答えいただきたいと思ひます。

○御政府委員 先生御指摘のように、この事業
団を創設いたしました主たる目的は、わが国の経
済技術協力を従来より一そうやりやすくするとい
うことが主たる目的ではございますが、従来から
もやつておりましたのですが、技術協力の場合
に、専門家を多数機関に派遣するということが
可能でございまして、今後ともそういった、たと
えはパンコクに、エイシアン・インスティテュー
ト・オブ・テクノロジーというのがございます
が、そういうところに技術者、専門家を派遣す
るというふうなことは従来やつておりましたこと
でございまして。

第二番目の、わが国の周辺にどういふような多
国間の援助機関があるかという御質問でございま
すが、これにつきましては、周辺ということの意
味と、多国間援助機関ということの意味とがいろ
いろに受け取られますが、一番重要であると私ど
もが考えておりますのは、もちろんアジア開発銀
行でございまして。それから周辺かどうかというよ
うな問題もございまして、わが国の周辺の開発途
上国にまで手を伸ばしておりますものの中には、
世界銀行、それからいわゆる第二世銀というID
Aというものもございまして、それからエカフエ
等ではいろいろな議論も行なつておりますし、そ
れからいま申し上げました、たとえばアジア技術
センターでも申しますか、AITというものと
か、それから国際稲研究所というのがフィリピン
にございまして、そういうふうなものとか、いろ
いろな意味で技術協力、経済協力をやつてゐる機
関が多数存在してゐるということでございます。

○石井委員 次に、国内にも二国間あるいは多国
間に対するいろいろなこういう仕事をやつてゐる
機関がございまして、いまここで六つ、七つの事
業の目的がございまして、貿易面であれ

ば、このほかにもたくさん組織がある。移住は
あまりないかもわかりませんが、経済協力
でも、研究機関から協力機関、実施機関というよ
うないろいろなものもほかにもある。この辺が重
複しても無意味な面もあるし、その辺の調整とい
うふうなものも必要でなければ、国際協力事業
団の事業を今後どんどん推進していく上におい
て、国内的なこれらとの協調、連携というのは何
かそういう制度があるのか、そういう審議会とい
うふうなものがあるのか、これに対してはどうい
う考え方で進んでいかれるのですか。

○御政府委員 御指摘の、その他の経済技術協
力のための諸機関というものは、民間で
やつておりますものと、それから政府でやつてお
りますものと両方あるかと存じます。政府でやつ
ておりますものの例といたしましては、たとえば
海外経済協力基金でございまして、日本輸出入
銀行でございまして、こういうのが政府に非常
に近いものでございまして、そういうものとは、
たとえば法案の中にも規定がございましてよう
に、そういういまの申し上げました二つの機関か
らは、非常勤の理事をこの事業団に出すというよ
うなこと、相互補完的に、先ほど先生からも御
指摘がございましたように、たとえば経済協力基金
の手の届かないところへこの事業団が手を尽くす
というふうなところでやつてまいりたいと思ひ
ます。

また、民間でいろいろな機関が存在してござ
います。そういうものとは今後とも十分に相互補
完的に、あるいは緊密な連絡をとつてやつてまい
りたいと思ひまして、そのためには、適格な学識経
験者からなる運営審議会等も法案に規定されてお
りますので、それを利用してやつてまいりたいと
思つております。

○石井委員 機構の内部についてはまたあとで
伺ひすることにしまして、そこでこれもまた一般
的な質問でございまして、先ほど大臣とも議論し
したのでありますが、東南アジアにおける反日攻
勢というふうなことが、特に昨今問題になつてお

るわけでありまして、これはやはり民間が
前へ出ていくところ、一つの問題点があ
る。したがって、政府の指導なり政府主導型の経
済協力というふうなものをうまく進めていかなけ
ればいかぬということなのであります。政府に
はそれだけの十分な資金というものがなく、さつ
きも〇・二、三%とかというふうな御答弁があり
ましたけれども、だから金額をふやすということ
よりも、民間企業に対する適切な誘導、勧告、指
導、こういうふうなものをもう少し強力にして、
官民一体となつてやりますと、この実があら
ない、こういうことなんですから、私はいま
政府部内なり、そういうふうなものの連絡とい
うことを聞いたのですが、民間と事業団との協力体
制、こういうふうなものも当然考へておられると
思ふが、この点はいかがですか。

○御政府委員 石井先生御指摘のとおりでござ
いまして、たとえば農業問題につきましても、民
間のいろいろな団体がございまして、そういう
機関とも十分に協調して、今後この事業団の事
業を進めてまいりたいというふうに存じておりま
す。

御指摘のとおり、発展途上国におきまして日本の
民間の方々のいろいろな行動についての批判が出
てきておるといふこともございまして、けれども、政
府の行ないます仕事といへども、かなりの場合、
民間の人にはたよらざるを得ないわけがございま
す。これは民間であるといつて、ただ黙過する
わけにはまいらぬと存じますので、今後ともそ
ういふ点につきましても、いろいろ協調という点に
気をつけてやつてまいりたいと思つております。

○石井委員 私が次々に出してございまして、
これはすべて経済協力の基礎になる重要な問題だ
と思ひます。そうしてこの事業団が設立されよう
としておるこの時点で、こういう問題を洗い直し
て、ある意味では制度化し、行政のベースに乗せ
ることによつて、いま起こつておるいろいろな問
題というものを、私は特にひとつ積極的に是正し
ていただきたいと思ひます。

これを一つ要望しておきまして、それからもう
一つ、今度の事業団の主管大臣は外務大臣ですけ
れども、たとえば農林大臣とかそれから通産大臣
というものが共管する部門というものがたくさんあ
ります。そうすると、各省間の援助行政に関する
業務の分担あるいは整理統合というふうなことで、
やはり事務的に、この辺がお互いが責任をな
すり合うというふうなことが、あるいは回避する
というふうなことがあつて、何といひますか、かえ
つて事業団はできたけれども、非常に非効率になり、
効率があらぬという、こういうふうな点も私は
憂慮するわけでありまして、こういうこと
に關しては、どういふ打ち合わせをされ、どうい
う配慮を今後されていくこととしておられるのか、こ
の点はいかがですか。

○御政府委員 先生御指摘の問題点は、大きく
分けていわれる主管、共管大臣という問題と、それ
から関係省間の協議、調整という問題とに分かれ
得るかと思ひますが、主管大臣と申し
ますか、主務大臣につきましても、この法案の第
四十三條に規定がございまして、役員、職員その他
管理業務部面については外務大臣が主務大臣であ
る、それから従来海外技術協力事業団、それ
から海外移住事業団がやつておりました仕事につ
きましては外務大臣、それから新規の業務の中で
農林業に關するものについては外務大臣及び農林
大臣、それから同じく鉱工業に關します部分につ
きましては外務大臣及び通産大臣というふう
に規定してございまして、それからまた大蔵大臣
をはじめとする関係大臣との協議の規定が法文上
あらわれてゐるところもございまして、法文上で
なしに、實際上いろいろな点で、先生御指摘のよ
うな、責任のなすり合ひとか抜け落ちとかいうよ
うなことが生じないように、十分な協議をやつて
まいりたいというふうなことを考へております。
この点につきましても、従来、海外技術協力事
業団がやつてまいりました仕事につきましても、
ほぼ同様なことが起こつておりました、相当多数

の省と常に協議をしながら仕事を進めていくという体制ができ上がっておりますので、その点をさらに今後発展拡充して粗漏のないようにつとめてまいりたいと思っております。

○石井委員 農林省なり通産省が公団構想を推進しておたときに外務省はあまり乗り気でなかった。ところが急に申しますか、この設立に賛成をしたと、こういうふうな漏れ開いておりますが、こういう事実があったのか、また、そうであれば、どういふことによつてそういうふうな積極的な方向に進んだのか、この辺についてひとつ御説明いただきたいと思います。

○御政府委員 わが国の経済協力、あるいは技術協力を申したほうがこの際適切かと思ひますが、政府レベルの技術協力は、これまで存在しておりますが、海外技術協力事業団を通じて一元的にやっておりますというところが、わが国の基本的な政策であつたわけでございます。農林省あるいは通産省においてお考えになりました構想の中で、そういう一元的な処理ということに若干変わった考え方が出てまいつたといふこととか、その他若干の点もございまして、外務省といたしましては、その構想について反対の議論を申しておつたわけでございますが、その後、この国際協力事業団というところによりまして、それらの省で考えになりました——お考えそのものは非常に一元的な処理であるわけでございますが、それが一元的に処理できるような形になりました。そういうものを新事業団に組み入れてやつていくというそのやり方については、外務省としてもきわめて積極的に対処してまいり、各省と十分に御相談の上、この事業団法案を作成するに至つた、こういう経過でございます。

○石井委員 業務の中に新しく強調されておる社会開発とか、青年海外派遣とかというふうなものを、これは非常に顕著なものですけれども、それ以外に、たとえば農林業を入れたのなら、なぜ水産を入れないのかとか、それからそれ以外に無償資金協力業務というふうなものを含めておらないと

いうふうな、こういうところがでこぼこにこの業務がなつてゐる面がありますね。もし統合されるというなら、もう少しこの辺スムーズに整理されるべき問題もあつたのじゃないかと思ひますけれども、この辺の理由をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○御政府委員 御指摘の無償協力につきましては、従来から外務省に予算をいたしまして、外務省が自分でやつてまいつたわけでございますが、しかし、無償協力の中には、非常に技術協力に近い部面もございまして、この点につきましては、この新事業団の構想が考えられます前から、すでにそういった非常に技術協力に近い部面、たとえば先ほど申し上げました第二十一条の中に書いてもございまして、第二十一条の業務、これは海外技術協力事業団がやつておりました業務でございますが、その中のハの機械の供与といったようなものは、これは非常に無償協力に近い場面でございますので、そういったものを今後ともだんだんこの事業団で拡充していくという考え方からすれば、その辺の調整は今後ともさらに続けてまいらなければいけないといふふうに考えております。

それから、水産業につきましては、昭和四十八年度予算で初めてこの水産業に關します国際協力というふうなものを実施するための予算が、政府ベースのものとしましては農林省につきまして、その結果、民間法人でありますところの海外漁業協力財団というものがつくりまして、目下各国に調査団を出したりいろいろ仕事をしておるわけでございますので、まだ発足したばかりでございます。それから、この財団の仕事の発展ぶりをもう少し注意深くながめていきたいといふふうに現在のところでは考えておるわけでございます。

○石井委員 いまの御答弁は、そうすると今後そういうふうな業務をどんどんと統合していくと、こういう構想であると受け取つていいのですか。

○御政府委員 もしできることならばというふうなあるいはたし書きを申し上げたほうがいいかもしれませんが、現在のところでは、まだそういうふうな方向に向かへるものかどうかの判定がはつきりつきかねておる、特に水産等を今後どうするかというところについては、いま申し上げました財団の仕事、それから外務省についておりますやや無償協力的な水産関係の仕事、そういうものが、今後の発展が今後どうなっていくかという点を見ながら、さらに考えを続けていきたいといふふうに考えております。

○石井委員 通産省、農林省はお見えですか。——いまの議論に關連いたしまして、たとえばこれ以外に海外貿易業務として海外貿易開発協会とか、あるいはいまの水産も農林省でございまして、それから石油開発公団とか金属鉱業事業団とか、こういういろいろございまして、こういうふうなそれぞれ所管の海外協力をやつておる団体があるのか、通産省から一応思ひつかれるところを、重要なこういう問題をひとつ列挙してみたいと思ひます。

○森山説明員 お答え申し上げます。ただいまの石井先生の御質問でございますが、通産省におきまして、海外で経済協力関係をやつております事業団、公団等を列挙いたしますと、まず石油開発公団がございまして、これは海外におきまして石油開発に必要な探鉱のための融資を中心とした業務を行なつております。それから第二番目に金属鉱業事業団がございまして、これは金属鉱物を対象にいたしまして探鉱の融資事業をやつております。

この二つは、いずれも政府機関としてやつておるわけでございますが、このほかに民間の海外活動に對します協力機関といたしまして、海外貿易開発協会という財団法人組織がございまして、実は先ほど石井先生御指摘の通産省におきまして昨年度予算要求の際に出しました公団のベースになつておりますのがこの海外貿易開発協会でございます。今度の事業団の新しい業務の中心になつて

おります周辺インフラに対する融資等は当協会で行つておる業務でございますので、この内容をちよつと御説明させていただきますと思ひます。

この海外貿易開発協会は昭和四十五年の二月に設立された協会でございます。主たる業務は四つございまして、一つは、周辺インフラに対する融資でございます。通常合理化資金の融資というふうな呼んでおります。それから第二は、開発試験事業に対する融資でございます。第一番目と第二番目の融資事業が今度の新しい事業団に移る、こういうふうな考えでございます。それから第三の事業は、開発輸入金融でございます。わが国の企業が発展途上国におきまして開発いたしました産品、これが国際的に割り高になりがちでございますので、これを日本に輸入するために比較的低利の金を融資をするという開発輸入資金金融を第三番目の業務としております。それから第四番目の仕事といたしまして中小企業の海外投資の金融、これがございまして、ただいま申し上げました第三番目の業務と第四番目の業務は海外貿易開発協会にそのまま残すということにいたしました。先ほど申し上げましたように第一と第二の業務を新しい事業団に承継する、こういうことを考えておるわけでございます。

○石井委員 ちよつと農林省の問題に入ります前に、いまの第三と第四の部門というのは金融問題であるから性格が違ふので、これは独立して業務をやるといふのか、それとも将来やはり関連があるのので国際協力事業団のこの構想の中に挿入していきたい、こういうふうな考え方があるのか、この点はどうか。

○森山説明員 お答え申し上げます。ただいま海外貿易の機能を四つ申し上げましたが、第一番目と第二番目の業務は全くこの新設を予定されております新しい事業団の機能と合致する点でございますので、抵抗なく承継できると思ふわけでございますが、第四番目の中小企業の海外投資金融につきましては、これは直接日本の中小企業が海外に進出する場合に金を貸すという

仕組みでございまして、新しい事業団の融資機能が間接的な融資機能、こういうことになっておりますので、事業団でやるのはちょっと実体的にそぐわないのではないかと、この中でございまして、これはやはり別個の財団でやったほうがいいのではないかと、こういう考えを持っております。

それから輸入金融でございまして、これは一つは輸入金融は輸入政策と一緒にやるべきではないかという議論がございまして、それともう一つは、今度の事業団が海外に出かけていきまして、資源を取寄する、こういうような印象を与えてはまずいという配慮もございまして、輸入金融は別個の機関でやったほうが事業団の本体のためにもよろしいのではないかと、こういう感じがございまして、この二つは事業団とは別個に切り離して別個に運用させていただきたい、かように考えておるわけでございまして。

○石井委員 通産省にもう一問伺いますが、国際協力ということになりまして、エネルギーの問題、金属資源の問題は切っても切れぬということになるわけですが、いまの御答弁のこれらの資源国に対する印象と申しますか、そういう配慮も必要ですけれども、この二つの公団、事業団との関係というものは全くないのか。石油と資源、これと国際協力事業団との関係はどういうふうになるのですか。

○森山説明員 お答え申し上げます。

石油開発公団と金属鉱業事業団については、先ほど申し上げましたようにそれぞれ特定の業種につきましても探鉱資金融資ということでございまして、この事業団とは直接的な関係はございせん。ただし、海外でこういった経済協力業務を行なう、こういう問題がございまして、それぞれ別個の観点から動くというところは当然避けるべきでございまして、そのメカニズムにおきましては当然国内で一元的に管理されるべきではないかというところでございまして、対象はそれぞれ変わっておりますけれども、運営の際にはそれぞれ協調的に、精神論としては同一歩調をとって運営すべきである、こういうふうに考えております。

○石井委員 それでは先ほどの質問に関して、農林省のほうからお答えいただきたいと思っております。

○山田説明員 お答え申し上げます。

農林省の関係で民間の海外経済協力に關する団体といたしましては、農業の関係では財団法人で海外農業開発財団という団体がございます。これは四十四年八月に設立されております。これは民間経済界が中心になりまして、政府は毎年五千万ないし六千万の補助金を出しております。東南アジアを中心とする開発途上地域におきましてこの食糧等の農産物の増産その他海外農業の開発に協力するという目的をもちまして、やっております仕事といたしましては、農業技術者の養成及び確保、情報の収集及び提供、並びに調査研究といったようなことでございまして、この中の第一の項目、農業技術者の養成及び確保ということが今度の国際協力事業団の一つの新しい事業として特に力を入れてまいらうということになっておりますので、政府といたしましては、この財団のやっております農業技術者の養成、確保に關する事業は実質的に今度の新しい事業団のほうへ吸収をしたいというふうに考えております。

したがって、そういう関係におきまして、この財団は今後そのまま残りますか、あるいは解散して別の団体になるということになりますか、これはいずれも民間のことでございまして、はっきりいたしておりますけれども、この財団は存続するとしても相当性格が変わってくるものであるというふうに考えております。

それから、先ほど御指摘がございました漁業に關しましては経済協力局長から御答弁がございまして、昨年にございまして財団法人海外漁業協力財団というものができておりますが、これは漁業交渉が行なわれまして、最近御承知のように、日本の漁業水域、漁船が入りますところの水域の確保ということが漁業交渉等で非常に問題になっております。そういう関係におきまして、漁業交渉の一環といたしまして、相手方に対して漁業協力をせよと、さような日本の漁船の

水域確保がなかなか困難であるというふうな観点において、この財団が漁業協力を相手の国に対して供与するというような特殊な任務を持つておりますので、漁業交渉との関連におきまして、そういった交渉の推移に應じて迅速かつ弾力的に対処できるためには、こういう財団のスタイルがよいのではないかと、こういうことを考えております。先ほど協力局長から御答弁ありましたが、何せ昨年できたばかりでございまして、この財団の業績というものをしばらく見守っていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

ただ、一般的な国際協力の一環といたしまして、従来の海外技術協力事業団によりまして、一般的な漁業に關する技術協力が行なわれておりますので、これはもちろん新しい事業団にそのまゝ承継されて行なわれることになると思っております。

○石井委員 もう一つ、移民に關してこの機会に伺っておきたいと思っておりますが、移民事業団が統合されるということにもやはり一つの問題があるようでありまして、この際に建て直すべきところは大いに建て直してもらいたい、こういうふうには考えます。先般も当委員会でありましたか、移民事業がうまくいってなくて、ブラジル、南米あたりでは移住した人が非常に路頭に迷つておるといふようなケースがある。ところが向こう側の政府の救済なりというふうなものに移民であるために当てはまらぬ、こういう議論もあつたようでありまして、ブラジルのサンパウロ等に日本の移住民がコロニアという形をつくつて生活をしておる。これはやはり現地社会に対して非常に悪い印象を与えておるのではないかと、これは基本的な問題で、事業団と直接に關係がないと言われるかも知れませんが、この移住の問題点についてその後調査をしたのか、また具体的な何らかの手を打たれたのか、この点について御答弁いただきたいと思ひます。

○櫻崎説明員 御質問の点が、まず第一にコロニアの問題だといはしますと、コロニアと申します

のは日本人町でございまして、これは確かにサンパウロにございまして。移住者は当初移住地に入りまして、いろいろな理由で移住地よりもむしろ都会のほうがいいということで都会へ出てくるわけでございまして、私の見ますところではサンパウロにありますが、日本人自身が現地社会に受け入れられてないというのではない、むしろあつても申し上げますが、現地におります日本人の両親はなかなか養つておられますが、子供はみんな高い教育を受けてまして町へ出、ブラジルの社会でも非常に高い位置を占めておるといふことで、日本人は時のたつに従ひまして、一世から二世、三世へ移るに従ひましてだんだん現地社会に同化しておる、このように考えるわけでございまして。

それから、そういう問題ではなくて、一般的に移住者というものが移住地で日本人だけで固まつておるということにも問題を感じておると思ひます。これはブラジルとの間には移住協定で日本は移住者を出しているわけであります。事業団が移住地を買つか、あるいは向こうのブラジル政府から提供を受けまして、その移住地へ日本人を入れるということでも当初から日本人はそこへかたまることになっておるわけでございまして、これは移住者の社会といへども、これは現地にある社会でございまして、子供たちの教育は皆向こうの政府がつくりました学校へ入ります。そこで現地の教育を受けるわけであります。そこで大きく見ますと、さつき申し上げましたようなことで、だんだん町へも参ります。あるいは現地で父のものと農業を継ぐわけでございまして、この点につきましても、日本人社会と現地の社会といふものは確かに移住当初にはそういうこともございまして、やはり時のたつに従ひまして、現地社会との同化という面もあつて、いっているのではないと思ひます。それで、こういう問題につきまして、われわれ具体的に総合的な調査ということはやつたことはございせんが、もちろんだんだんからそういう問題につきましては、現地との關係というものをよ

く考え、かつこのような事業団ができておられれば、移住業務を進めるにあたりまして、やはり移住者に対する援助というものが現地の周辺社会にも利益が及ぶというような形で、少なくとも現地の人々からとやかく批判をされないような形で進めたい、このように考えております。

○石井委員 いま通産、農林それから移住ということについて部分的にお話を伺ったのですけれども、何か簡単に組み込めるものだけに組み込んだけれども、問題のあるものはみな残してある、こういうような形のようにも見受けられます。私は、国際協力というふうなものの効果を最大にあげるというためには、これらの問題は非常に関連が深いし、このあたりの相互の密接な連携と協調というものが非常に必要である、こういう感じがいたしてなりません。そういう意味で、きょうは専門的にこの辺を深く突っ込んでいくまでの時間的余裕もございませんけれども、これはもちろん当委員会でも後刻野党の皆さん方からも大いに問題として出てくる点だろと思ひますけれども、国内の従来の業務というふうなものが分けにくいとか、そういうふうなややセクショナリズム的なものを排して、国際協力の実をあげていただきたいと特に思ひます。

先ほど外務省あるいは西省間にもいろいろの紆余曲折があったということも伺ひしたわけですが、それを認められたかどうか、それに対する答弁は必ずしも満足すべきものでなかったように感じますが、そのことはこれ以上申し上げません。

それから、私が先ほど外務大臣にお尋ねいたしました新設の経済協力の推進の大臣が今後さらに総理の命を受けて国際経済協力に従事されるということですが、ところがこの事業団とは関係がない、こういう御答弁でありました。ところが話を聞いておきますと、いまそれぞれのお立場から御答弁になりました。複雑にふくそうしてあります資源の開発、経済の協力、技術の協力、移住の推進、貿易の促進、こういうふうなものこそ新設の

経済協力の大臣が整理統合をする、外務大臣と協力しながらやるという姿勢があつてもいいのですが、その辺の答弁も必ずしも明快でない、こういうふうな感じがいたすわけでもございますが、これは政府のレベルというよりも、非常に政治的な問題も含まれておると思ひますけれども、この点も今後時間がたつにつれてひとつ御調整をいただき、この辺はもう少し明快な答弁の出るような形にしたい、こういう印象を私は強く持つておることをここに付け加えておきたいと思ひます。

そこで、これから各論に入るわけですが、まず最初に、この事業団の正式の英語の名称はどういうのか、OTCAとか何とかアプレディエーションで言いますとこれはどういう形になっておるのですか。

○御政府委員 英語の名称につきましてはまだ正式にきめたわけではございませんが、国際協力事業団というのをそのまま英語に訳しますとインターナショナル・コーポレーション・エージェンシーというふうなことになるかと思ひます。日本という字をはっきりさせるためにその頭にJというのをつけてJICAというふうなことは使え方が適当ではなからうか、ほかにいろいろな考え方もござりますが、ということで目下まだ検討中であるということでございます。

○石井委員 インターナショナル・コーポレーション・エージェンシーということだとアメリカのICAと同じになるわけですね。アメリカのICAといへば、要するに第二次世界大戦直後物資のないところへICAのマークを張って、日本にもたくさんありましたけれども、特にこれらの国々にたくさん知恵がないのか、ICAがその次に何かUSOMとかいう名前に変りましたけれども、ICAという印象はいい面もあるうかと思ひますが、その後の反日感情その他というふうなことを考えますと、非常に悪い面も残つておる、こういう感じがいたしてなりません。わが国で

は、国際協力事業団でけつこうですが、外国での仕事をする場合に、外国の名前のほうが非常に重要だ、こういう感じがいたしますので、この点もこれを変えろとまでは申し上げませんが、もう少し知恵が出し得るのじゃないかという感じがいたします。一つ申し添えておきます。

それから今度は、法案についていろいろ拝見しております。いろいろなところで疑問が出てくるわけですが、これは逐次やらしていただくと思ひますが、まず、第四条の四十億の資本金、これは政府が出資するというか、民間の資本の活用というのはいくつか、第二点は、附則第六条四項、附則七

条四項、附則八条五項と書いてありますが、これの内訳はどうなつておるのか、事業団それぞれから出資をされるのだからと思ひますけれども、このバランスはどうなつておるか、この点をひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○御政府委員 まず、御質問の第一点でございますが、法律の表面には、新事業団の資本金は四十億、及び附則に書いてある事項というふうな書いてございまして、その点なかなかおわかりにくいと思ひますが、それ以外に民間のものを認めないのはいくつか、そのうちの第一点であつたかと思ひますので、そちらのほうからお答え申し上げます。

この事業団は、いわゆる特殊法人ということでございます。その特殊法人としての性格から、かりに民間の出資を認めるようなことをやりましたら、出資者に対して権利とか、そういうことを認めることがやりにくい。また非常に公的な色彩の強い技術協力というふうな国際協力にかかわる業務を行ないますので、民間がこの事業団そのものに出資をするというよりは、必ずしも適当ではないというふうな判断をいたしております。ただ、民間の資金というふうなものも将来調達して、この事業を拡大するというような場合には、法案の第三十一条で借入金というふうなこともござります。それからまた債券の発行というふうなことも規定されておりますので、そういう点で利用していきたいというふうに考えております。

それから第二点でございますが、附則にあらわされておるものはいくつかのものをさしておるのかという点では、四十億円のほかに、まず第一番目に、海外技術協力事業団から承継される資本金で、昭和四十九年度予算に計上されたものまでも含めまして約三十七億円ほどでございます。それから海外移住事業団から承継される資本金は、同じく四十九年度分を含めまして約七十三億円ほどでございます。それから日本貿易振興会の資本金から、いまの海外開発協会の関係で、減資して引き継がれるものが、同じく四十九年度分を含んで七十四億円ほどでございます。したがって、その全部の合計、四十億の分も含めての合計でございますが、全体で二百二十三億四千万、二百二十四億四千万の金が資本金となつておるということでございます。

○石井委員 事業団の職員は総裁が任命すると十七条にはなつておりますが、この割り振りはどういうふうになっておるのか。

○御政府委員 おおむね現在存在しております海外技術協力事業団、海外移住事業団等の職員が引き継がれるというふうなことになるのがたてまえでございます。そのほかまた、先ほど通産省のほうから御説明のございました海外貿易開発協会の業務のうちの一部もここへ引き継がれますので、そのための職員も引き継がれる。それから農林省の御指摘になりました海外農業開発財団の関係についても、同じようなことが言える。それにまた、この四十九年度予算の中で出資金は四十億でございますが、そのほかに、交付金として十億円が計上されておりますので、その点から来ます人員の増というふうなこともござります。そうしますと、それらのものを全部合わせますと、およそ千人ぐらいというのが、この職員の数というふうな勘定ができるわけでございます。

いま申し上げました技術協力事業団につきましては、大体四百五、六十人というのが現状でございます。移住事業団につきましては、四百三十名程度というのが現状でございます。それから海外貿易開発協会につきましては、現在の職員は十八名でございますが、そのうちだけがこちらへ入ってくるかは、まだ、仕事の関係でございますので、私もよく承知いたしております。また、農業開発財団につきましても、現在の職員は役員を含めて九名でございますが、このうちだけがこちらへ入ってまいりますか、仕事の関係係からまだはっきりいたしておりません。

○石井委員　そこでこれらの人々は、やはり国を代表して、対外折衝に当たるといふ非常に重要なポストなんですけれども、従来、たとえば一時、何と申しますか、OTCA内でトラブルがあつて、十分の受け入れができなかったというようなこともございます。この際、全くこれまでと同じような形で移管されるのかどうか。移住団は移住団で、そこにはお互いの差なり、レベルの違いというふうなものもあるのじゃないか、こういうようなことも思うのでございますけれども、またそれが公務員の待遇、その他どういふ形になつておるかというふうな面、簡潔で結構です。お答えを願ひたい。

それと、この際、ひとつ資料要求をしておきませんが、いま大ざっぱに言われました千名の方がどういふ役職の分布になつておつて、また、その待遇というふうなものがどういふふうになつておるか。これは、いま説明を求めておつても、たくさんの方々ですから、あれですけれども、事業の遺憾なきを期すためにこの資料をひとつ当委員会に御提出を後刻いただきたいということも要求させていただきます。と思います。

○御座政府委員　御指摘の待遇、それからまた、特に技術協力事業団につきましては、組合等の関係とかいふようなことが、従来から問題にされたということも事実でございますが、そういう問題につきましては、今後この事業団を構成するに

あたりまして、種々検討を続けていかなければならない問題がたくさんございますので、目下鋭意検討中でございます。また、もう少し検討が進みましてから、お答えをさせていただきます。存じております。

それから、ただいま御要請のございました資料は、できます限り作成いたしまして、御提出させていただきます。と思います。

○石井委員　いまの資料の中に、職員の皆さんの平均年齢であるとか、そういうふうなものも一目瞭然、わかるようにしていただきたいと思ひます。千名に対して、それぞれのバイオデータを求めておる、そういうことではございませんけれども、その点、よろしく願ひます。

その次に、第二章の八条以下のところでございますけれども、人材の確保ということが非常に重要であると同時に、これを指導される役員の方々、こういう人々の構成がどうなつてくるのかということ、これは事業の遂行上、非常に重要な問題です。事業団の代表権がどうなつておるか、それからここにかなりの人数の理事が書いてございまして、この人選はどういう人々を想定し、考えられておるか、この点はいかがですか。

○御座政府委員　御指摘の諸点、何ぶんにもこの法案の作成中、先ほど申し上げましたようないろいろな関係省間の話し合い等々、いろいろな問題がございましたために、まだ検討が十分に進んでおりませんので、現在の段階でどういふ人間を当てはめるといふような点は、もう少しお答えを差し置かせていただきたいと思います。理事の数が十二名となつておりますのは、すでに現在存在しております海外技術協力事業団に理事が四名、それから海外移住事業団に理事が四名おる、その二つの事業団が当事業団に合併されるという点で、それに新しい業務がつけ加わるというふうなことから計算して十二名という数字が出ております。

○石井委員　従来どおりの事務所と同じような事務をとっていくのか、それともやはり統合したと

いうことになれば、一つの統合した形で新しく発足するのということ。

それからいまの質問に関連いたしまして、常に問題になりますのはお役人の天下り人事ということ、これは予算委員会でも常に問題になつてくるわけですね。いまのお話だと、これまでやっておられた方がそのまま理事に移られる、こういうふうなことのようにも聞き取れるわけですが、やはりこれは野の有能な人々というふうなものも大いに登用してこの任に当たつてもいい、こういう感じがいたすわけですが、この点はいかがですか。

○御座政府委員　事務所につきましては、現在海外技術協力事業団の入つております事務所はアジア経済研究所と共有というふうな形になつております。移住事業団の入つております事務所は借用をしておるものだと聞いておりますので、その二つは比較的近い場所にはございますが、二つに分かれておるのには不便であるかとも存じて、その点についても、その借用等の問題も予算の問題等もございまして、現在なお検討中でございます。

それから、先ほどの答弁で理事の数について御説明申し上げましたのは、私もことばが少し足りなくて、現在の両事業団の理事の数が四名ずつであるということのみを御説明したわけでございます。必ずしも現在の人間がそのまま新しい事業団の理事になるといふことを意味したつもりではございませんので、御指摘のように、官民の適材適所主義ということで書いて検討を続けていきたいというふうに考えております。

○石井委員　代表権の問題はどうですか。

○御座政府委員　この事業団の代表権につきましては、法案の第九条に書かれております。対外的な代表権は総裁がこれを持つわけでございますが、副総裁二人が置かれますので、その副総裁につきましても、総裁が定めるところに従つて制限的に対外的代表権を有するといふ形になります。ただし、総裁並びに副総裁がすべて欠員になつた

ような場合であるとか、事業団とこの総裁または副総裁との利益が相反するような事項が発生した場合、その場合には監事が事業団を代表するといふ特例的な場合が考えられております。

○石井委員　この第十五条を読んでおまして、「事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。」こういう規定はあんまり見ない規定だと思ひます。すけれども、こういう規定を特に設けられたのは、やはりいろいろの機構が一挙に統合したという形の中から、こういうことを想定してこういう配慮をしておられるのか、この十五条について御説明を求めます。

○御座政府委員　御指摘の第十五条の規定につきましては、特にこの事業団の場合にそういつたむずかしい問題が起こることを想定したわけではございません。従来そういつた先例もあるということでございます。たとえば、これは海外経済協力基金法の中でございまして、その中にも第十六条に「基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。」というふうな規定が設けてございます。

で、具体的な例はどんな例があるかということも、必ずしもそういつた例が事実発生するといふようなことはいかとも思ひますが、この事業団が総裁の持つてゐる土地とか家とかを買おうとか、そういうふうなときに総裁の意見を入れたのでは、ぐあいが悪いといふような場合を考えておるといふ次第でございます。

○石井委員　その次に、十条の日本輸出入銀行の理事、海外経済協力基金の理事、これを入れた理由は、どうなのか、おそろく先ほど私が質問しました件と関係があるからという形になるかと思ひます。すけれども、私が後ほどお伺ひしようと思つております運営審議会、この構成とも関連をしてくるわけですが、この事業を確実に推進していくためにはやはり幅広い理事構成といふふ

うなものが要るのですが、この十条に關しての私の質問にお答えいただきたいと思ひます。

○御座政府委員 第十条におきまして、非常勤の理事をそれぞれ海外経済協力基金及び日本輸出入銀行から出していただくという事は、まさに御指摘のとおり、この事業団の行ないます業務が、海外経済協力基金及び日本輸出入銀行の行なっておりまます業務と非常に密接な関連がございますことは、本法案の第二十二条等をこらんなればよくおわかりいただけることと思ひますが、そういったような意味から、輸銀並びに基金の理事が新事業団の理事を兼務して円滑な運営をはかつてまいりたいというふうに考へておるわけでござい

○石井委員 それでこの第三章の十九条以下の運営審議会は四十名の委員で組織する、こういうこととすけれども、これはどういう機能を果たすのか、またどういふ人々をこの委員に任命しようと思ひますか、この点はいかがですか。

○御座政府委員 通常こういった種類の事業団には運営審議会というものが置かれますが、その例にならつてこの事業団にも運営審議会を置いたわけでございします。この事業団はそもそも政府の行ないます国際協力に關する諸政策ばかりでなく、民間の国際協力とも非常に密接な關係を持つ仕事を進行なうわけでございします。官民のそういった方面での知識を持った方々の意見をこの事業団の仕事に十分に反映させて、そしてこの事業団の適正な運営をはかる必要があるという事を考へてこの運営審議会を設けたわけでございします。

従来の海外技術協力事業団及び海外移住事業団にもそれぞれ運営審議会がございします。その委員の数はそれぞれ十五人でございします。しかもそのメンバーはそれぞれ違った方式で選ばれておるもので、重複している者は必ずしもありませんので、そういった意味を含めて、この事業団の業務の範囲がいまの二つの事業団よりもさらに広がっておるというような意味から、全体の人員を

四十名というようにしていただきたいと存じておるわけでございします。実際にどういふ人間をここに選ぶかということにつきましては現在なお検討中でございます。

御参考までに申し上げますと、海外技術協力事業団の運営審議会のメンバーは、従来、關係省の次官並びに若干の民間の方々、有識者でございした。海外移住事業団の方は主として民間の有識者から選ばれておったという経緯がござい

○石井委員 いまOTCAその他三つ、四つの組織、団体のスタッフに關する資料を要求いたしました。が、いまのこの理事に關連いたしまして、特にヘッドになる人々ですか非常に重要だと思ひますけれども、現在の組織における理事構成はどうなつておるのかということ、そしてさらに今後これが国際協力事業団の理事になるのかならぬのか、その点が問題でありますけれども、これに關する資料も同時にひとつ御提出いただきたいと思ひます。

その次は第二十一条ですが、特に業務の中で、先ほど御答弁がありました新しい問題として取り上げられた農林業、鉱工業の開発の協力、これは一番問題があり、議論の焦点になるわけでございしますけれども、たとえばこの第三号のイ、ロに書いてある規定による資金供給は一体これはだれに對して行なわれるのか、これはいかがですか。

○御座政府委員 この出資もしくは融資の対象はどこかという御質問でございしますが、これは従来の海外経済協力基金法の場合とほぼ似たような考へ方でございまして、法文上は対象がどこにあるかということを書かれておらないという事は、どこでもいいという事になります。實際上には本邦の法人ということとを当面の対象として考へております。

○石井委員 その要件その他というのは、本邦の法人なんといつたらだれでも出せるということ、まことにあれですが、そういう細目があるのですか。

○御座政府委員 本邦法人に對して貸し付けると申しましたが、その場合の貸し付けあるいは出資をする制限は、第二十二条に掲げてあるような制限の条項に服するわけでございします。

○石井委員 途中ですけれども、時間が来たようですから……国際情勢でこれぐらいの時間をいただくとたいへんありがたいのですが、これで一応きょうの質問を終えたいと思ひます。

○本村委員長 所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約の締結について承認を求め、及び所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国とスペイン国との間の条約の締結について承認を求め、以上兩件を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。渡部一郎君。

○渡部(一)委員 租税の二重課税防止の条約に關し、先日(一)委員会で種々討論を繰り返したわけですが、この条約の中には多数の問題点があることがすでに明らかにされております。關係されております外務省當局あるいは大蔵省の當局の御説明によりますれば、本条約は二重課税の二重課税に對して、今日まで二十六カ国にわたりのこの条約の締結によつて二重課税が防止されたことはその名称のとおりであります。しかしながら、その二重課税防止条約というものがOECDモデル条約をもとにして、二十年前から改定作業中であり、しかもその改定作業の間、種々の問題点が発見され、そして今日の情勢に對応しないという問題点は条約締結者の間でも表明されているとありであります。しかも企業の画期的な活動の発展により、特に問題とされるのは、多国籍企業の発展により、この二重課税防止条約が實際的にその多国籍先発企業の大きな利益を擁護し、そして後発多国籍企業あるいは後進国の企業の活動に打撃を与えあるいは一般的な民衆の利益という

ものについては考慮されていない面を前回の委員会で指摘をいたしたわけでありましたが、その点についてはほとんど確たる反論もなく、必要な措置がとられなければならない旨、明らかにされてまいつたわけでありました。

このような観点から、私は總括して申し上げたわけでありましたが、この多国籍企業をどう考へるか、多国籍企業問題に對して國際的な活動が政府として方向性が明示されないならば、本条約はかつて先発多国籍企業を擁護するだけの条約に成り下がる、また今日までの二重課税防止条約が、少なくともそうした意味合いを持つてきたという件に關しては御理解をいただけるだろうと思ひわけであります。その意味で租税の二重課税防止条約のたぐいに對し、いまや抜本的に考え直さなければいけない、また多国籍企業の取り扱いについても考え直さなければいけない時代に来ていたのではないかと、こう思つたわけでありまして、それが本委員会に通産大臣及び外務大臣の御出席を要求し、また大蔵大臣の御出席を要求した理由であります。

そこで私は、實際にいままで述べたこの多国籍企業の問題に對してどう考へるかというところあたりから、通産大臣の前向きな御見解を伺つていきたい、こう思つたわけでありました。

○中曾根國務大臣 まず、租税の二重課税防止の条約は、國際經濟を發展させるために必要な条約であると思ひます。國際經濟を先進國相互、あるいは先進國、發展途上國、あるいは發展途上國相互、そういうふうなマルチナショナルに發展させていくために、二重課税防止条約というものが人間の英知で生まれて、これがかつたやうな意味において、世界經濟を繁榮させるために貢献しておるものであると確信しております。

多国籍企業の問題は、この問題と若干關係しておりますけれども、問題はむしろ多国籍企業のマナーにあるように思ひます。われわれも多国籍企業については重大な関心を持っておりまして、政府としてもかつて、いまの澄田輪銀總裁を

局長にして調査団まで派遣をしてその実体を究明したところであり、かつまた、アメリカのドルが非常に弱くなった際に、多国籍企業を放置しておいてアメリカはそれでドルが弱くなったと言っておれるのかというような非難を、日本をはじめECの国々もやった経験もあり、多国籍企業自体というものは、歩き出しますという、その原所属国家の主権を放れて一人歩きしていくという性格もあります。でありますから、OECD等におきましても、これが問題になって検討を加えられていると聞いております。

私ら通産省といたしましても、そういう以上のようなことを踏まえて、多国籍企業がいかにか正しくあるべきか——多国籍企業は必要であり、また有益であると思います。問題は、その欠点をどう克服して正しいあり方、軌道に乗せていくか、そういう問題にある、こう考えております。

○渡部(一)委員 予想どおりの御答弁のようで、私の心配もそこにあつたわけでありました。真正面から議論して恐縮であります。そうすると、いま言われたことは大きな矛盾を含んでいるわけでありまして、二重課税防止条約というものによりまして、多国籍企業こそが利益を受けるわけでありまして、その多国籍企業のコントロールに對して、どうやら通産省は何も考えておられないのではないかとこの節がある。

と申しますのは、基礎的な多国籍企業に対するお考え、多国籍企業が一人歩きすると国家の主権を脅かすほどの存在になる点の御認識、それは私はいちばんの思ひであります。そうしますと、税金の問題でこの租税二重課税に関するこうした条約ができるということは、多国籍企業を奨励するだけのことではないかと私は指摘しているわけでありまして。

それは無数の実例がありますが、いま申し上げるのはほんとうですから、今度の予算委員会において、矢野閣下の中で提示された問題をたつた一つあげて申しますならば、業界第七位の商社トーマン、本社と米国トーマンとの間で、食料を仕

入れたように装って架空経費を払ったり、架空の国際電報で送金したというような、非常に拙劣な手段ではありますけれども、これによって十三億円の裏金をつくった旨指摘が行なわれました。また、これはほんとうにそうした電報を打っていたテクニクについては、当時国税庁においてはそれを明らかにすることはできていなかったようでありまして、こうした形で本社から送金する、利益の一部を水増ししたり上積み分をプールしたりしたこの手段というものが、相当多数の経費が隠された。また丸紅飯田においては、こうした形において十八億円が累積された。また日商岩井は、アメリカにおいて現地法人を巧みに取り扱った価格を引き上げたということは、もう御理解のとおりであります。

そうすると、いまの御発言は、多国籍企業に對して、これはもうあまりにも無防備な御発言ではないかと思うわけでありまして、国際経済を進展させる面と阻害させる面、特に国家主権に對しては重大な影響があるのではないかと、それに対する基礎的な考え方が通産省になければ、大蔵省当局は取り締まりもできない、考えることもできないとすでに述べております。つまり、多国籍企業を尊重するほうに行くのか、これはいかぬというほうに行くのか、あるいは多国籍企業問題に對して打ち合わせをやるのかやらの、そういうそれについて政府の方針をどうするのか、いまだ通産省は明快ではありません。そして単なる質疑応答のときは、考え方は出ますけれども、対案が出ていないというのには私は遺憾だと思ひます。その点をいかにお考えであるか。私は、この意味では、これがこの物価国会といわれた今国会の締めくくりになる議論になるだろうと思うわけでありまして、これに對する御見解を明らかにしていただかなければいかぬと思ひます。

○中會根國務大臣 通産省ではとくに、多国籍企業に關する研究会を部内において開きまして、これをどう処理すべきか検討しておるところでございます。方向としては、監視し、適正な規制

を加えつつこの発展を期する、そういうことにならなければならないと思ひます。

二重課税の問題に關しましては、二重課税があつていいということでは世界経済は阻害されるので、やはり二重課税防止ということが必要であると思ひます。問題は、そういう条約その他の網をくぐつて脱法行為を行なつたり、あるいはそれに類似すると思われる行為を行なうこと自体をわれわれは規制し監視しなければならぬというふうに考えます。

○渡部(一)委員 OECDのDAC、すなわち開発援助委員会の推計によりますと、DAC加盟諸国の直接投資残額は、一九六六年で九百億ドルでありましたが、一九七〇年には千三百億ドルに増大しているといわれております。このような国際投資活動が国際経済の中で強大にふくれ上がったという事実、これにまず御注意をいたしたかなければいかぬと思ひます。この投資残高がこういふふうに強大にふくれ上がったという事実につき、すでにたくさんの研究が述べられております。たとえば日本ではあまりもはやされてはおりませんけれども、アメリカの某大学においては、その問題に對して取り扱いは行なわれ、一般の大企業群が發展するスピードとこの多国籍企業群が發展するスピードは大体二・五倍の開きがある旨、アメリカ系企業に對してこれを示しております。

その理由は何かという、一つは、技術あるいは資材等を輸入する際に非常に優位であるというようなこともありますが、主たる要因としてあげられてゐるのが税金の問題であります。その税金の問題で一番けしからぬのは、決算時期をずらすことによって利益金を次から次へ適當に動かすことによつて、その租税を払う時期に当たった租税国からお金を散らすという形で租税を回避することが可能であります。また、タックスヘブンという租税天国、そのタックスヘブンに對して本社を移動させる、事業所を移動させる、こうしたことがまた可能であります。またこれは脱法ではない。またタックスヘブン国の大半は二重課税

防止条約を結んでおらないので、二重課税防止条約を結んでいる、タックスその他労働関係、資材関係等を含めて適當な国に本社、事業所を移し、そこに資本を集中するという形で利益を移す、こうしたことが行なわれております。

そうすると、二重課税防止条約はまさにそれを意味してゐる。スペインとアイルランドに對して今回議論がされているわけでありまして、これらの国々における現在述べられている企業はほとんど小さなものでありまして、しかも、日本国の多国籍企業になりかかつてゐる小さな企業が多いわけでありまして、この日本国の多国籍企業、またその大きなねらいを持つてゐることは言うまでもないのであります。

そうすると、いま研究会を部内でやつてゐる、監視して適正な規制を加えらるゝとおっしゃいますけれども、現実は何もやっていない、現実は何も行なわれていない。そしてひたすらこうした事業を放置するということは、日本国内でいわれている大企業対小企業の戦いだけでなく、多国籍企業の大企業と後進国の日本との利害というものは、明確に對立するものであります。こうしたことに關して、もう少し御理解いただかなければいかぬのじゃないか、こう思つておるわけでありまして、この辺、いかがお考えですか。

○中會根國務大臣 その御指摘はもつともなことであると思ひます。日本にはまだIBMみたいな大きな多国籍企業はございません。IBM自体はアメリカの公取何かで分割論が出てきてゐるということも聞いております。そのほかアメリカにはそういうような巨大な多国籍企業が非常に発達しておりますが、その弊害も非常にでてきておると思ひます。日本におきまして、大企業商社筋等が將來發展すればそういう可能性を秘めてゐるとわれわれも警戒をしております。先ほど申し上げましたのは、一人歩きしたと國を離れて歩いていってしまう、そう申し上げました辺について、われわれとしても非常な警戒を持って、いろいろその筋を検討しておるのが現状でございます。

まして、今後われわれはその検討の進めぐあいに
よりまして、あるいは法的にあるいは行政的に必
要に応じて適切な措置をとっていかうと考えてお
るのが現段階であります。

○渡部(一)委員 私は大任はさく御理解いた
だいておるとその辺思いますが、それに対する適
切な措置がとられていないという責めはかぶらな
ければいかぬと思います。今国会においてさんざ
ん議論された国際的な買ひ占め、売り惜しみの波
に対して、予算委員会その他においては重要な指
摘ではありましたが、それがほんとうに指
摘されないまま今日に來、そしていまこうやって
何え、対応策がないことが明らかであります。
そうすると、私は非常に遺憾とせざるを得ない。

二重課税防止条約の審議にあたって、二重課税
防止の部分と多国籍企業の議論とは分けるという
議論が確かにあるわけでありまして、それは本質的
には話の二つの構造のものだという議論があるの
は、私は理解をいたしております。しかし、その
多国籍企業をはじめとする国際的な巨大企業に対
して、税をどうするか明示しておかなくて、そ
して片々たる二重課税防止条約を締結していくと
いうことは、小を撃って大を野放しにするという
基礎的な考え方ではないかと私は思うわけであ
ります。それは日本国としても非常に遺憾な
ことであり、そして国際的なバランスの上から
も、バランスを欠いていることじゃないかと私は
思うわけですね。

そしてもう一つ申し上げるならば、時間もそう
あるわけではないのでまとめて申し上げますが、
わが国の対外直接投資残額が七〇年度に三十六億
ドル、七一年度に五十四億ドル、七二年年度の十二
月に六十二億ドルと、こう急増いたしております。
そうすると、こうした対外直接投資というもの
が急速に伸びているということ自体が、世界
経済におけるわが国の国際投資活動の増大を意味
しております。それは投資されるほうの国家群から見
れば、当初こそはその進出を望むとしても、その
後進多国籍企業保持国とでもいまいしょうか、そ

ういう国から見ればエコノミックアニマルが出て
きたという非難を回避することはできない。エコ
ノミックアニマル日本といわれるのはあたりまえ
のことになってしまふ。この辺を全く考えられな
いので、エコノミックアニマル問題を取り扱おうと
したら、これは取捨つかなくなるのじゃないか、
私はそう思うわけなんです。

したがって対外投資活動に対し、政府は今日ま
で補助金を出すと税制上の優遇措置をとると
か、そういうことを一貫してやってこられた。
特に通産省はあらゆる非難を押えながらも、そう
いうことで先進多国籍企業保有国に対して、日本
企業を多国籍化するために実質的に援助をされ続
けてこられた。ソニーをしてアメリカソニーを進
出させ、そしてブラジルソニーを設立させ、新日
鉄をしてブラジルのウジミナスに製鉄所をつくら
せるというようなやり方で、次から次へと多国籍
企業化されるために、あらゆる税制あるいは通産
指導の形でそういったことをやってこられた。そ
れでバランスがとれるかという問題について考え
なければいけないと私は思うのです。

一つは後進国の立場から、一つはこれ以上巨大
企業を世界が保有するために、世界の各国群が巨
大多国籍企業の下敷きになってしまつて、コント
ロールを失った議会というものになっていくこと
に關して、両方の面から考え直さなければいけな
いのではないかと私は思うわけなんです。特に本
国会における予算は約十五兆円でありまして、こ
ころが三菱商事一社の今期予算は十五兆でありま
す。こうした十五兆と十五兆を単純に比較するこ
とは、一方は予算の性格を持ち、一方は取り扱い
高の性格を持つので、話が違うかもしれませ
んが、そういう巨大規模を持つものをすでに育て
上げられた日本は、そういう巨大商社群に対して
指導、コントロールの実を失い始めておる。そし
てコントロールをするのは、こしはばくくのわず
かの時間しかあり得ないだろうと私は思うわけ
です。こうしたことをどうお考えでおられるのか、
重ねてであります、伺います。

○中會根國務大臣 最近における世界の目ざまし
い変化は、われわれとしては新しい事態として、
新しい観点から検討を加えなければならぬと思つ
ております。一面においては衛星とか宇宙通信とい
うものがあり、あるいは大型ジェット機が開発さ
れ、そういう面が著しく進んで、国と国との間が
狭まって、地球が不動産化してくる。そういう面
においては多国籍企業というようなものが発生し
て、これが拡大していくという必然性があると思
います。ちやうど封建時代の關所がなくなる
ようなもので、商業機構が発達するようになると
は、ちやうど類似している要素があるわけだと思
います。が、一面、そういうことになると、資源
ナショナルリズムというようなものが片つ方では生
じてくる。

そういうような地球のスケールにおける非常に
国際的な条件の変化が起きておるので、多国籍企
業というものも不可避にいま出てきておる。自由
経済の社会において、そういうものだろうと私は
思います。それだけにそのまま放置していいとい
う問題ではないのであつて、公明党の皆さんが御
指摘のポイントには、まさにわれわれに非常に大事
な研究課題をお与えいただいたものと思つていま
す。われわれはかねてからそういう意味におい
て、政府でも使節団を派遣したり通産省でも研究
会をつくつてその検討をやつておる最中でござい
ますが、御指摘の点はまさにそういう変化に対応
すべき政治ないし行政の態度を求められておられ
ると思つたので、われわれもこれを誠実に検討
して適切な処理をしていきたいと思つておりま
す。

○渡部(一)委員 外務大臣にひとつお答えいた
だかなければならぬのですが、通産大臣はきわめて
率直に問題点を指摘されたように私思ひます。そ
うすると、この二重課税防止条約は、外務省とし
て一生懸命委員会に出されておるわけでありま
すが、きわめて問題点がうしろ側にたくさんあり
まして、結局根本の問題が解決されないで、さま
まの条約を出してきておるわけですから、これは

一体いま出すことに意味があるのかどうかきわめ
て疑わしいということにもならざるを限らない。大
蔵省もそうおっしゃった。通産大臣もおっしゃ
った。外務省だけが張り切つてこれを通そうとす
る。そして理由がよくわからない。私はどうも
なすけな。

私はそこで、いまのことに対して御返答を求め
るのではなくて、この間から外務省としてはO
ECDのモデル条約について変更のお話し合いが
あったことは御存じのとおりだと思ふのです。そ
していまOECD内でこの多国籍企業問題につ
いてお話し合いが続いているのも御存じだろうと思
ふのです。わが国政府のそれに対する態度とい
うのは、多国籍企業問題を含む問題について、国
際経済に内在する問題について議論されているの
に対して、日本政府の方針は、どうも私が調べた
限りでは、OECD側とそれから一緒に参加して
おるアメリカ側との議論をながめておるというの
が適切な言い方じゃないかと私は思うのです。
それで日本政府としては、世界の大勢に順応
するといふような言い方でばやと見ているとい
うような状況になっておる。

御議論があれば承りますが、そうした状況の中
でこの租税の二重課税防止条約をこんなにかんば
らなければならぬ理由は何か、私はきわめてわか
らない。むしろそれよりも、租税の二重課税防止
条約を通すにあつては国内措置を緊急に急がな
きやならぬものがある。すくなくさんあるわけ
であり、外務省の国際経済に対する態度を確立する
必要があると私は思うわけなんです。途中であ
りますが、外務大臣、ひとつお答えをいただきた
い。

○大平國務大臣 多国籍企業の成長という問題
は、通産大臣も言及されましたように、戦後の新
しい顕著な現象でございまして、これをどのよう
に受けとめていくかという受け皿が世界経済のい
ままでの仕組みの中にはなかつたわけであつて、こ
ういふ。われわれは貿易の面で自由な拡大のため
にガットというマルチナ仕組みをつくつて、それに

加盟いたしました。必分の貢献をいたしておるわけでございますが、多国籍企業というものをめぐってマルチな受け皿をつくっていくということについて世界はまだ準備ができていないわけでございます。各国ともこれをいま検討を始めておるのが今日の状態だと思ひます。

そういう状態の中で二重課税防止の条約をお願いする意味はどこにあるかということでございますが、これは申すまでもなく二重課税の条約でございます。この二重課税におきまして二重課税が防止されるということは、経済交流をはかつていく上におきましての不安を除去いたしまして、それだけの積極的な意味があると私は思うのであります。けれども、あなたが御指摘のように、三つ以上の国にまたがるような場合におきましては、たとえこの条約に特殊関連企業条項とかあるいは情報条項とかいろいろあることがございまして、この状態をとらえてみるにはおのずから限界があることはわれわれも重々承知いたしておるわけでございます。したがって、これに対応する道は二つあると思ひます。

一つは、いままでのような二重課税の租税条約網を無限に拡充して、そのネットワークを充実させてまいりまして、水も漏らさぬような仕組みをたんにねにつくり上げていく道が一つあると思ひます。もう一つは、国際的な約束をマルチのベースでつくりまして、そのワク内におきまして各国が秩序ある行動をやつてまいることによつて、多国籍企業がもたらした租税の逃避あるいは不均衡等を防止してまいることだろふと思ひます。

いずれにいたしましても、これには実態をよく究明しなければなりません。国際世論がそのように漸次関心も高まり熟成してまいりまして、そういう仕組みをだんだんつくり上げていく機運が出てこなければならぬと思ひます。私どももいたしましては、そういう点に視点を置きまして、鋭意検討を重ねていくべきものと思ひます。であります。

ただ、繰り返して申し上げますけれども、そういう段階におきましても、いま御提案申し上げておるような二重課税防止条約というものは、二重課税のものでございすけれども、それだけのメリットはある、どう考えてもデメリットはない、そう思ひます。そういう意味におきまして、不完全なものでございすけれども、国際経済交流の立場から前進したものであるという御評価を賜りまして御承認をお願いしたいと思ひます。

○渡部(一)委員 ここにありますのは「外資問題調査団報告書」と称して、外務省の提示された書類であります。通産大臣お急ぎのようでありまして、通産大臣に対する御質問をまとめて申し上げるわけでありまして、この項目の中の第七項に、多国籍企業に対して「税制上の問題点として、いくつかの国にまたがる親会社と子会社との各種の操作により、本来ならばある国の子会社に帰属すべき利潤が親会社または他国の子会社に移転される可能性が存在する。かかるポテンシャルな利潤の移転は、第一に脱税行為であり、また第二には子会社の株主のうち、親会社以外の人々の利益を侵害するものである。したがって、今後外国企業の日本への進出が一段と活発化する際には、特にこの点の監査を厳重にし、かかる弊害が生じないように配慮する必要がある。現にドイツの国税庁はこの点の監査を徹底させるために非常に大きな努力を払つてゐることであつた。その他の点でも国際的大企業は一国内のみにおいて事業活動をおこなつてゐる企業に比べて、税負担上の弾力性を持ち有利である可能性がある。例えばドイツでは法人税課税における配当課税措置の結果、配当を本国に送金して、これを子会社に再投資する外資系企業は、国内企業よりも有利であるといわれている。したがって、今後税制を改正するにあつては少なくとも外国系企業が国内企業よりも有利とならないよう配慮すべきであらう。」と述べております。これは外務省の報告であります。

ところが、ここにあげたのは確かに通産大臣の御所管でない税金の問題があるわけでありまして、親会社の子会社の利益を侵害し、その子会社の株主の保護ができないというのは通産行政そのものの問題だと思ひます。またこうした傾向を助長するやり方が大蔵省にすでであつておる。これは大蔵省において私にのほかに前委員会で御提出をいただいた四十九年三月二十三日付の資料であります。大蔵省は海外の事業所等の調査に人を派遣してゐるわけでありまして、どれぐらい出ているかという、四十六年度で二回、四十七年度で三回、四十八年度で三回。人員は延べ人員にして、延べ人員というところではほとんど皆さんの数字が出るのですけれども、これはこの三年間に六人、六人、八人でありまして、こういうことで海外事業所の税の更正決定あるいは脱税防止あるいはその指導等ができるわけがないですね、こんな程度で。また親会社と子会社の税金の操作なんというものはこれで押えられるわけがないのです。そういう方針にあるわけですね。

そして、またもう一回この本に戻りますが、「企業の実情の把握については、諸外国では政府が従来企業の実態をつかむ資料や統計を入手してゐなかつたことに対する反省が起つてゐるが(ドイツ、英国、カナダ、オーストラリア等)、わが国においても外国企業の比重が大きくなつた場合、その実態を把握できない状態は望ましくない。少なくとも国内企業なみに有価証券報告書程度の企業の実態に関する資料、統計を政府が入手しうるような制度を整備するよう検討すべきであらう。」というふうにしてあります。

ところが、今度石油の問題で通産大臣はこの国会開会中、たいへん御奮闘されたという御苦労なさつたというが締め上げられたというか、御苦労なさつてゐるのを私も横でうかがつて同情してゐるわけでありまして、日本にあるエッソの出店あるいはガルフの出店、モービルの出店、これはもう有価証券報告書どころではない、全部わ

ない。そしてアメリカの国会においてこれらの企業がぼろもうけたということが報告されたのでどのくらいもうかつたかわかり、非常に不快な思いをされたことも明らかだろふと私は思ひます。外資問題の調査団の報告は、新しいものでなくて四十三年のものでありますが、その後遺憾ながら適切な対策が立つてないというのを遺憾とするわけでありまして。これに一つ御答弁をいただく時間はなさうだと思ひますから、これは御理解を得るにとどめまして、もう一つ申し上げておきたい。

日本政府は、このような巨大企業に対してまきり目をつぶつて、考えない、見ない、言わない、つまり見ざる、言わざる、聞かざるというのに近い態度で今日までやつてこられておる。これはアメリカ政府そのものが巨大企業に乗っ取られてしまつて、大統領ですら巨大企業の代表であるという現状から比べれば、日本はまだ救済の余地がある。少なくとも巨大企業の代表とは直接的にはまだ見えない。のきき目があると思ひます。自由民主党政府は、その意味でこの問題についてもう少し適切な対策を立てねばならぬと私は思つてゐるわけでありまして。

私はそのために申し上げるのでありますが、経済関係閣僚協議会というものが三十三年の六月に発足をいたしてゐるようであり、四十年八月に名前が変わつたことである。四十一年八月に内閣審議室の担当で経済関係の閣僚が協議をなさるシステムもある。また、それを受けて勉強なさるシステムがある。ところが、これがテーマになつたことを遺憾にして私は存じない。存じておらないのは、私の情報量が不足だといふよりも、これほど大きな問題についていたしたことをそこで論じられておらない。

日本政府は巨大企業といかに取り組むかという姿勢がなければ、この外資問題調査団の報告書にもあるようにあらゆる問題点が起つてきて、通産行政も税務行政も事実上はナンセンス化してしまふという時代が全面的にやつてこようとしてお

る。いまでもすなわちサンセンスな部分が山ほどある。有力なる経済團體である中曾根大臣がこれぐらいのことは御存じないわけはないと私は思っているわけなんです。中曾根大臣がどうして放置されているかというのは、逆にいうと中曾根大臣は巨大大企業の味方となつて、この際自分の将来の政治的方向を決定されるかと考えるのが一番理解は早い。

しかし、私はそう言っているわけではない。私は、この問題を契機にして、二重課税防止の問題を扱うにあつて、これはとんでもないエラーというよりも抜本的エラーとでもいうべきものだと思ふ。したがつて、中曾根大臣はこの問題について取り組む前向きな姿勢を示されるだけではなくて、その対策なり対策なり機構なりを整備されて持ち出される必要があるのではないかと。私は大所高所からの議論としてきょうあえて申し上げるわけなんです。大臣の御決意なり御意見をこの際伺いたいと思つております。

○中曾根国務大臣 多国籍企業の問題については二つのポイントが必要であると思ひます。

第一は、やはり国際的規制であります。これは将来は多国籍企業の規制あるいは誘導に関する国際条約のようなものがないと、各国がばらばらに押え込んで一方を押しやるだけであつて、他方に抜け穴があるという関係になるのではないかとと思ひます。ですから、OECD等で議論がされていると思うので、そういう点については国際協力をさらに進めて、いかにして国際協調でこの問題を取り扱つて、将来必要あらば協定や条約でマルチナショナルでつくつていくかということを検討すべきであると思ひます。

それからもう一つは国内的規制でありまして、これはいままでも御指摘になつたようなポイントをわれわれとしても税制面や運用面、経理面等についても一回よく検討し直して御期待にこたえるようにしていかなければならない、そのように思ひます。

○渡部(一)委員 あまりいい答弁とはいえないけれども、きょうの段階ではやむを得ないかもしれぬと私は思ひますが、これは御検討いただくだけではなくて、その規制をするために、これほどの大問題ですと——橋をかけることですから建設省と自治省の間で打ち合わせと相談が行なわれ、大蔵省にも相談する。国際協力事業団法案がいままかつてありますが、国際協力事業団法案ですら農林省と外務省と通産省とがあれほどまでに相談され、機構までつくられ、覚書きまで交換されて話をされる。

私は日本政府のいまのあり方は、小さいことだけ熱心だと痛感しておる。小さな脱税だけに懸命である。大きな脱税には知らぬ顔。大きな問題はきらいである、小さいのはよいことだといふことばがあるけれども、小さい問題だけ熱心である。だからこういう大きな問題は、いま国際的規制が必要だといふふうの中曾根さんが言われたのは大きな前向きだと思ふけれども、お隣の席の大平さんにそれをお話になるチャンスは私は永遠にならうと思ひます。その一メートルの距離は永遠に結ばれない。国内的規制が必要だといふのが、大蔵省や国税庁と話すはずがないと私は確信をいたしておる。絶対に打ち合わせしない、全くやらない、それは今日までの経験に徴して明らかです。したがつて、中曾根大臣に対する私の不満は、お話だけという感じがする。お話だけでやる気はない。この委員会だけ早く突破して商工委員会に早く戻りたいといふだけだ。私は残念に思つてゐる。

だから、これは申しわけない言い方だけれども、大臣がほんとうにそれをやるという確約がなければ、私はお話をだまされてこれで終わりなんです。確実な話が何にもないのです。このお話だけで。評論家の説法であるのとみて差しつかえない。いつまでにどういう機構をつくつて、どういふように検討して、どういふ答えを出すというのがなければ大臣のお答えにならないのじゃない

でしようか。そうでなかつたら、私は文化人としての評論に対する敬意を表したとしても、大臣の御答弁としては承るわけにいかぬ。ひとつお答えをいただきたい。

○中曾根国務大臣 私はいま渡部先生の話を聞いていろいろ啓発されたところであります。それで非常に重要な問題であるという認識をますます深めたわけでありまして、したがひまして、この問題に取り組まなければいかぬという考えを非常に強く持ったとたんにいまのような御発言があつたので、これはやめなければいかぬかと非常に失望したところでもあります。自分は誠意を持ってやろう、そういう気持ちでおるので、通産省におきましても今度の機構改革によりまして国際企業課というのをわざわざつくつて、これは調査団の報告等もあつてそういう課をつくつて、入るほう出るほう、ともにこれをどういふふうな規制していくかといふことを専門に調査させ、立法あるいは政策立案等をやらせておるのであります。ただ、できなくてございまして、まだ活動は不活発でございまして、しかしいま御指摘のような点につきましては私たちが真剣に検討し、われわれの考え方がまとまればほかの省にも呼びかけ、どうせこれは各省共通して取り組まなければならぬ問題で、そういう意味の各省連合の研究会なり検討会なり、いずれわれわれのほうからそういう考えでまとまりましたら申し出をしてやるにやぶさかでないと思ひます。

○渡部(一)委員 それではきょうの通産大臣とのお話では、通産大臣が大いに前向きになられたところですから、きょうはお忙しゅうございましてよから、私は通産大臣に対する質疑はこの辺でとどめたいと存じます。

ただ、もう一つ申し上げておきますが、当委員会で外務大臣にあつたがっかり申し上げるわけでありまして、その中で中曾根大臣に御記憶いだだきたいことが一つあります。それは、多国籍企業が出ていきますと、本国の支持をどうしても期

待したくなるという状況が生まれてくるわけでありまして。日本の進出企業は日本国の援助を当てにする、護衛を当てにする。それが受け入れ国に対する内政干渉となつて大きなしくじりをしたというのは、アメリカでもないやな先例がある。たとえば南米におけるUSフルーツのごとき、革命戦争に介入するだけでなく、CIAの手先などと悪口をいわれておる。そういうものが出てくるわけでありまして。したがつて、本国は受け入れ国に対する内政干渉を放棄し、海外子会社が本国に対して保護を求めないことを保証する、いわゆるカルボ原則というものが、いま国際的に問題になつておるところでもあります。このカルボ原則というのは、そういう名前ではなかつてもけっこうでありますけれども、こうしたことは早く明らかにしておかないと、日本の投資残高が百億ドルに向かつて進みつつある段階では、非常に大きな問題となるだろうと一つは思ふわけなんです。

それからもう一つは、タックスヘブン国に類似する国家群におけるわが国企業体の進出についての統一見解であります。これは、必ずしも大蔵省当局と通産省当局でゆつくり打ち合わせが行なわれたという問題ではないが、現実としては非常に大きな問題点が急速に起こりつつある問題です。ですから、これらについては早く御検討いただかなければいけない。

それから、西ドイツにおける付加価値税のシステムというものが、多国籍企業に対して非常に有効な働き方をしている旨の指摘がすでにあり、西ドイツは、その意味ではこれらの多国籍企業の進出の非常に大きな、ある意味ではわが国より一歩進んでおる。この情報はもつと急速に集められたほうがいいのではないかと、私は、私はとてつとのお話で思つておるわけでありまして。その辺もひとつお含みいただいだらどうか。御検討に資するために申し上げるわけでありまして、本条約の審議にあつては御要望しておきたい、そう思ふわけでありまして。

○中曾根国務大臣　いま御指摘になりましたポイント等につきましては、通産省といたしましてもよく勉強いたしまして備えていきたいと思ひます。

○渡部（一）委員　それじゃ時間がないようですから、外務大臣に対する質問はこの次に持ち越させていただきます。

○木村委員長　次回は、来たる八日曜日、午後一時三十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

昭和四十九年四月三十日印刷

昭和四十九年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A

第七十二回国会
衆議院
外務委員會議録第十七号(その二)

〔本号(その二)参照〕

民間航空の安全に対する不法な行為の防止に
関する条約の締結について承認を求めるの件
民間航空の安全に対する不法な行為の防止に
関する条約の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を
求める。

理由

この条約は、航空機の破壊行為等を犯罪と定め、
その犯人の処罰及び引渡し等につき規定するもの
であつて、この条約を締結することは、民間航空
の安全を増進する見地から有意義と認められる。
よつて、この条約を締結することといたしたい。
これが、この案件を提出する理由である。

民間航空の安全に対する不法な行為の防止
に関する条約

この条約の締結国は、
民間航空の安全に対する不法な行為が人及び財
産の安全を害し、航空業務の運営に深刻な影響を
及ぼし、また、民間航空の安全に対する世界の諸
国民の信頼を損なうものであることを考慮し、
そのような行為の発生が重大な関心事であるこ
とを考慮し、
そのような行為を抑止する目的をもつて犯人の
処罰のための適当な措置を緊急に講ずる必要があ
ることを考慮して、
次のとおり協定した。

第一条

1 不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とす
る。
(a) 飛行中の航空機内の人に対する暴力行為
(当該飛行中の航空機の安全を損なうおそれ
があるものに限る。)

(b) 業務中の航空機を破壊し、又は業務中の航
空機に対しその飛行を不能にする損害若しくは
飛行中のその安全を損なうおそれがある損
害を与える行為

(c) 手段のいかんを問はず、業務中の航空機
に、当該業務中の航空機を破壊するような装
置若しくは物質若しくは当該業務中の航空機
に対しその飛行を不能にする損害若しくは飛
行中のその安全を損なうおそれがある損害を
与えるような装置若しくは物質を置き、又は
そのような装置若しくは物質が置かれるよう
にする行為

(d) 航空施設を破壊し若しくは損傷し、又はそ
の運用を妨害する行為(飛行中の航空機の安
全を損なうおそれがあるものに限る。)

(e) 虚偽と知つている情報を通報し、それによ
り飛行中の航空機の安全を損なう行為

2 次の行為も、犯罪とする。
(a) 1に定める犯罪行為の未遂
(b) 1に定める犯罪行為(未遂を含む。)に加担
する行為

この条約の適用上、
(a) 航空機は、そのすべての乗降口が乗機の後
に閉ざされた時から、それらの乗降口のうち
いずれか一が降機のために開かれる時まで、
また、不時着の場合には、権限のある当局が
当該航空機並びにその機内の人及び財産に関
する責任を引き継ぐ時まで、飛行中のものと
みなす。

(b) 航空機は、ある特定の飛行のため地上業務
員又は乗組員により当該航空機の飛行前の準
備が開始された時から、着陸の後二十四時間
を経過する時まで、業務中のものとみなす。
この業務の期間は、いかなる場合にも、当該

航空機が(a)の規定によつて飛行中とされる全
期間に及ぶ。

第三条
各締約国は、第一条に定める犯罪行為について
重い刑罰を科することができるようになることを
約束する。

第四条
1 この条約は、軍隊、税関又は警察の役務に使
用される航空機については適用しない。
2 この条約は、第一条1(a)から(c)まで及び(e)に
定める犯罪行為については、当該航空機の飛行
が国際飛行であるか国内飛行であるかを問わ
ず、次のいずれかの場合にも、適用する。
(a) 当該航空機の実際の又は予定された離陸地
又は着陸地が当該航空機の登録国の領域外に
ある場合
(b) 犯罪行為が当該航空機の登録国以外の国の
領域内で行われた場合

3 この条約は、2の規定にかかわらず、第一条
1(a)から(c)まで及び(e)に定める犯罪行為につい
ては、犯人又は容疑者が当該航空機の登録国以
外の国の領域内で発見された場合にも、適用す
る。

4 この条約は、第九条第一文の締約国に関する
限り、第一条1(a)から(c)まで及び(e)に定める犯
罪行為については、2(a)に規定する離陸地と着
陸地とが同一の国の領域内にあり、かつ、その
国が第九条第一文の締約国のいずれか一である
場合には、適用しない。ただし、その国以外の
国の領域内で犯罪行為が行われ又は犯人若しく
は容疑者が発見されたときは、この限りでない。

5 この条約は、第一条1(d)に定める犯罪行為に
ついては、当該航空施設が国際航空に使用され
ている場合にのみ、適用する。
6 2から5までの規定は、第一条2に定める犯
罪行為についても適用する。

第五条
1 いずれの締約国も、次の場合には、犯罪行為
につき自国の裁判権を設定するために必要な措
置をとる。
(a) 犯罪行為が当該締約国の領域内において行
われた場合
(b) 犯罪行為が当該締約国において登録された
航空機に対し又はその機内で行われた場合
(c) 機内で犯罪行為が行われた航空機が客疑者
を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸する
場合
(d) 犯罪行為が、当該締約国内に主たる営業所
を有する賃借人若しくは主たる営業所を有し
ないが当該締約国内に住所を有する賃借人に
対して乗組員なしに貸貸された航空機に対し
又はその機内で行われた場合
2 容疑者が領域内に所在する締約国は、1(a)、
(b)、(c)又は(d)の場合に該当する他のいずれの締
約国に対しても第八条の規定に従つてその容疑
者を引き渡さない場合に第一条1(a)から(c)まで
に定める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る
同条2に定める犯罪行為につき自国の裁判権を
設定するため、必要な措置をとる。
3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事
裁判権を排除するものではない。

第六条
1 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国
は、状況によつて正当であると認める場合に
は、その者の所在を確保するため抑留その他
の措置をとる。この措置は、当該締約国の法令
に定めるところによるものとするが、刑事訴訟
手続又は犯人引渡手続を開始するために必要
とする期間に限つて継続することができる。
2 1の措置をとつた締約国は、事実について直

昭和四十九年四月五日

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

昭和四十九年四月五日

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

第一類第四号 外務委員會議録第十七号(その二)

ちに予備調査を行う。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国の最寄りの適当な代表と直ちに連絡をとるための援助を与えられる。

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていづれかの者を抑留する場合には、前条1(a)、(b)、(c)又は(d)の場合に該当する国、抑留された者の国籍国及び適当と認めるときはその他の利害関係国に對し、その者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通告する。2の予備調査を行った国は、その結果をこれらの国に對して直ちに報告するものとし、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するかどうかを明示する。

第七条

容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、当該犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

第八条

1 犯罪行為は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなす。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に犯罪行為を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を犯罪行為に関する犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができる。その犯罪人引渡しは、その請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従うものとする。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令

に定める条件に従い、相互間で、犯罪行為を引渡犯罪と認める。

4 各犯罪行為は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪行為が行われた場所のみでなく、第五条1(b)、(c)又は(d)の規定に従って裁判権を設定すべき国の領域内においても行われたものとみなす。

第九条

共同の又は国際的な登録が行われている航空機を運航する共同の航空運送運営組織又は国際運航機関を設立する二以上の締約国は、適当な方法により、当該航空機のそれぞれにつきそれらの締約国のうちいずれか一国を、この条約の適用上裁判権を有しかつ登録国とみなされるものとして指定するものとし、これを国際民間航空機関に通告する。国際民間航空機関は、その通告をすべての締約国に通知する。

第十条

1 締約国は、国際法及び国内法に従い、第一条に定める犯罪行為を防止するためあらゆる実行可能な措置をとるよう努力する。

2 第一条に定める犯罪行為の一行行われたために飛行が遅延し又は中断した場合には、当該航空機又はその旅客若しくは乗組員が領域内に所在する締約国は、その旅客及び乗組員ができる限り速やかに旅行を継続することができるよう便宜を与えるものとし、また、占有権を有する者に対し遅滞なく当該航空機及びその貨物を返還する。

第十一条

1 締約国は、犯罪行為についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助を与える。この場合において、援助を求められた締約国の法令が適用される。

2 1の規定は、刑事問題に關する相互援助を全面的又は部分的に規定する現行の又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条

第一条に定める犯罪行為の一行行われるであらうと信するに足りる理由を有する締約国は、国内法に従い、第五条1(a)、(b)、(c)又は(d)の場合に該当する国となるであらうと認める国に對し、自国が有する関係情報を提供する。

第十三条

各締約国は、国内法に従い、できる限り速やかに、次の事項に關して有する関係情報を国際民間航空機関の理事会に通報する。

第十四条

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、それらの締約国のうちいずれか一国の要請によつて仲裁に付託される。紛争当事国が仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、それらの紛争当事国のうちいずれの一国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができ。

第十五条

1 この条約は、千九百七十一年九月八日から二十三日までの間モントリオールにおいて開催された航空法に關する国際會議(以下「モントリオール會議」という。)に参加した国による署名のため、千九百七十一年九月二十三日にモン

リオールにおいて開放するものとし、千九百七十一年十月十日後は、モスクワ、ロンドン及びワシントンにおいてすべての国による署名のため開放しておく。この条約が3の規定に従つて効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この条約により寄託国政府として指定されるソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この条約は、モントリオール會議に参加した十の署名国による批准書の寄託の日の後三十日

4 この条約は、3の署名国以外の国については、3の規定によるこの条約の効力発生の日又はその批准書若しくは加入書の寄託の日の後三十日目の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に對し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日及び他の通知を速やかに通報する。

6 この条約は、その効力発生の後直ちに寄託国政府が国際連合憲章第百二条及び国際民間航空条約(千九百四十四年シカゴ)第八十三条の規定に従つて登録する。

第十六条

1 いずれの締約国も、寄託国政府に於てた通告書によつてこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託国政府がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十一年九月二十三日にモントリオール

で、それぞれが英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による真正な四本文から成る原本三通を作成した。

業務災害の場合における給付に関する条約 (第百二十一号)の締結について承認を求める の件

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、労働者が業務上の災害を受けた場合に支給すべき給付について、給付の事由、内容及び水準等を規定したものであり、その趣旨は、望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

業務災害の場合における給付に関する条約
(第百二十一号)

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百六十四年六月十七日にその第四十八回会期として
会合し、

その会期の議事日程の第五議題である労働に係る事故及び職業病の場合における給付に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百六十四年の業務災害給付条約と称することができる。)を千九百六十四年七月八日に採択する。

第一条

この条約において、
(a) 「法令」とは、法律、命令及び社会保障に関する規程をいう。

(b) 「所定の」とは、国内の法令により又はこれに基づいて定められていることをいう。

(c) 「工業的企業」とは、経済活動の次の部門に属するすべての企業をいう。

鉱業及び土石採取業
製造業
建設業
電気、ガス、水道及び衛生の事業
運輸業、倉庫業及び通信業

(d) 「被扶養者である」とは、所定の場合に存在するとされる扶養を受けている状態をいう。

(e) 「被扶養者である子」とは、次の者をいう。

(i) 義務教育終了年齢又は十五歳のいずれか高い方の年齢に達しない子

(ii) 所定の条件の下において、(i)に定める年齢よりも高い一定の年齢に達しない子であつて、修習生若しくは学生であるもの又は慢性疾病若しくは心身障害のためいかなる有償の活動にも従事することができないもの。ただし、国内の法令が「被扶養者である子」とは(i)に定める年齢よりもある程度高い年齢に達しないすべての子をいうと規定する場合には、この要件は、満たされたものとみなす。

第二條
経済及び医療施設が十分に発達していない加盟国は、その批准に際して付する宣言により、第五條、第九條3(b)、第十二條、第十五條2及び第十八條3に定める暫定的な例外規定を援用することができる。その宣言には、これらの例外規定を援用する理由を述べる。

1 1の規定に基づく宣言を行つた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告において、自国が援用しているそれぞれの例外規定について次のいずれかのことを述べる。

(a) 当該例外規定を援用する理由が引き続き存在していること。

(b) 当該例外規定を一定の日以後は援用しないこと。

第三條

1 この条約を批准する加盟国は、この条約で要求される給付と同等の又はそれ以上の給付を全体として与える特別な制度によつて次の者が保護されている場合には、その批准に際して付する宣言により、それらの者をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 船員(海上漁船員を含む。)

(b) 公務員

2 1の規定に基づく宣言が行われている場合には、当該加盟国は、次条2(d)及び第五條の規定に従つて被用者数の百分率を計算するに当たり、この条約の適用から除外した種類に属する者を被用者の数から除外することができる。

3 1の規定に基づく宣言を行つた加盟国は、その後において、国際労働事務局長に対し、この条約の批准の時に除外した種類に属する者につきこの条約の義務を受諾することを通告することができる。

第四條

1 業務災害給付に関する国内の法令は、公私の部門(協同組合を含む。)におけるすべての被用者(修習生を含む。及び、扶養者の死亡の場合にあつては、所定の種類の受給者を保護しなければならぬ。

2 加盟国は、次の者につき必要と認める例外を定めることができる。

(a) 使用者の事業の目的以外の目的のために臨時に雇用される者

(b) 家内労働者

(c) 使用者の家族の構成員であつて、使用者のための作業に関連して使用者と同居するもの

(d) その他の種類の属する被用者であつて、(a)から(c)までの規定に基づいて除外される者以外の被用者の総数の十パーセントを超えないもの

第五條

第二條の規定に基づく宣言が行われている場合には、業務災害給付に関する国内の法令の適用は、工業的企業のすべての被用者の七十五パーセントを下回らない数の所定の種類の被用者及び、扶養者の死亡の場合にあつては、所定の種類の受給者に限定することができる。

第六條

給付事由は、業務災害による次のものとする。

(a) 負傷又は疾病

(b) 負傷又は疾病に起因し、かつ、所得の停止を伴う労働不能であつて、国内の法令で定めらるもの

(c) 所得能力の全部喪失若しくは所定の程度を超える所得能力の一部喪失で永久的なものとなるおそれがあるもの又はこれらに相当する身体機能の喪失

(d) 扶養者の死亡の結果、所定の種類の受給者が被る扶養の喪失

第七條

1 各加盟国は、「労働に係る事故」の定義(通勤に係る事故を労働に係る事故とする条件を含む。)を法令で定め、かつ、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告においてこの定義の内容を明示する。

2 通勤に係る事故が業務災害補償制度以外の社会保障制度の対象となつており、かつ、この社会保障制度が通勤に係る事故につきこの条約に基づいて要求される給付と同等の又はそれ以上の給付を全体として与える場合には、通勤に係る事故は、「労働に係る事故」の定義に含まれることを要しない。

第八條

各加盟国は、次のいずれかのことを行う。

(a) 所定の条件の下に職業病と認められる疾病(少なくとも付表Iに掲げる疾病を含む。)の一覧表を法令で定めること。

(b) 少なくとも付表一に掲げる疾病を含み得る程度に十分に包括的な職業病の一般的定義を法令に含めること。

(c) (a)の規定に適合する疾病の一覧表であつて、職業病の一般的定義を含むもの又はそれに列記されていない疾病若しくは所定の条件と異なる条件の下に発生する疾病についてはそれが職業に起因するものであることを確定するための規定を含むものを法令で定めること。

第九条

1 各加盟国は、所定の条件に従い、保護対象者に対し次の給付が与えられることを確保する。

(a) 負傷又は疾病については、医療及びこれに関連する給付

(b) 第六条(b)から(d)までに規定する給付の原因については、現金給付

2 給付を受ける資格は、雇用期間、被保険者期間又は拠出金の支払を条件としはならない。ただし、職業病に関しては、危険にさらされる期間について国内の法令で定めることができる。

3 給付は、給付の原因が存続する間、支給する。ただし、労働不能に係る現金給付は、次のいずれかの場合には、最初の三日間について支給することを要しない。

(a) 加盟国の法令が、この条約が効力を生ずる日において待期間について定めている場合。ただし、この加盟国が、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告において、この例外規定を援用する理由が引き続き存在していることを述べることを条件とする。

(b) 第二條の規定に基づく宣言が行われている場合

第十条

1 負傷又は疾病に係る医療及びこれに関連する給付は、次のものから成る。

(a) 入院患者及び通院患者に対する一般医及び

専門医による診療(往診を含む。)

(b) 歯科診療

(c) 家庭又は病院その他の医療施設における看護

(d) 病院、回復期療養所、サナトリウムその他の医療施設へ収容

(e) 歯科用治療材料、薬剤その他の内科用又は外科用の治療材料(補装具並びにその修理及び必要な場合の再交付を含む。及び眼鏡

(f) 医療に類するものとして法律上認められる職業に従事する者が医師又は歯科医師の監督の下に行う診療

(g) 可能な場合には、職場における次の手当

(i) 程度の重い災害を受けた者に対する応急手当

(ii) 負傷が軽微であり、かつ、労働の中断を要しない者に対するその後の手当

2 1の規定に基づく給付は、災害を受けた者の健康、労働能力及び自己の用を足す能力を維持し、回復し又は回復が不可能な場合には改善することを目的として、すべての適当な手段を用いて支給しなければならない。

第十一条

1 一般的保健制度又は被用者のための医療制度によつて医療及びこれに関連する給付と与える加盟国は、それらの給付に対し他の有資格者同一の条件で支給されることをその法令において定めることができる。ただし、この事項に関する規則が、関係者が困難な状態に置かれることのないように作成されることを条件とする。

2 費用を償還する制度によつて医療及びこれに関連する給付と与える加盟国は、それらの給付の範囲、期間又は費用が妥当な限度を超える場合についての特別規則をその法令において定めることができる。ただし、この事項に関する規則が、前条2に定める目的に反せず、かつ、関係者が困難な状態に置かれることのないように作成されることを条件とする。

作成されることを条件とする。

第十二条

第二條の規定に基づく宣言が行われている場合には、医療及びこれに関連する給付には、少なくとも次のものを含む。

(a) 一般医による診療(往診を含む。)

(b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医による診療並びに病院外で行うことができる専門医による診療

(c) 医師その他資格のある者の処方による欠くことのできない薬剤

(d) 必要がある場合の病院への収容

(e) 可能な場合には、労働に係る事故の被災者に対する職場における応急手当

第十三条

一時的又は初期的な労働不能に係る現金給付は、第十九条又は第二十条の要件に適合するように算定される定期金とする。

第十四条

1 永久的なものとなるおそれのある所得能力の喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る現金給付は、その喪失が前条の規定に基づく給付の支給期間の満了の時に所定の程度を超えて存続するすべての場合に支給する。

2 永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失については、1の給付は、第十九条又は第二十条の要件に適合するように算定される定期金とする。

3 永久的なものとなるおそれのある所得能力の一部喪失でかなりの程度のもの(所定の程度を超えるもの)又はこれに相当する身体機能の喪失については、1の給付は、2の定期金に対して適当な比率の定期金とする。

4 永久的なものとなるおそれのある所得能力の一部喪失でかなりの程度のものではないが1にいう所定の程度を超えるもの又はこれに相当する身体機能の喪失については、1の給付は、一

時金の形式によることができる。

5 1及び3にいう所得能力の喪失の程度又はこれに相当する身体機能の喪失の程度については、関係者が困難な状態に置かれることのないように、国内の法令で定める。

第十五条

1 前条2及び3の定期金の全部又は一部は、例外的な事情があり、かつ、災害を受けた者の同意を得た場合には、保険数理上当該定期金の全部又は一部の額に相当する額の一時金として支給することができる。ただし、その一時金がその災害を受けた者にとつて特に有利な方法で用されると権限のある機関が信するに足りる理由がある場合に限る。

2 第二條の規定に基づく宣言が行われている場合において、当該加盟国が定期金の支給に必要な管理運営の手段がないと認めるときは、前条2及び3の定期金は、利用し得る資料に基づいて算定されるところにより、保険数理上当該定期金の額に相当する額の一時金として支給することができる。

第十六条

身体に障害を受けた者で常に介護を要するものについては、国内の法令で定めるところにより、定期金の割増金又は他の追加の若しくは特別の給付を支給する。

第十七条

所得能力の喪失又はこれに相当する身体機能の喪失について支給される定期金を喪失の程度の変化に応じて改定し、停止し又は取り消す条件は、国内の法令で定める。

第十八条

1 扶養者の死亡に係る現金給付は、死亡者の妻(国内の法令で定めるところによる。)、夫(身体に障害があり、かつ、被扶養者であるもの)、被扶養者である子その他所定の者に与えられる定期金とするものとし、この定期金は、次条又は第二十条の要件に適合するように算定する。

ただし、身体に障害があり、かつ、被扶養者である夫に対する給付は、他の遺族に支給される現金給付がこの条約によつて要求される給付をある程度超えており、かつ、業務災害補償制度以外の社会保障制度が千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約によつて要求される廃疾に係る給付をある程度超える給付をその夫に与えている場合には、与えることを要しない。

2 このほか、葬儀の通常の費用を下回らない所定の額の葬儀料を与える。ただし、遺族に支給される現金給付がこの条約によつて要求される給付をある程度超える場合には、葬儀料を受ける権利は、所定の条件によるものとすることができる。

3 第二条の規定に基づく宣言が行われている場合において、当該加盟国が定期金の支給に必要な管理運営の手段がないと認めるときは、1の定期金は、利用し得る資料に基づいて算定されるところにより、保険数理上当該定期金の額に相当する額の一時金として支給することができる。

第十九条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付の原因の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付の原因に關し、付表Ⅱに掲げる標準受給者にあつては、受給者又は受給者の扶養者の従前の賃金の額と標準受給者同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に付表Ⅱの百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 受給者又は受給者の扶養者の従前の賃金は、所定の規則によつて計算する。保護対象者又は保護対象者の扶養者がその賃金に従つて階層に分類されているときは、その者の従前の賃金は、その者が属していた階層の標準賃金によつて計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算に当たつて考慮され

る賃金については、最高限度を国内の法令で定めることができる。ただし、この最高限度は、受給者又は受給者の扶養者の従前の賃金が男子熟練労働者の賃金に等しく又はこれより低い場合について1の規定が満たされるように定めらる。

4 受給者又は受給者の扶養者の従前の賃金、男子熟練労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時点に基づいて計算する。

5 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

6 この条の規定の適用上、男子熟練労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の取付工又は旋盤工

(b) 7の規定に基づいて選定される典型的な熟練労働者

(c) すべての保護対象者のうちの七十五パーセントの者の賃金と比較してこれに等しいか又はこれを超えることとなる賃金を受ける者。

この場合において、賃金は、国内の法令で定めるところにより一年又はこれより短い期間を基準とする。

(d) すべての保護対象者の賃金の平均の百二十五パーセントに等しい賃金を受ける者

7 (b)の規定の適用上、典型的な熟練労働者は、当該給付の原因に關連のある男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中これらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択され、その後改正された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は更に改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

8 給付の額が地域によつて異なる場合には、町子熟練労働者を6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

9 男子熟練労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、又は国内の法律若しくは命令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づき、若しくは慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

10 定期金は、所定の最低額を下回らないものとする。

第二十条

1 この条の規定の適用を受ける定期金については、給付の額と給付の原因の存する期間中に支給される家族手当の額との合計額が、当該給付の原因に關し、付表Ⅱに掲げる標準受給者にあつては、普通成年男子労働者の賃金の額と標準受給者同一の家族的責任を有する保護対象者に支給される家族手当の額との合計額に付表Ⅱの百分率を乗じて得た額に少なくとも達するようにする。

2 普通成年男子労働者の賃金並びに給付及び家族手当は、同一の時点に基づいて計算する。

3 標準受給者以外の受給者に対する給付は、標準受給者に対する給付と合理的な関係になければならない。

4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかの者とする。

(a) 電気機械製造業以外の機械製造業の典型的な不熟練労働者

(b) 5の規定に基づいて選定される典型的な不熟練労働者

5 (b)の規定の適用上、典型的な不熟練労働者は、当該給付の原因に關連のある男子保護対象者（経済活動に従事するもの）又は保護対象者の扶養者の最大多数を有する経済活動の大分類中

でこれらの男子保護対象者又は扶養者の最大多数を有する中分類において雇用されている者のうちから選定する。このため、千九百四十八年八月二十七日に国際連合経済社会理事会の第七回会期で採択され、その後改正された全経済活動の国際標準産業分類（附属書に掲げるもの）又は更に改正される場合にはその改正後の分類を使用する。

6 給付の額が地域によつて異なる場合には、普通成年男子労働者を4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約によつて定められ、又は国内の法律若しくは命令の適用があるときはこれにより若しくはこれに基づき、若しくは慣習によつて定められる通常の労働時間の賃金（生計費手当があるときはこれを含む）を基準として決定する。これらの賃金が地域によつて異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中位の賃金を採用する。

8 定期金は、所定の最低額を下回らないものとする。

第二十一条

1 第十四条2及び3並びに第十八条1の規定に従つて支給される現金給付の額は、生計費のかなりの変動の結果として一般賃金水準にかなりの変動が生じた場合には、再検討される。

2 各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する報告において、1の再検討の結果を述べ、かつ、つた措置を明示する。

第二十二条

1 この条約の規定に従い保護対象者に支給すべき給付は、次の期間中又は次の場合には、所定の範囲内において停止することができる。

(a) その者が当該加盟国の領域内にいない期間

(b) その者が公の費用又は社会保障の団体若しくは事業の費用で生活を維持している期間

(c) その者が虚偽の請求をした場合

(d) 業務災害がその者の犯罪行為によつて生じた場合

(e) 業務災害がその者の自ら引き起こした酷(こ)酒(さけ)若しくは中毒の状態又はその者の重大かつ意図的な違反行為によつて生じた場合

(f) その者が、正当な理由なしに、医療及びこれに関連する給付若しくはその者の使用に供されたリハビリテーションに関する施設の利用を怠り、又は給付の原因の発生若しくは継続の確認若しくは受給者の行うべき手続に関する所定の規則に従わない場合

(g) 遺族である配偶者が他の者と同様している期間

2 支給されなかつた現金給付のうちの一部は、所定の場合及び限度内において、その者の被扶養者である者に支給する。

第二十三条

1 すべての請求人は、給付が拒否された場合又は給付の質若しくは量に関する不服がある場合に申立てを行う権利を有する。

2 この条約の適用上、立法機関に対して責任を負う官庁によつて医療給付が管理されている場合には、医療給付の拒否又は受けた医療給付の質に関する不服については、適当な機関に対して審査を請求する権利をもつて、1に定める申立てを行う権利に代えることができる。

3 業務災害給付又は社会保障一般に関する問題の処理のために設置され、かつ、保護対象者の代表者が参加する特別の裁定機関によつて請求が解決される場合には、申立てを行う権利は、与えることを要しない。

第二十四条

1 公の機関の規制を受ける団体又は立法機関に対して責任を負う官庁によつて管理が行われていない場合には、保護対象者の代表者は、所定の条件に従つて、運営に参加し又は顧問の資格でこれに参加する。使用者及び公の機関の代表者の参加についても、国内の法令において定め

ることができ。

2 加盟国は、この条約の適用に関与する団体及び事業の適切な管理について一般的責任を負う。

第二十五条

各加盟国は、この条約に基づく給付の適切な支給について一般的責任を負うものとし、この目的のために必要なすべての措置をとる。

第二十六条

1 各加盟国は、所定の条件に従い、次の措置をとる。

(a) 労働に係る事故及び職業病を予防するための措置

(b) 身体に障害を受けた者ができる限り従前の活動に復帰し得るように、また、それが不可能な場合には、その適性及び能力からみて最も適当な代替りの有償の活動に従事し得るよう訓練することを目的とし、また、リハビリテーションに関する施設の提供

(c) 身体に障害を受けた者が適当な職業に就くことを促進するための措置

2 各加盟国は、労働に係る事故の頻度及び強度に関する情報を、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従つて提出することの条約の適用に関する報告中にできる限り含める。

第二十七条

各加盟国は、業務災害給付に関し、自国の領域内において、自国民に与える待遇と同等の待遇を外国人に与えることを確保する。

第二十八条

1 この条約は、千九百二十一年の労働者補償(農業)条約、千九百二十五年の労働者補償(事業)条約、千九百三十四年の労働者補償(職業病)条約及び千九百三十四年の労働者補償(職業病)条約(改正)を改正するものである。

2 千九百三十四年の労働者補償(職業病)条約(改正)の締結国である加盟国によるこの条約の批准は、この条約の効力発生を条件として、千

九百三十四年の労働者補償(職業病)条約(改正)第八条の規定に従い、当然に同条約の即時の廃棄を伴う。もつとも、この条約の効力発生により、千九百三十四年の労働者補償(職業病)条約(改正)の批准のための開放が終了することはない。

第二十九条

千九百五十二年の社会保障(最低基準)条約第六部の規定及び他の部の関係規定は、同条約第七十五条の規定に従い、この条約がこれを批准した加盟国について効力を生ずる日から、その加盟国について適用されなくなる。もつとも、この条約の義務の受諾は、千九百五十二年の社会保障(最低基準)条約第二条の規定の適用上、同条約第六部の規定及び他の部の関係規定の義務の受諾とみなす。

第三十条

この条約において取り扱われている事項に関して将来総会が採択する条約にその旨の規定がある場合には、当該条約に明記することの条約の規定は、当該条約を批准した加盟国について当該条約が効力を生ずる日から、その加盟国について適用されなくなる。

第三十一条

1 国際労働機関の総会は、付表Iの改正に関する問題が議事日程に含まれている会期において、その改正を三分の二以上の多数による議決で採択することができる。

2 付表Iの改正は、既にこの条約の締結国となつていない加盟国については、その加盟国がその改正を受諾することを国際労働事務局長に通告する時に効力を生ずる。

3 付表Iの改正は、総会がその改正を採択する際に別段の決定を行わない限り、採択の後にはこの条約を批准する加盟国については、総会がその改正を採択したことによつて効力を有するものとする。

第三十二条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第三十三条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第三十四条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に規定する廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第三十五条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第三十六条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第三十七条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えること可否を検討する。

第三十八条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第三十四条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即

時の廃棄を伴う。
 (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。
 2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。
 第三十九条
 この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

付表I 職業病の一覧表

職業	病	危険にさらされる作業
1 組織硬化性の鉱物性粉じんによるじん肺 (けい肺、炭肺、石綿肺) 及びけい肺結核 (けい肺が労働不能又は死亡の主たる原因である場合に限る。)		当該危険にさらされるすべての作業
2 ベリリウム又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
3 燐又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
4 クロム又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
5 マンガン又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
6 砒素又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
7 水銀又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
8 鉛又はその毒性化合物による疾病		(右に同じ。)
9 二硫化炭素による疾病		(右に同じ。)
10 脂肪族の炭化水素の毒性ハロゲン誘導体による疾病		(右に同じ。)
11 ベンゼン又はその毒性同族体による疾病		(右に同じ。)
12 ベンゼン又はその同族体の毒性ニトロ及びアミノ誘導体による疾病		(右に同じ。)
13 電離放射線による疾病		電離放射線の被ばくを伴うすべての作業 当該危険にさらされるすべての作業
14 タール、ピッチ、瀝青、鉱物油、アントラセン又はこれらの物質の化合物、製品若しくは残滓による皮膚の原発性上皮癌		炭疽病に感染した動物に関連する作業 動物の死体又はその一部(皮、ひづめ及び角を含む。)の取扱 炭疽病に感染した動物又は動物の死体によつて汚染したおそれのある商品の積み込み、積み卸し又は運送
15 炭疽病感染		

付表II 標準受給者に対する定期金

給付の原因	標準受給者	百分率
1 一時的又は初期的な労働不能	妻及び二子を有する男子	六〇
2 所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失	妻及び二子を有する男子	六〇
3 扶養者の死亡	二子を有する妻	五〇

附属書 全経済活動の国際標準産業分類 (千九百五十八年改正)

大分類 0 農業、林業、狩猟業及び漁業	中分類 01 農業	中分類 02 林業及び木材伐出業	中分類 03 狩猟業、わなかけ業及び狩猟鳥獣養殖業	中分類 04 漁業
大分類 1 鉱業及び土石採取業	中分類 11 石炭鉱業	中分類 12 金属鉱業	中分類 13 原油鉱業及び天然ガス鉱業	中分類 14 採石業、粘土採取業及び砂利採取業
大分類 2 製造業	中分類 2-1 食品製造業 (飲料製造業を除く。)	中分類 2-2 飲料製造業	中分類 2-3 繊維工業	中分類 2-4 織物製造業及び衣服等の繊維製品の製造業
大分類 3 建築業	中分類 31 建築業	中分類 32 電気機械、電気器具及び電気用品の製造業	中分類 33 輸送用機器製造業	中分類 34 その他の製造業
大分類 4 建設業	中分類 41 建設業	中分類 42 電気、ガス、水道及び衛生の事業	中分類 43 電気事業、ガス事業及び蒸気供給事業	中分類 44 水道事業及び衛生事業
大分類 5 商業	中分類 51 卸売業及び小売業	中分類 52 銀行業その他の金融業	中分類 53 保険業	中分類 54 不動産業

大分類 7 運輸業、倉庫業及び通信業

中分類 71 運輸業

72 倉庫業

73 通信業

大分類 8 サービス業

中分類 81 公務

82 公共サービス業

83 企業サービス業

84 娯楽業

85 個人サービス業

大分類 9 分類不能の経済活動

中分類 90 分類不能の経済活動

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百六十四年七月九日に閉会を宣言されたその第四十八回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百六十四年七月十三日に署名した。

総会議長

アンドレス・アギラール・モズリー

国際労働事務局局長

デイヴィッド・A・モース

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について承認を求めの件

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国の領域における欧州共同体委員

会の代表部の設置並びにその特権及び免除について定めるため、昭和四十九年三月十一日にブラッセルにおいて、欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定

日本国政府及び欧州共同体委員会は、

日本国と欧州共同体との間の友好関係を一層緊密なものとするを希望し、

欧州共同体委員会(以下「委員会」という。)の代表部の日本国の領域における設置並びにその特権及び免除に関する事項について定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、委員会の代表部の日本国の領域における設置に同意する。

第二条

1 欧州共同体と総称される欧州石炭鉄鋼共同体、欧州経済共同体及び欧州原子力共同体は、日本国の領域において、それぞれ法人格を有する。

2 これらの共同体は、特に、契約し、不動産及び動産を取得し及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有するものとし、このことに関し、日本国の領域において、委員会によつて代表される。

第三条

1 委員会の代表部、その長及び職員並びにこれらの者の家族の構成員でこれらの者の世帯に属するものは、日本国が接受する外交使節団、その長及び職員並びにこれらの者の家族の構成員でこれらの者の世帯に属するものに対し千九百

六十一年四月十八日にウィーンで作成された外交関係に関するウィーン条約に従つて与えられ、特権及び免除に相当する特権及び免除を、日本国の領域において、同一の条件及び義務の下に享有する。ただし、欧州共同体の構成国が、千九百六十五年四月八日にブラッセルで作成された欧州共同体の単一理事会及び単一委員会を設立する条約に附属する欧州共同体の特権及び免除に関する議定書第十七条の規定に従い、欧州共同体に対する日本国政府の使節団、その長及び職員並びにこれらの者の家族の構成員でこれらの者の世帯に属するものに対し外交上の特権及び免除を与えることを条件とする。

2 1の規定に従い委員会の代表部の長及び職員並びにこれらの者の家族の構成員でこれらの者の世帯に属するものに対して与えられる特権及び免除は、日本国の国籍を有する者に対しては与えられない。

第四条

この協定は、委員会の委員長が日本国政府からこの協定を受諾する旨の通告を受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百七十四年三月十一日にブラッセルで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安倍 勲

欧州共同体委員会のために

フランソワ・グザヴィエ・オルトリ

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する

条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、知的所有権の保護を全世界にわたつて促進することを目的とする国際機関を設立し、この分野における諸同盟の間の管理面での協力を確保する役割をこの機関に与えることを内容とするものであつて、この条約を締結することは、知的所有権の分野における国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約

締約国は、

各国の主権及び平等の尊重を基礎として、相互の利益のため、諸国間のよりよい理解及び協力に貢献することを希望し、創作活動を助長するため、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進することを希望し、工業所有権の保護並びに文学的及び美術的著作物の保護の分野において設立された各同盟の独立性を十分に尊重しつつ、これらの同盟の管理を近代化しかつ一層効果的なものとすることを希望して、

次のとおり協定する。

第一条 機関の設立

この条約により世界知的所有権機関を設立する。

第二条 定義

この条約の適用上、

(i) 「機関」とは、世界知的所有権機関(WIP

0)をいう。

(ii)「国際事務局」とは、知的所有権国際事務局をいう。

(iii)「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日に署名された工業所有権の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

(iv)「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日に署名された文学的及び美術的著作物の保護に関する条約及びその改正条約をいう。

(v)「パリ同盟」とは、パリ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vi)「ベルヌ同盟」とは、ベルヌ条約によつて設立された国際同盟をいう。

(vii)「同盟」とは、パリ同盟、パリ同盟に関連して作られた特別の同盟及び協定、ベルヌ同盟並びに知的所有権の保護の促進を目的とする他の国際協定であつて機関が第四条(ii)の規定に基づきその管理を引き受けるものをいう。

(viii)「知的所有権」とは、
文芸、美術及び学術の著作物
実演家の実演、レコード及び放送
人間の活動のすべての分野における発明
科学的発見
意匠
商標、サービス・マーク及び商号その他の
の商業上の表示
不正競争に対する保護
に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう。

第三条 機関の目的

機関の目的は、次のとおりとする。

(i) 諸国間の協力により、及び適当な場合には他の国際機関との協力により、全世界にわたつて知的所有権の保護を促進すること。
(ii) 管理に関する同盟間の協力を確保すること。

第四条 任務

前条に定める目的を達成するため、機関は、その適当な内部機関を通じて、各同盟の権限を侵すことなく、

(i) 全世界にわたつて知的所有権の保護を改善すること及びこの分野における各国の国内法令を調和させることを目的とする措置の採用を促進する。

(ii) パリ同盟、パリ同盟に関連して設立された特別の同盟及びベルヌ同盟の管理業務を行う。

(iii) 知的所有権の保護を促進することを目的とする他の国際協定の管理を引き受けること又はその管理に参加することに同意することができる。

(iv) 知的所有権の保護を促進することを目的とする国際協定の締結を奨励する。

(v) 知的所有権の分野において法律に関する技術援助を要請する国に協力する。

(vi) 知的所有権の保護に関する情報を収集し及び広報活動を行い、この分野における研究を行い及び促進し、並びにその研究成果を公表する。

(vii) 知的所有権の国際的保護を容易にするための役務を提供し、また、適当な場合には、この分野における登録業務を行い及びその登録に係る事項を公表する。

(viii) その他すべての適当な措置をとる。

第五条 加盟国の地位

(i) 機関の加盟国の地位は、第二条(ii)に定義する同盟のいずれかに属する国に対して開放される。

(ii) 機関の加盟国の地位は、いずれの同盟にも属しない国に対しても、次のいずれかのことを条件として開放される。

(i) その国が、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国であること又は国際司法裁判所規程の

当事国であること。

(ii) その国が、一般総会によりこの条約の締約国となるよう招請された国であること。

第六条 一般総会

(1) (a) いずれかの同盟に属するこの条約の締約国で構成する一般総会を設置する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) 一般総会は、次のことを行う。

(i) 調整委員会の指名に基づいて事務局長を任命すること。

(ii) 事務局長の機関に関する報告を検討し及び承認し、並びに事務局長に対しすべての必要な指示を与えること。

(iii) 調整委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに調整委員会に対し指示を与えること。

(iv) 同盟共通経費の三年予算を採択すること。

(v) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関する事務局長が提案する措置を承認すること。

(vi) 機関の財政規則を採択すること。

(vii) 国際連合の慣行を考慮して事務局の業務用語を決定すること。

(viii) 前条(ii)の国に対しこの条約の締約国となるよう招請すること。

(ix) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) その他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。

(3) (a) 各国は、一の同盟に属するか二以上の同盟に属するかを問わず、一般総会において一の票を有する。

(b) 一般総会の構成国の二分の一をもつて定足

数とする。

(c) 一般総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が一般総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、一般総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた一般総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) (e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、一般総会は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。

(e) 第四条(ii)に規定する国際協定の管理に関する措置の承認には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(f) 国際連合憲章第五十七条及び第六十三条の規定に基づく国際連合との協定の承認には、投じられた票の十分の九以上の多数による議決を必要とする。

(g) 事務局長の任命(2)(i)、国際協定の管理に關して事務局長が提案する措置の承認(2)(v)及び本部の移転(第十条)については、一般総会においてのみでなくパリ同盟の総会及びベルヌ同盟の総会においても、それぞれ必要とされる多数の賛成が得られなければならない。

(h) 棄権は、投票とみなさない。

(i) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(4) (a) 一般総会は、事務局長の招集により、三年

- ことに一回、通常会期として会合する。
- (b) 一般総会は、調整委員会の要請又は一般総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (c) 会合は、機関の本部において開催する。
- (5) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国は、一般総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (6) 一般総会は、その手続規則を採択する。
- 第七条 締約国会議
- (1)(a) この条約の締約国(いずれかの同盟に属するかどうかを問わない)で構成する締約国会議を設置する。
- (b) 各国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2) 締約国会議は、次のことを行う。
- (i) 同盟の権限及び自主性を尊重しつつ、知的所有権の分野における一般的な事項について討議し及びそのような事項に関して勧告を採択すること。
- (ii) 締約国会議の三年予算を採択すること。
- (iii) 締約国会議の予算の範囲内で、法律に関する技術援助の三年計画を定めること。
- (iv) 第十七条に定めるところに従い、この条約の改正を採択すること。
- (v) 機関の加盟国でない国並びに政府間機関及び国際的な非政府機関で締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (vi) その他この条約に基づき必要な任務を遂行すること。
- (3)(a) 各加盟国は、締約国会議において一の票を有する。
- (b) 加盟国の三分の一をもつて定足数とする。
- (c) 第十七条の規定が適用される場合を除くほか、締約国会議は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で決定を行う。
- (d) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の分担金の総額は、投票によつて決定するものとし、その投票は、それらの国の代表のみが参加する権利を有する。
- (e) 棄権は、投票とみなさない。
- (f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することが出来る。
- (4)(a) 締約国会議は、事務局長の招集により、一般総会と同一期間中に同一の場所において、通常会期として会合する。
- (b) 締約国会議は、加盟国の過半数の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5) 締約国会議は、その手続規則を採択する。
- 第八条 調整委員会
- (1)(a) この条約の締約国であつて、パリ同盟の執行委員会若しくはベルヌ同盟の執行委員会の構成国であるもの又は双方の執行委員会の構成国であるものから成る調整委員会を設置する。ただし、いずれの執行委員会も、その構成国の数がその執行委員会を選出した総会の構成国の数の四分の一を超える場合には、その執行委員会の構成国の中から、調整委員会の構成国となる国を指定するものとし、その数は、前記の四分の一を超えてはならない。この場合において、その領域内に機関の本部が所在する国は、その四分の一の計算に含めない。
- (b) 調整委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 調整委員会が、締約国会議の事業計画、予算若しくは議事日程に直接の関係がある事項又はいずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の権利若しくは義務に影響を及ぼすようなこの条約の改正の提案を審議する場合に、いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の四分の一が、調整委員会の構成国と同一の権利をもつて調整委員会の会合に参加する。会合に参加すべき国は、締約国会議が各通常会期において指定する。
- (d) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。
- (2) 機関が管理業務を行つて他の同盟がその同盟として調整委員会において代表されることを希望する場合に、その代表者は、調整委員会の構成国の中から任命しなければならぬ。
- (3) 調整委員会は、次のことを行う。
- (i) 二以上の同盟に又は一若しくは二以上の同盟と機関とに共通の利害関係のあるすべての管理上及び財政上の事項その他の事項について、特に同盟共通経費の予算について、同盟の内部機関、一般総会、締約国会議及び事務局長に助言を与えること。
- (ii) 一般総会の議事日程案を作成すること。
- (iii) 締約国会議の議事日程案、事業計画案及び予算案を作成すること。
- (iv) 同盟共通経費の三年予算及び締約国会議の三年予算並びに法律に関する技術援助の三年計画に基づき、年次予算及び年次計画を定めること。
- (v) 事務局長の任期が満了する際に又は事務局長が欠けた場合に、一般総会による事務局長の任命のため、候補者を指名すること。一般総会がその候補者を任命しなかつた場合には、調整委員会は、別の候補者を指名する。この手続は、一般総会が指名された候補者を任命するまで繰り返す。
- (vi) 一般総会の会期から会期までの間に事務局長が欠けた場合に、新事務局長が就任するまでの間について事務局局長臨時代理を任命すること。
- (vii) その他この条約に基づいて調整委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (4)(a) 調整委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合する。調整委員会は、通常、機関の本部において会合する。
- (b) 調整委員会は、事務局長の発意により又は調整委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (5)(a) 各国は、(1)(a)に規定する執行委員会のいずれか一方の構成国であるか双方の構成国であるかを問わず、調整委員会において一の票を有する。
- (b) 調整委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することが出来る。
- (6)(a) 調整委員会は、投じられた票の単純多数による議決で、意見を表明し及び決定を行う。棄権は、投票とみなさない。
- (b) 単純多数の賛成が得られた場合にも、調整委員会の構成国は、投票後直ちに、その投票について次のような方法で特別再計算を行うよう要請することが出来る。すなわち、二の別個の名簿を作成し、その一方にはパリ同盟の執行委員会の構成国の国名を、他方にはベルヌ同盟の執行委員会の構成国の国名を記載する。各国の票は、その国名を記載した名簿ごとに、その国名に対応して記載する。この特別再計算の結果、それぞれの名簿において単純多数の賛成が得られたことが示されない場合には、その投票に係る提案は、採択されたとみなされない。
- (7) 調整委員会の構成国でない機関の加盟国は、調整委員会の会合にオブザーバーとして出席することが出来る。オブザーバーは、討議に参加する権利を有するが、投票する権利を有しない。
- (8) 調整委員会は、その手続規則を採択する。
- 第九条 国際事務局
- (1) 国際事務局を機関の事務局とする。

(2) 国際事務局は、事務局長が指揮するものとす。事務局長は、二人以上の事務局次長の補佐を受ける。

(3) 事務局長は、一定の任期をもつて任命されるものとし、その任期は、六年以上とする。事務局長は、一定の任期をもつて引き続き任命されることが出来る。当初の任期及びその後の任期並びに任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。

(4) (a) 事務局長は、機関の首席行政官とする。
(b) 事務局長は、機関を代表する。

(c) 事務局長は、機関の内部の及び対外的な問題に関し、一般総会に報告を行い、その指示に従う。

(5) 事務局長は、事業計画案、予算案及び活動に関する定期報告を作成する。事務局長は、それらに関する政府並びに同盟及び機関の権限のある内部機関に送付する。

(6) 事務局長及びその指名する職員は、一般総会、締約国会議、調整委員会その他委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(7) 事務局長は、国際事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員を任命する。事務局長は、調整委員会の承認を得て事務局次長を任命する。雇用条件は、事務局長の提案に基づいて調整委員会が承認する職員規則で定める。職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能力、能力及び誠実を確保することに最大の考慮を払う。できる限り広い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。

(8) 事務局長及び職員の責任の性質は、専ら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府又は機関外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び

び職員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

第十條 本部
(1) 機関の本部をジュネーヴに置く。
(2) 本部の移転は、第六條(3)(d)及び(5)に定めるところに従って決定することが出来る。

第十一條 財政
(1) 機関は、同盟共通経費の予算及び締約国会議の予算の二の別個の予算を有する。
(2) (a) 同盟共通経費の予算には、二以上の同盟に

関係する経費を計上する。
(b) (a)の予算は、次のものを財源とする。
(i) 同盟の分担金。各同盟の分担金の額は、その同盟の総会が、共通経費からのその同盟の受益の程度を考慮して、決定する。

(ii) 国際事務局がいずれの同盟とも直接の關係なく提供する役務について支払われる料金(国際事務局が法律に関する技術援助の分野において提供する役務について受領するものを除く)。

(iii) 国際事務局の刊行物でいずれの同盟とも直接の關係がないものの販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料。

(iv) 機関に与えられる贈与、遺贈及び補助金。
(3) (b)に規定するものを除く。

(v) 機関が受領する貸貸料、利子その他の雑収入。
(3) (a) 締約国会議の予算には、締約国会議の会期の経費及び法律に関する技術援助計画の費用を計上する。

(b) (a)の予算は、次のものを財源とする。
(i) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の分担金。

(ii) (a)の予算に対する同盟の拠出金。各同盟

の拠出金の額は、その同盟の総会が決定するものとし、各同盟は、(a)の予算への拠出を義務づけられない。

第十二條 国際事務局が法律に関する技術援助の分野において提供する役務について受領する料金
(a) (i)の目的のために機関に与えられる贈与、遺贈及び補助金

(ii) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国は、締約国会議の予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

等級A
等級B
等級C

(b) (a)に規定する各国は、第十四條(1)の手続を行う際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することが出来る。一層低い等級を選択する国は、その旨を締約国会議に対しその通常会期において表明しなければならない。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) (a)に規定する各国の年次分担金の額は、その額とそれらのすべての国の締約国会議の予算への分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とそれらのすべての国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) いずれの同盟にも属しないこの条約の締約国であつてこの条の規定に基づく分担金の支払が延滞しているもの及びいずれかの同盟に属する

この条約の締約国であつて当該同盟への分担金の支払が延滞しているものは、その支払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務が生じた分担金の額以上のものとなつたときは、機関の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することが出来ない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことが出来る。

(6) 国際事務局が法律に関する技術援助の分野において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、それを調整委員会に報告する。

(7) 機関は、調整委員会の承認を経て、政府、公私の組織、団体又は個人から直接に贈与、遺贈及び補助金を受けることが出来る。

(8) (a) 機関は、同盟及びいずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金は、十分でなくなつた場合には、増額される。

(b) 各同盟の一回限りの支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟の分担額は、その同盟の総会が決定する。

(c) いずれの同盟にも属しないこの条約の各締約国の一回限りの支払金の額及び運転資金の増額の部分に対するその国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。その比率及び支払の条件は、締約国会議が、事務局長の提案に基づきかつ調整委員会の助言を受けた上で定める。

(9) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定め

る。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に調整委員会に議席を有する。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。

四 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の加盟国又は外部の会計検査専門家が、一般総会がこれらの加盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第十二条 法律上の能力並びに特権及び免除

(1) 機関は、各加盟国の領域において、その国の法令に従い、機関の目的の達成及びその任務の遂行に必要な法律上の能力を享有する。

(2) 機関は、スイス連邦(後に本部が他の国に置かれた場合には、その国)との間で本部協定を締結する。

(3) 機関は、機関、その職員及びすべての加盟国の代表者が機関の目的の達成及びその任務の遂行に必要な特権及び免除を享有することができるよう、(2)の国以外の加盟国との間で二者間協定又は多数者間協定を締結することができ

(4) 事務局長は、(2)及び(3)に規定する協定を交渉することができるとし、また、調整委員会の承認を得た上で機関のためにこれらの協定を締結し、署名する。

第十三条 他の機関との関係

(1) 機関は、適当な場合には、他の政府間機関との間に業務上の連携を設定し、これと協力する。このためにそれらの機関との間で締結される一般協定は、事務局長が調整委員会の承認を得た上で締結する。

(2) 機関は、その権限内の事項に関し、国際的な非政府機関と、及び関係政府の同意を得て国内の政府機関又は民間団体と協議し及び協力する

ため、適当な取決めを行うことができる。そのような取決めは、事務局長が調整委員会の承認を得た上で行う。

第十四条 この条約の締約国となるための手続

(1) 第五条に規定する国は、次のいずれかの手続により、この条約の締約国となり、機関の加盟国となることのできる。

(i) 批准を条件としないで署名すること。
(ii) 批准を条件として署名し、その後批准書を寄託すること。
(iii) 加入書を寄託すること。

(2) パリ条約、ベルヌ条約又はその双方の条約の締約国は、この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、同時に次のいずれかの条約を批准し若しくはそれに加入する場合又はそれを批准し若しくはそれに加入した後においてのみ、この条約の締約国となることのできる。

パリ条約のストックホルム改正条約(その全体又はその第二十条(1)(b)(i)に定める制限のみを付したものの)
ベルヌ条約のストックホルム改正条約(その全体又はその第二十八条(1)(b)(i)に定める制限のみを付したものの)

(3) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第十五条 この条約の効力発生

(1) この条約は、パリ同盟の十の同盟国及びベルヌ同盟の七の同盟国が前条(1)の手続を行った後三箇月で効力を生ずる。いずれかの国が双方の同盟に属している場合には、その国は、双方の同盟国数に数えられるものとする。これらの二の同盟のいずれにも属しない国であつて、この条約の効力発生の日の三箇月前までに前条(1)の手続を行ったものについても、この条約は、同じ日に効力を生ずる。

(2) この条約は、その他の国については、その国が前条(1)の手続を行った日の後三箇月で効力を生ずる。

第十六条 留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十七条 改正

(1) この条約の改正の提案は、加盟国、調整委員会又は事務局長が行うことができる。その提案は、遅くとも締約国会議による審議の六箇月前までに、事務局長が加盟国に送付する。

(2) 改正は、締約国会議が採択する。改正がいずれの同盟にも属しないこの条約の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものである場合には、それらの国も、投票権を有する。他のすべての改正案については、いずれかの同盟に属するこの条約の締約国のみが投票権を有する。改正は、投じられた票の単純多数による議決で採択される。ただし、締約国会議は、パリ同盟の総会及びベルヌ同盟の総会がそれぞれの条約の管理規定の修正の採択について適用される各自の規則に従つてあらかじめ採択した改正の提案についてのみ投票を行う。

(3) 改正は、締約国会議がその改正を採択した時に(2)の規定に基づき改正の提案について投票権を有していた機関の加盟国の四分の三から、それぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された改正は、その改正が効力を生ずる時に機関の加盟国であるすべての国及びその後機関の加盟国となるすべての国を拘束する。ただし、加盟国の財政上の義務を増大する改正は、その改正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第十八条 廃棄

(1) いずれの加盟国も、事務局長に於てた通告により、この条約を廃棄することができる。

第十九条 通告

(2) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

事務局長は、すべての加盟国政府に対し次の事項を通告する。

項を通告する。

(i) この条約の効力発生の日
(ii) 署名及び批准書又は加入書の寄託
(iii) この条約の改正の受諾及びその改正が効力を生ずる日

(iv) この条約の廃棄

第二十条 最終規定

(1) (a) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。
(b) この条約は、千九百六十八年一月十三日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(2) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語及び締約国会議が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(3) 事務局長は、パリ同盟又はベルヌ同盟の同盟国政府に対し、他の国がこの条約に加入する際にその国の政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この条約及び締約国会議が採択した改正の認証副本二通を送付する。これらの政府に送付されるこの条約の署名本書の謄本は、スウェーデン政府が認証する。

(4) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

第二十一条 経過規定

(1) 最初の事務局長が就任するまでは、この条約において国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、工業的、文学的及び美術的所有権の保護のための合同国際事務局(知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)とも称する。)又はその事務局長をいうものとする。

(2) (a) いずれかの同盟に属する国であつてこの条約の締約国となつていないものは、希望するときは、この条約の効力発生の日から五年間、この条約の締約国となつた場合と同一の

権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとす。その通告は、その受領の日に効力を生ずる。それらの国は、その五年の期間が満了するまで、一般総会及び締約国会議の構成国とみなされる。

(b) それらの国は、(a)の五年の期間が満了したときは、一般総会、締約国会議及び調整委員会において投票権を有しない。

(c) それらの国は、この条約の締約国となつたときは、再び投票権を有する。

(3) (a) パリ同盟及びベルヌ同盟のすべての同盟国がこの条約の締約国とならない限り、国際事務局及び事務局長は、それぞれ、工業的、文学的及び美術的所有権の保護のための合同国際事務局及びその事務局長としての任務をも行う。

(b) この条約の効力発生の日(以下合同国際事務局に雇用されている職員は、(a)の経過期間中、国際事務局にも雇用されているものとみなす。

(4) (a) パリ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、パリ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

(b) ベルヌ同盟のすべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、ベルヌ同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

アフガニスタンのために

南アフリカののために

(批准を条件として)

T・スクーマン

アルバニアののために

アルジェリアののために

(批准を条件として)

A・ハセーヌ

サウディ・アラビアののために

アルゼンティンののために

オーストラリアののために

オーストリアののために

(批准を条件として)

ゴットフリート・H・ターラー

ドクター・ロベルト・ディットリッヒ

バルバドスのために

ベルギーののために

(批准を条件として)

男爵 F・コーゲルス

ビルマののために

ボリヴィアののために

ボツワナののために

ブラジルののために

ブルガリアののために

(批准を条件として)

V・チヴァロフ

ブルンディののために

カンボディアののために

カメルーンののために

(批准を条件として)

D・エカニ

カナダののために

セイロンのために

チリのために

サイプラスのために

コロンビアのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(民主共和国)のために

(批准を条件として)

G・ムレンダ

コスタ・リカののために

象牙海岸のために

(批准を条件として)

ビル

キューバのために

ダホメのために

デンマークのために

(批准を条件として)

J・バルダン

エル・サルヴァドルのために

エクアドルのために

(批准を条件として)

E・サンチエス

スペインのために

(政府の承認を条件として)

J・F・アルコヴェール

エレクト・J・ガルシア・テヘー

アメリカ合衆国のために

(批准を条件として)

ユージン・M・ブラダーマン

エチオピアのために

フィンランドのために

(批准を条件として)

ポール・グスタフソン

フランスのために

(批准を条件として)

B・ド・マントン

ガボンのために

(批准を条件として)

J・F・オイエ

ガンビアのために

ガーナのために

ギリシャのために

(政府の承認を条件として)

J・A・ドラクリス

グアテマラののために

ギニアのために

ガイアナのために

ハイティのために

上ヴォルタのために

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

(批准を条件として)

エステルガーヨシュ モルディヴのために インドのために	インドネシアのために (批准を条件として) イブラヒム・ヤシン イラクのために イランのために (批准を条件として) A・ダライ	アイルランドのために ヴァレンティン・アイアモンガー アイスランドのために (批准を条件として) アルニ・トリグバソン イスラエルのために (批准を条件として) G・ガヴリエリ Z・シエール	イタリアのために (批准を条件として) チップコ ジョルジョ・ランツイ ジャマイカのために 日本国のために (批准を条件として) 高橋通敏 川出千速 安達健二 ジョルダンのために ケニアのために (批准を条件として) M・K・ムウエンドワ
クウェイトのために ラオスのために レソトのために レバノンのために リベリアのために リビアのために リヒテンシュタインのために (批准を条件として) マリアンヌ・マルクサー (批准を条件として) J・P・ホフマン マダガスカルのために (批准を条件として) ラトヴォンドリアカ マレイシアのために マラウイのために マリのために マルタのために モロッコのために (批准を条件として) フセーヌ モーリタニアのために メキシコのために (批准を条件として) E・ロハス・イ・ペナヴィデス モナコのために	(批准を条件として) J・M・ノタリ モンゴルのために ネパールのために ニカラグアのために ニジェールのために (批准を条件として) A・ライト ナイジェリアのために ノールウェーのために (批准を条件として) イエンス・エーベンセン B・スチュエーエボルド・ラッセン ニュー・ジーランドのために ウガンダのために パキスタンのために パナマのために パラグアイのために オランダのために (批准を条件として) ヘルブランドイ W・G・ベリンファンテ ペルーのために (政府の承認を条件として) J・フェルナンデス・ダヴィラ フィリピンのために (批准を条件として) ラウロ・バハ ポーランドのために	(批准を条件として) M・カイゼル ポルトガルのために (批准を条件として) アドリアーノ・デ・カルヴァリョ ジョゼー・デ・オリヴェイラ・アセン ソン ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モラ イス・セロン アラブ連合共和国のために 中央アフリカ共和国のために (批准を条件として) L・P・ガンバ 大韓民国のために ドミニカ共和国のために ドイツ連邦共和国のために (批准を条件として) クルト・ヘルテル オイゲン・ウルマー 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために (批准を条件として) マルツェフ ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため に (ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国 最高幹部会による批准を条件として) マルツェフ タンザニア連合共和国のために ヴィエトナム共和国のために ルーマニアのために (批准を条件として) C・スタネスク L・マリネツテ	(批准を条件として) C・スタネスク L・マリネツテ

T・ブレダ
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国のために
(批准を条件として)

ゴードン・グラント
ウィリアム・ウォーレス
ルワンダのために

サン・マリノのために

ヴァチカンのために

(批准を条件として)
グナール・シュテルナー
西サモアのために

セネガルのために
(批准を条件として)

A・セック
シエラ・レオネのために

シンガポールのために

ソマリアのために

スーダンのために

スウェーデンのために
(批准を条件として)

ヘルマン・クリング
スイスのために

(批准を条件として)
ハンス・モルフ
ジョゼフ・ヴォヤム
シリアのために

チャードのために

チェコスロヴァキアのために

タイのために
トーゴのために
トリニダード・トバゴのために
テニジアのために
(批准を条件として)

M・ケダディ
トルコのために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
(ソヴィエト社会主義共和国連邦による批准を条件として)

マルツェフ
ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ユーゴスラヴィアのために
(批准を条件として)

A・イエリッチ
ザンビアのために

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

るの件

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求め

スボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、工業所有権の保護に関する従前のパリ条約を改正し、発明者証との関連においても優先権の制度を適用するとともに、世界的な所有権機関の設立と相まつてパリ同盟の管理機構を近代化すること等を目的とするものであつて、この条約を締結することは、工業所有権の保護のための国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百一十八年六月二日にロンドンで、千九百一十八年七月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約

第一条

(1) この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。

(2) 工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。

(3) 工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、

穀物)についても用いられる。
(4) 特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によつて認められる各種の特許が含まれる。

第二条

(1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に對し現在与えておられ又は将来与えらるべき利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に對し内国民と同一の法律上の救済を与えらる。

(2) もつとも、各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない。

(3) 司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる。

第三条

同盟に属しない国の国民であつて、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなす。

第四条

A (1) いずれかの同盟国において正規の特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をするに關し、以下に定める期間中優先権を有する。

(2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。

(3) 正規の国内出願とは、結果のいかんを問わ

ず、当該国に出願をした日付を確定するため
に十分なすべての出願をいう。

B
すなわち、A(1)に規定する期間の満了前に他
の同盟国においてされた後の出願は、その間に
行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の
公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当
該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けな
いものとし、また、これらの行為は、第三者の
いかなる権利又は使用の権能をも生じさせな
い。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第
三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国
内法令の定めるところによる。

C(1) A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用
新案については十二箇月、意匠及び商標につ
いては六箇月とする。

(2) 優先期間は、最初の出願の日から開始す
る。出願の日は、期間に算入しない。

(3) 優先期間は、その末日が保護の請求される
国において法定の休日又は所轄庁が出願を受
理するために開いていない日に当たるとき
は、その日の後の最初の就業日まで延長され
る。

(4) (2)にいう最初の出願と同一の対象について
同一の同盟国においてされた後の出願は、先
の出願が、公衆の閲覧に付されないで、か
つ、いかなる権利をも存続させないで、後
の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は
拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願
がまだ優先権の主張の基礎とされてないこ
とを条件として、最初の出願とみなされ、そ
の出願の日は、優先期間の初日とされる。こ
の場合においては、先の出願は、優先権の主張
の基礎とすることができない。

D(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しよう
とする者は、その出願の日付及びその出願が
された同盟国の国名を明示した申立てをしな
ければならない。各同盟国は、遅くともいつ
までもその申立てをしななければならないかを

定める。

(2) (1)の日付及び国名は、権限のある官庁が発
行する刊行物(特に特許及びその明細書に関
するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対
し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図
面等を含む)の謄本の提出を要求することが
できる。最初の出願を受理した主管庁が認証
した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、
また、いかなる場合にも、後の出願の日から
三箇月の期間内においてはいつでも、無料で
提出することができ、その謄本には、その
主管庁が交付する出願の日付を証明する書面
及び訳文を添付するよう要求することができ
る。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他
の手續を要求することができない。各同盟国
は、この条に定める手續がされなかつた場合
の効果と定める。ただし、その効果は、優先
権の喪失を限度とする。

(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求
することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者
は、その最初の出願の番号を明示するものと
し、その番号は、(2)に定める方法で公表され
る。

E(1) いずれかの同盟国において実用新案登録出
願に基づく優先権を主張して意匠登録出願を
した場合に、優先期間は、意匠について定
められた優先期間とする。

(2) なお、いずれの同盟国においても、特許出
願に基づく優先権を主張して実用新案登録出
願をすることができるとし、また、実用
新案登録出願に基づく優先権を主張して特許
出願をすることもできる。

F
いずれの同盟国も、特許出願人が二以上の優
先権(二以上の国においてされた出願に基づく
ものを含む)を主張することを理由として、又

は優先権を主張して行つた特許出願が優先権の
主張の基礎となる出願に含まれていなかつた構
成部分を含むことを理由として、当該優先権を
否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分
をすることができない。ただし、当該同盟国の
法令上発明の単一性がある場合に限り。

優先権の主張の基礎となる出願に含まれてい
なかつた構成部分については、通常の条件に従
い、後の出願が優先権を生じさせる。

G(1) 審査により特許出願が複合的であることが
明らかになつた場合には、特許出願人は、そ
の特許出願を二以上の出願に分割することが
できる。この場合においては、特許出願人は、
その分割された各出願の日付として、もとの出
願の日付を用い、優先権の利益があるとき
は、これを保有する。

(2) 特許出願人は、また、自己の発意により、
特許出願を分割することができる。この場合
においても、特許出願人は、その分割された
各出願の日付として、もとの出願の日付を用
い、優先権の利益があるときは、これを保有
する。各同盟国は、その分割を認める場合の
条件を定めることができる。

H
優先権は、発明の構成部分で当該優先権の主
張に係るものが最初の出願において請求の範囲
内のもので記載されていないことを理由と
しては、否認することができない。ただし、最
初の出願に係る出願書類の全体により当該構成
部分が明らかにされている場合に限り。

I(1) 出願人が自己の選択により特許又は発明者
証のいずれの出願をもすることができるとし、同
盟国においてされた発明者証の出願は、特許出
願の場合と同一の条件でこの条に定める優先
権を生じさせるものとし、その優先権は、特
許出願の場合と同一の効果とを有する。

(2) 出願人が自己の選択により特許又は発明者
証のいずれの出願をもすることができるとし、同
盟国においては、発明者証の出願人は、特許出

願について適用されるこの条の規定に従い、
特許出願、実用新案登録出願又は発明者証の
出願に基づく優先権の利益を享受する。

第四条之二

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特
許は、他の国(同盟国であるかどうかを問わな
い)において同一の発明について取得した特許
から独立したものとす。

(2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期
間中に提出された特許が、無効又は消滅の理由
によつても、また、通常の存続期間について
も、独立のものであるという意味に解釈しなけ
ばならない。

(3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するす
べての特許について適用する。

(4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合に
は、その加入の際に加入国又は他の国に存する
特許についても、同様に適用する。

(5) 優先権の利益によつて取得された特許につ
いては、各同盟国において、優先権の利益なしに
特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認
められる存続期間と同一の存続期間が認められ
る。

第四条之三

発明者は、特許証に発明者として記載される権
利を有する。

第四条之四

特許の対象である物の販売又は特許の対象であ
る方法によつて生産される物の販売が国内法令上
の制限を受けることを理由として、特許を拒絶
し又は無効とすることができない。

第五条

A(1) 特許は、特許権者がその特許を取得した国
にいずれかの同盟国で製造されたその特許に
係る物を輸入する場合にも、効力を失わな
い。

(2) 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行
使から生ずることがある弊害、例えば、実施

がされないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができ。

(3) (2)に規定する弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができ。特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から二年の期間が満了する前には、することができない。

(4) 実施権の強制的設定は、実施がされず又は実施が十分でないことを理由としては、特許出願の日から四年の期間又は特許が与えられた日から三年の期間のうちいずれか遅く満了するものが満了する前には、請求することができないものとし、また、特許権者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにした場合には、拒絶される。強制的に設定された実施権は、排他的なものであつてはならないものとし、また、企業又は営業の構成部分のうち当該実施権の行使に係るものとともに移転する場合を除くほか、当該実施権に基づき実施権の許諾の形式によつても、移転することができない。

(5) (1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する。

B 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を輸入することによつては、失われぬ。

C (1) 登録商標について使用を義務づけている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる。

(2) 商標の所有者が一の同盟国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えることなく構成部分に変更を加えてその

商標を使用する場合には、その商標の登録の効力は、失われず、また、その商標に対して与えられる保護は、縮減されない。

(3) 保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる二以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。ただし、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことを条件とする。

D 権利の存在を認めさせるためには、特許の記号若しくは表示又は実用新案、商標若しくは意匠の登録の記号若しくは表示を産品に付することを要しない。

第五条の二

(1) 工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも六箇月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。

(2) 同盟国は、料金の不納により効力を失つた特許の回復について定めることができる。

第五条の三

次のことは、各同盟国において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。

1 当該同盟国の領土に他の同盟国の船舶が一時的に又は偶発的に入つた場合に、その船舶の船体及び機械、船具、装備その他の附属物に関する当該特許権者の特許の対象である発明をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用すること。

2 当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入つた場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明

を使用すること。

第五条の四

ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に關して当該特許に基づきその国の法令によつて与えられるすべての権利を、その輸入物に關して享有する。

第五条の五

意匠は、すべての同盟国において保護される。

第六条

(1) 商標の登録出願及び登録の条件は、各同盟国において国内法令で定める。

(2) もつとも、同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。

(3) いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む)において登録された商標から独立したものとす。

第六条の二

(1) 同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限のある当局が認めるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもつて、又は利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのようなく認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする。

(2) (1)に規定する商標の登録を無効とするものの請求については、登録の日から少なくとも五年の期間を認めなければならない。同盟国は、その

のような商標の使用の禁止を請求することができる期間を定めることができる。

(3) 悪意で登録を受け又は使用された商標の登録を無効とし又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。

第六条の三

(1) (a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。

(b) (a)の規定は、一又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつていない紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。

(c) いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤つて信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。

(2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に關する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。

(3) (a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国

は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。

もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。

(b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。

(4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領した時から十二箇月の期間内においては、その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。

(5) (1)の規定は、国の旗章に関しては、千九百二十五年十一月六日の後に登録される商標についてのみ適用する。

(6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く)、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しは、(3)の通知を受領した時から二箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。

(7) 同盟国は、国の記章、記号又は印章を含む商標で千九百二十五年十一月六日前に登録されたものについても、その登録出願が悪意でされた場合には、当該登録を無効とすることができ

(8) 各同盟国の国民であつて自国の国の記章、記号又は印章の使用を許可されたものは、当該記章、記号又は印章が他の同盟国の国の記章、記号又は印章と類似するものである場合にも、それらを使用することができる。

(9) 同盟国は、他の同盟国の国の紋章については、その使用が商品の原産地の誤認を生じさせるようなものである場合には、許可を受けないで取引においてその紋章を使用することを禁止することを約束する。

(10) 前記の諸規定は、各同盟国が、国の紋章、旗章その他の記章、同盟国により採用された公の記号及び印章並びに(1)に規定する政府間国際機関の識別記号を許可を受けないで使用している商標につき、第六条の五B3の規定に基づいてその登録を拒絶し又は無効とすることを妨げない。

第六条の四

(1) 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であつて当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。

(2) (1)の規定は、譲受人による商標の使用が、当該商標を付した商品の原産地、性質、品位等について事実上公衆を誤らせるようなものである場合に、その商標の譲渡を有効と認める義務を同盟国に課するものではない。

第六条の五

A (1) 本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の同盟国においても、そのままその登録を認められかつ保護される。当該他の同盟国は、確定的な登録をする前に、本国における登録の証明書で権限のある当局が交付したものを提出させることができる。その証明書には、いかなる公証をも必要としない。

(2) 本国とは、出願人が同盟国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合にその同盟国を、出願人が同盟国にそのよう

な営業所を有しない場合にはその住所がある同盟国を、出願人が同盟国の国民であつて同盟国に住所を有しない場合にはその国籍がある国をいう。

B この条に規定する商標は、次の場合を除くほか、その登録を拒絶され又は無効とされることはない。もつとも、第十条の二の規定の適用は、妨げられない。

1 当該商標が、保護が要求される国における第三者の既得権を害するようなものである場合

2 当該商標が、識別性を有しないものである場合又は商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくは生産の時期を示すため取引上使用されることがある記号若しくは表示のみをもつて、若しくは保護が要求される国の取引上の通用語において若しくはその国の公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになつていて記号若しくは表示のみをもつて構成されたものである場合

3 当該商標が、道徳又は公の秩序に反するもの、特に、公衆を欺くようなものである場合。ただし、商標に関する法令の規定(公の秩序に関するものを除く)に適合しないことを唯一の理由として、当該商標を公の秩序に反するものと認めてはならない。

C (1) 商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断するに当たつては、すべての事情、特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮しなければならない。

(2) 本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。

D いかなる者も、保護を要求している商標が本

国において登録されていない場合には、この条の規定による利益を受けることができない。

E もつとも、いかなる場合にも、本国における商標の登録の更新は、その商標が登録された他の同盟国における登録の更新の義務を生じさせるものではない。

F 第四条に定める優先期間内にされた商標の登録出願は、本国における登録が当該優先期間の満了後にされた場合にも、優先権の利益を失わない。

第六条の六

同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。

第六条の七

(1) 同盟国において商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、一又は二以上の同盟国においてその商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者は、登録異議の申立てをし、又は登録を無効とすることが若しくは、その国の法令が認めるときは、登録を自己に移転することを請求することができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

(2) 商標に係る権利を有する者は、(1)の規定に従うことを条件として、その許諾を得ないでその代理人又は代表者が商標を使用することを阻止する権利を有する。

(3) 商標に係る権利を有する者がこの条に定める権利を行使することができる相当の期間は、国内法令で定めることができる。

第七条

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。

第七条之二

- (1) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同様とする。
- (2) 各同盟国は、団体商標の保護について特別の条件を定めることができるものとし、また、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。
- (3) もつとも、その存在が本国の法令に反しない団体に對しては、保護が要求される同盟国において設立されていないこと又は保護が要求される同盟国の法令に適合して構成されていないことを理由として、その団体に属する団体商標の保護を拒絶することができない。

第八条

商号は、商標の一部であるかどうかを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない。

第九条

- (1) 不法に商標又は商号を付した産品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる。
- (2) 差押えは、また、産品に不法に商標若しくは商号を付する行為が行われた同盟国又はその産品が輸入された同盟国の国内においても行われる。
- (3) 差押えは、検察官その他の権限のある当局又は利害関係人（自然人であるか法人であるかを問わない。）の請求により、各同盟国の国内法令に従って行われる。
- (4) 当局は、通過の場合には、差押えを行うことを要しない。
- (5) 同盟国の法令が輸入の際における差押えを認めていない場合には、その差押えの代わりに、輸入禁止又は国内における差押えが行われる。

- (6) 同盟国の法令が輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えを認めていない場合には、その法令が必要な修正を受けるまでの間、これらの措置の代わりに、その同盟国の法令が同様の場合に内国民に保障する訴訟その他の手続が、認められる。

第十条

- (1) 前条の規定は、産品の原産地又は生産者、製造者若しくは販売人に直接又は間接に虚偽の表示が行われている場合についても適用する。
- (2) (1)の産品の生産、製造又は販売に従事する生産者、製造者又は販売人であつて、原産地として偽つて表示されている土地、その土地の所在する地方、原産地として偽つて表示されている国又は原産地の虚偽の表示が行われている国に住所を有するものは、自然人であるか法人であるかを問わず、すべての場合において利害関係人と認められる。

第十条之二

- (1) 各同盟国は、同盟国の国民を不正競争から有効に保護する。
- (2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- (3) 特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。
 - 1 いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
 - 2 競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
 - 3 産品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

第十条之三

- (1) 同盟国は、第九条から前条までに規定するすべての行為を有効に防止するための適当な法律

上の救済手段を他の同盟国の国民に与えることを約束する。

- (2) 同盟国は、更に、利害関係を有する生産者、製造者又は販売人を代表する組合又は団体でその存在が本国の法令に反しないものが、保護が要求される同盟国の法令により国内の組合又は団体に認められている限度において、第九条から前条までに規定する行為を防止するため司法的手段に訴え又は行政機関に申立てをすることができることとなるように措置を講ずることを約束する。

第十一条

- (1) 同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に關し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。
- (2) (1)の仮保護は、第四条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間を開始するものとすることができる。
- (3) 各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

第十二条

- (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠及び商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。
- (2) (1)の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを規則的に公示する。
 - (a) 特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示
 - (b) 登録された商標の複製

第十三条

- (1) (a) 同盟は、この条から第十七条までの規定に拘束される同盟国で構成する總會を有する。

- (b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 總會は、次のことを行う。

- (i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に關するすべての問題を取り扱うこと。
- (ii) 世界的所有権機関（以下「機関」という。）を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局（以下「国際事務局」という。）に對し、改正會議の準備に關する指示を与えること。ただし、この条から第十七条までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。
- (iii) 機関の事務局長の同盟に關する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に對し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。
- (iv) 總會の執行委員會の構成國を選出すること。
- (v) 執行委員會の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員會に對し指示を与えること。
- (vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。
- (vii) 同盟の財政規則を採択すること。
- (viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる専門委員會及び作業部會を設置すること。
- (ix) 同盟の構成國でない國並びに政府間機關及び國際的な非政府機關で總會の會合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。
- (x) この条から第十七条までの規定の修正を採択すること。
- (xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な

措置をとること。

(xii) その他この条約に基づく任務を遂行すること。

(xiii) 機関を設立する条約によつて總會に与えられる権利(總會が受諾するものに限り)を行使すること。

(b) 總會は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行ふ。

(3)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国のみを代表することができる。

(b) 前条に規定する工業所有権に関する各国の特別の部局としての性格を有する共通官庁を設立するための特別の取極に基づいて結集した同盟国は、討議において、それらの国の一国をもつて共同の代表とすることが出来る。

(4)(a) 總會の各構成国は、一の票を有する。

(b) 總會の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 總會は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が總會の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、總會の手續に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた總會の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) 第十七条(2)の規定が適用される場合を除くほか、總會の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行われる。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(5)(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、代表は、一の国の名においてのみ投票することができる。

(b) (3)(b)に規定する同盟国は、原則として、總會の会期に自国の代表を出すように努める。

もつとも、例外的な理由のために自国の代表を出すことができない場合には、自国の名において投票する権限を他の(3)(b)に規定する同盟国の代表に与えることができる。この場合において、代理投票は、一の国のためにのみ行うことができる。代理投票の権限は、国の元首又は権限を有する大臣が署名する書面によつて与えられる。

(6) 總會の構成国でない同盟国は、總會の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(7)(a) 總會は、事務局長の招集により、三年ごとと一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般總會と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 總會は、執行委員会の要請又は總會の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8) 總會は、その手続規則を採択する。

第十四条

(1) 總會は、執行委員会を有する。

(2)(a) 執行委員会は、總會の構成国の中から總會によつて選出された国で構成する。更に、その領域内の機関の本部が所在する国は、第十六条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けること

ができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(3) 執行委員会の構成国の数は、總會の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつては、四で除した余りの数は、考慮に入れな

い。

(4) 總會は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に關連して作成される特別の取極の締約国が執行委員会の構成国となることの必要性を考慮する。

(5)(a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた總會の会期の終了時から總會の次の通常会期の終了時までとする。

(b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることが出来る。

(c) 總會は、執行委員会の構成国の選出及び再選に關する規則を定める。

(6)(a) 執行委員会は、次のことを行う。

(i) 總會の議事日程案を作成すること。

(ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について總會に提案をすること。

(iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算につき、事業計画及び三年予算の範圍内で、決定すること。

(iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、總會に提出すること。

(v) 總會の決定に従い、また、總會の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。

(vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。

(b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つてゐる他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(7)(a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(8)(a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。

(c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行われる。

(d) 棄権は、投票とみなさない。

(e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。

第十五条

(1)(a) 同盟の管理業務は、文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約によつて設立された同盟事務局と合同した同盟事務局の繼續である国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の事務局の職務を行う。

(c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であり、同盟を代表する。

(2) 国際事務局は、工業所有権の保護に関する情報を収集し及び公表する。各同盟国は、工業所有権の保護に関するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送付す

るものとし、また、工業所有権に関する自国の
部局の刊行物であつて、工業所有権の保護に直
接の關係があり、かつ、国際事務局がその業務
に關して有益であると認めるすべてのものを国
際事務局に提供する。

(3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行す
る。

(4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に
応じ、工業所有権の保護に関する問題について
情報を提供する。

(5) 国際事務局は、工業所有権の保護を促進す
るため、研究を行い及び役務を提供する。

(6) 事務局長及びその指名する職員は、總會、執
行委員会その他専門委員会又は作業部会のす
べての会合に投票権なしで参加する。事務局長
又はその指名する職員は、当然にこれらの内部
機關の事務局の職務を行う。

(7) (a) 国際事務局は、總會の指示に従ひ、かつ、
執行委員会と協力して、この条約(第十三条
から第十七条までの規定を除く)の改正會議
の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正會議の準備に關し政府
間機關及び國際的な非政府機關と協議するこ
とができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正會議
における審議に投票権なしで参加する。

(8) 国際事務局は、その他國際事務局に与えられ
る任務を遂行する。

第十六条

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支
出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の
分担金及び場合により機關の締約国会議の予
算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく
機關が管理業務を行つてゐる一又は二以上の
他の同盟にも歸すべき経費をいう。共通経費
についての同盟の分担の割合は、共通経費が

同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機關が管理業務を行つてゐる
他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上
で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役
務について支払われる料金

(iii) 同盟に關する國際事務局の刊行物の販売代
金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸貸料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の
決定上、次のいずれかの等級に属するものと
し、次に定める単位数に基づいて年次分担金
を支払う。

等級I 二五

等級II 二〇

等級III 一五

等級IV 一〇

等級V 五

等級VI 三

等級VII 一

(b) 各国は、既に指定してゐる場合を除くは
か、批准書又は加入書を寄託する際に、自国
が属することを欲する等級を指定する。いず
れの国も、その等級を変更することができ
る。一層低い等級を選択する国は、その旨を
總會に對しその通常會期において表明しなけ
ればならない。その変更は、その會期の年の
翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とす
べての同盟国の同盟の予算への年次分担金の
總額との比率が、その国の属する等級の単位
数とすべての同盟国の単位数の總数との比率
に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生
ずる。

(e) 分担金の支払が延滞してゐる同盟国は、そ
の未払の額が当該年度に先立つ二年度におい
てその国について支払の義務を生じた分担金
の額以上のものとなつたときは、同盟の内部
機關で自国が構成国であるものにおいて、投
票権を行使することができない。ただし、そ
の内部機關は、支払の延滞が例外的なかつ避
けることのできない事情によるものであると
認める限り、その国がその内部機關において
引き続き投票権を行使することを許すことが
できる。

(f) 予算が新會計年度の開始前に採択されな
かつた場合には、財政規則の定めるところによ
り、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 國際事務局が同盟の名において提供する役務
について支払われる料金の額は、事務局長が定
めるものとし、事務局長は、それを總會及び執
行委員会に報告する。

(6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から
成る運轉資金を有する。運轉資金が十分でな
くなつた場合には、總會がその増額を決定す
る。

(b) 運轉資金に對する各同盟国の当初の支払金
の額及び運轉資金の増額の部分に對する各同
盟国の分担額は、運轉資金が設けられ又はそ
の増額が決定された年のその国の分担金に比
例する。

(c) (b)の比率及び支払の條件は、總會が、事務
局長の提案に基づきかつ機關の調整委員會の
助言を受けた上で定める。

(7) (a) その領域内に機關の本部が所在する国との
間で締結される本部協定には、運轉資金が十
分でない場合にその国が立替えをすることを
定める。立替えの額及び條件は、その国と機
關との間の別個の取極によつてその都度定め
る。その国は、立替えの義務を有する限り、
當然に執行委員会に議席を有する。

(b) (a)の国及び機關は、それぞれ、書面による

通告により立替えをする約束を廢棄する權利
を有する。廢棄は、通告が行われた年の終わ
りから三年を経過した時に効力を生ずる。

第十七条

(1) 第十三条からこの条までの規定の修正の提案
は、總會の構成国、執行委員会又は事務局長が
行うことができる。その提案は、遅くとも總會
による審議の六箇月前までに、事務局長が總會
の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は、總會が採択する。採択に
は、投じられた票の四分の三以上の多数による
議決を必要とする。ただし、第十三条及びこの
(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四
以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時
に總會の構成国であつた国の四分の三から、そ
れぞれの憲法上の手續に従つて行われた受諾に
ついての書面による通告を事務局長が受領した
後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾
された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生
ずる時に總會の構成国であるすべての国及びそ
の後に總會の構成国となるすべての国を拘束す
る。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する
修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘
束する。

第十八条

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにする
ような改善を加えるため、改正に付される。

(2) このため、順次にいづれかの同盟国におい
て、同盟国の代表の間で會議を行う。

(3) 第十三条から前条までの規定の修正は、前条
の規定に従つて行う。

第十九条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

第二十条

(1)(a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとすし、署名していない場合にはこれに加入することができ。批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。

(b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が(1)又は(2)にいう規定には及ばないことを宣言することができる。

(1) 第一条から第十二条までの規定

(2) 第十三条から第十七条までの規定

(c) (b)の規定に従い(1)の二群のうち一群について批准又は加入の効果を除いた各同盟国は、その後いつでも、批准又は加入の効果とその群に及ぼすことを宣言することができる。その宣言は、事務局長に寄託する。

(2)(a) 第一条から第十二条までの規定は、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

(b) 第十三条から第十七条までの規定は、(1)(b)の規定に基づく宣言を行うことなく批准書又は加入書を寄託した最初の十の同盟国については、その十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

(c) (1)(b)にいう規定が(1)(a)の規定に従つて、(1)(b)にいう規定が(1)(b)の規定に従つて、それぞれ最初に効力を生ずることを条件として、及び(1)(b)の規定に従うことを条件として、第一条から第十七条までの規定は、(a)及び(b)の同盟国以外の同盟国であつて、批准書若しくは加入書を寄託するもの又は(1)(c)の規定に基づく宣言を寄託するものについては、事務局長

がその寄託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が、寄託された批准書、加入書又は宣言において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 第十八条から第三十条までの規定は、批准書又は加入書を寄託する各同盟国について、(1)(b)の二群がそれぞれ(2)(a)、(b)又は(c)の規定に従いその国について効力を生ずる日のうち早い方の日に効力を生ずる。

第二十一条

(1) 同盟に属しない国も、この改正条約に加入することができるものとすし、その加入により同盟の構成国となることができる。加入書は、事務局長に寄託する。

(2)(a) 同盟に属しない国でこの改正条約の効力発生の日の一箇月前までに加入書を寄託したもののについては、この改正条約は、その加入書において一層遅い日が指定されていない限り、前条(2)(a)又は(b)の規定によりこの改正条約が最初に効力を生ずる日に効力を生ずる。ただし、

(1) この改正条約の効力発生の日に第一条から第十二条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第一条から第十二条までの規定に拘束される。

(2) この改正条約の効力発生の日に第十三条から第十七条までの規定が効力を生じていない場合には、前記の国は、それらの規定が効力を生ずるまでの暫定期間中は、それらの規定に代えて、リスボン改正条約第十三条及び第十四条(3)から(5)までの規定に拘束される。

加入書において一層遅い日を指定した国については、この改正条約は、そのように指定

された日に効力を生ずる。

(b) 同盟に属しない国でこの改正条約の一の群の規定のみが効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したもののについては、この改正条約は、(a)のただし書の規定に従うことを条件として、事務局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約が全体として効力を生じた日の後に又はその日前一箇月未満の期間内に加入書を寄託したものについては、この改正条約は、事務局長がその加入を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が加入書において指定されている場合には、この改正条約は、その国について、そのように指定された日に効力を生ずる。

第二十三条

批准又は加入は、第二十条(1)(b)及び第二十八条(2)の規定に基づく例外が適用される場合を除くほか、当然に、この改正条約のすべての条項の受諾及びこの改正条約に定めるすべての利益の享受を伴う。

第二十四条

(1) いずれの国も、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書若しくは加入書において宣言し又は、その後いつでも、書面により事務局長に通告することができる。

(2) (1)の宣言又は通告を行った国は、当該領域の全部又は一部についてこの条約が適用されなくなる旨を、事務局長にいつでも通告することができる。

できる。

(3)(a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その宣言を付した批准書又は加入書と同一の日に効力を生ずるものとすし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその通報の後三箇月で効力を生ずる。

(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長によるその受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条

(1) この条約の締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、その批准書又は加入書を寄託する時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができるとする状態になつていなければならないと了解される。

第二十六条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長に於て通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとすし、廃棄を行った国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廃棄の権利を行使することができない。

第二十七条

(1) この改正条約は、それが適用される同盟国相互の関係においては、それが適用される範囲において、千八百八十三年三月二十日のパリ条約及びその後の改正条約に代わる。

(2)(a) この改正条約が適用されない同盟国又はこの改正条約が全体としては適用されない同盟国で、千九百五十八年十月三十一日のリスボ

ン改正条約が適用されるものとの関係においては、リスボン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(b) 同様に、この改正条約又はその一部及びリスボン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百三十四年六月二日のロンドン改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(c) 同様に、この改正条約又はその一部、リスボン改正条約及びロンドン改正条約が適用されない同盟国との関係においては、千九百二十五年十一月六日のヘーグ改正条約が、全体として、又は(1)の規定によりこの改正条約がそれに代わる範囲を除き、引き続き効力を有する。

(3) 同盟に属しない国でこの改正条約の締約国となるものは、この改正条約の締約国でない同盟国又はこの改正条約の締約国であるが第二十條(1)(b)の規定に基づく宣言を行つた同盟国との関係において、この改正条約を適用する。それらの国は、当該同盟国が、それらの国との関係において、当該同盟国が締約国となつてゐる最新の改正条約を適用することを認める。

第二十八條

(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することが出来る。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。

(1)の規定は、その宣言を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(2)の規定に基づく宣言を行つた国は、事務局長に於て通告により、その宣言をいつでも撤回することが出来る。

第二十九條

(1)(a) この改正条約は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(b) 事務局局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、英語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、千九百六十八年一月十三日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこの改正条約の署名本書の贈本二通を送付する。

(4) 事務局局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書若しくは加入書に付された宣言又は第二十條(1)(c)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告及び第二十四條の規定に基づいて行われた通告を通報する。

第三十條

(1) 最初の事務局局長が就任するまでは、この改正条約において機関の国際事務局又は事務局長というときは、それぞれ、同盟事務局又はその事務局長をいうものとする。

(2) 第十三條から第十七條までの規定に拘束されていない同盟国は、希望するときは、機関を設

立する条約の効力発生の日から五年間、第十三條から第十七條までの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することが出来る。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日効力を生ずる。それらの国は、その五年の期間が満了するまで、総会の構成国とみなされる。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(4) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この改正条約に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

南アフリカのために
T・スクーマン

アルジェリアのために
A・ハセーヌ

アルゼンティンのために
オーストラリアのために

オーストラリアのために
オーストリアのために

オーストリアのために
ゴットフリート・H・ターラー

ベルギーのために
男爵 F・コーゲルス

ブラジルのために
ブルガリアのために

ブルガリアのために

第二十八條(2)の規定に基づく留保を付して

V・チヴァロフ

カメルーンのために

エカニ

カナダのために

セイロンのために

サイプラスのために

コンゴ(ブラザヴィル)のために

象牙海岸のために

ビル

キューバのために

A・M・ゴンサレス

ダホメのために

デンマークのために

ユリイ・オールセン

スペインのために

J・F・アルコザール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール

アメリカ合衆国のために

ユージン・M・ブラダーマン

フィンランドのために

ポール・グスタフソン

フランスのために

B・ド・マントン

ガボンのために

S・F・オヨエ

ギリシャのために

J・A・ドラクリス

ハイティのために

上ヴォルタのために

ハンガリーのために

エステルガーヨシュ

表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

第一条

虚偽の又は誤謬を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定（以下「マドリッド協定」といふ）、千九百一十一年六月二日にワシントンで改正されたもの、千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正されたもの、千九百三十四年六月二日にロンドンで改正されたもの及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正されたもの（以下「リスボン改正協定」といふ）を含む加入書は、世界的所有権機関の事務局長（以下「事務局長」といふ）に寄託する。事務局長は、その寄託をマドリッド協定の締約国に通告する。

第二条

リスボン改正協定第五条及び第六条(2)において同盟の一般条約第十六条、第十六条の二及び第十七条の二というときは、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約の規定のうちこれらの規定に相当するものをいうものとする。

第三条

(1) マドリッド協定の締約国は、この追加協定に署名することができるものとし、リスボン改正協定を批准し又はこれに加入している国は、この追加協定を批准し又はこれに加入することができる。

(2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。

第四条

リスボン改正協定を批准しておらず又はこれに加入していない国は、その国のリスボン改正協定への加入が効力を生ずる日から、この追加協定第一条及び第二条の規定に拘束される。ただし、その日にこの追加協定が次条(1)の規定に従つて効力を生じていない場合には、その国は、この追加協定が同条(1)の規定に従つて効力を生ずる日から、この

追加協定第一条及び第二条の規定に拘束される。

第五条

(1) この追加協定は、世界的所有権機関を設立する千九百六十七年七月十四日のストックホルム条約の効力発生の日に効力を生ずる。ただし、その日にこの追加協定の少なくとも二の批准書又は加入書が寄託されていない場合には、この追加協定は、この追加協定の二の批准書又は加入書が寄託される日に効力を生ずる。

第六条

(1) この追加協定は、フランス語による本書一通について署名するものとし、スウェーデン政府に寄託する。

(2) この追加協定は、前条(1)の規定に従つて効力を生ずる日まで、ストックホルムにおいて署名のために開放しておく。

(3) 事務局長は、マドリッド協定のすべての締約国政府に対し、また、要請があるときは他の国の政府に対し、スウェーデン政府が認証したこの追加協定の署名本書の謄本二通を送付する。

(4) 事務局長は、この追加協定を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、マドリッド協定のすべての締約国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、効力発生及び他の必要な通告を通報する。

第七条

最初の事務局長が就任するまでは、この追加協定において事務局長というときは、知的所有権保護合同国際事務局の事務局長をいうものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この追加協定に署名した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成した。

ブラジルのために

セイロンのために

キューバのために

A・M・ゴンサレス

スペインのために

J・F・アルコヴァール

エレクト・J・ガルシア・テヘドール

フランスのために

B・ド・マントン

ハンガリーのために

エステルガーヨシュ

アイルランドのために

ヴァレンティン・アイアモンガー

イスラエルのために

Z・シエール

G・ガヴリエリ

イタリアのために

チツピコ

M・カイゼル

ポルトガルのために

アドリアーノ・デ・カルヴァリョ

ジョゼ・デ・オリヴェイラ・アセンソン

ルイ・アルヴァロ・コスタ・デ・モライ

ス・セロン

アラブ連合共和国のために

ドミニカ共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

クルト・ヘルテル

ヴィエトナム共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ゴードン・グラント

ウイリアム・ウォーレス

サン・マリノのために

スウェーデンのために

ヘルマン・クリング

スイスのために

ハンス・モルフ

ジョゼフ・ヴォヤム

シリアのために

チェッコスロヴァキアのために

テュニジアのために

M・ケダディ

トルコのために

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルリンで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され

及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるとの件

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百九十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関する従前のベルヌ条約を改正し、著作者の権利の保護を一層充実にしたものとするを目的とするものであつて、この条約を締結することは、著作者の権利の保護のための国際協力を促進することの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで改正され及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、アイスランド、イタリア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ、ノールウェー、ニュージーランド、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スイス、シリア、チエコスロヴァキア、テュニジア、南アフリカ連邦、ヴァチカン市国及びユーゴスラヴィアは、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利をできる限り効果的かつ統一的に保護することをひとしく希望して、

千八百八十六年九月九日に署名され、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され及び千九百二十八年六月二日にローマで改正された条約を改正し、かつ、補足することを決定した。

よつて、下名の全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第二条

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問はず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、振付けが文書その他の方法で固定された舞踊及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない）、映画の著作物及び映画に類似する方法で作られた著作物、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物及び写真に類似する方法で作られた著作物、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

(2) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利

を害することなく、原著物として保護される。ただし、立法上、行政上及び司法上の公文書の翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。

(3) 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編纂物は、その編纂物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。

(4) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。

(5) 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、同盟国の法令の定めるところによる。

本条において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる保護しか要求することができない。

第二条の二

(1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。

(2) 講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載する場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

(3) もつとも、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする権利は、その著作者のみが享有する。

第三条

(削除)

第四条
(1) いずれかの同盟国の国民である著作者は、発行されていない著作物又はいずれかの同盟国において最初に発行された著作物につき、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることとある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらずなされる。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(3) 発行された著作物については、最初の発行の国をその著作物の本国とし、同一の保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物についても同様とする。異なる保護期間を認める二以上の同盟国において同時に発行された著作物については、これらの国のうち法令の許与する保護期間が最も短い国をその著作物の本国とする。同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行された著作物については、その同盟国のみをその著作物の本国とする。最初の発行の国を含む二以上の国において最初の発行の日から三十日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

(4) この条から第六条までの規定の適用上、「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問はず、刊行された著作物であつて、十分な数量の複製物が公衆に提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術の著作物の展示及び建築の著作物の建設は、発行を意味しない。

(5) 発行されていない著作物については、その著作者が国民である国をその著作物の本国とする。ただし、建築の著作物又は不動産と一体となつてゐる絵画的若しくは彫塑的美術的著作物については、その著作物が建設された同盟国又はそれが一体となつてゐる建造物が所在する同盟国を著作物の本国とする。

第五條

いづれかの同盟国の国民であつて、他の同盟国において最初にその著作物を発行したものは、その国において内国著作物と同一の権利を享有する。

第六條

(1) いずれの同盟国の国民でもない著作者であつて、いづれかの同盟国において最初にその著作物を発行したものは、その国においては国内著作物と同一の権利を享有し、他の同盟国においてはこの条約が与える権利を享有する。

(2) もつとも、同盟に属しない国がいづれかの同盟国の国民である著作者の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟国は、最初の発行の時において当該同盟に属しない国の国民であつて、かつ、いづれかの同盟国にも有効な住所を有していない著作者の著作物の保護を制限することができる。最初の発行の国がこの権能を行使する場合には、他の同盟国は、そのように特殊な取扱いを受ける著作物に対し、最初の発行の国において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

(3) (2)の規定に基づく制限は、その実施前にいづれかの同盟国において発行された著作物についてその著作者が既に取得した権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

(4) この条の規定に基づいて著作者の権利の保護を制限する同盟国は、その旨を、その保護の制限の対象となる国及びその国民である著作者の権利に対する制限を明記した宣言書により、スイス連邦政府に通告する。スイス連邦政府は、その宣言をすべての同盟国に直ちに通報する。

第六條之二

(1) 著作者は、生存中、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に對するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害

するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

(2) (1)の規定に基づいて著作者に認められる権利は、同盟国の法令が認める範囲内において、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、その法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。この(2)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。

(3) この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

第七條

(1) この条約によつて許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後五十年とする。

(2) もつとも、同盟国が(1)に定める保護期間よりも長い保護期間を許与する場合には、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることができないものとする。

(3) 映画の著作物、写真の著作物及び映画又は写真に類似する方法で作られた著作物並びに応用美術の著作物については、保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。ただし、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることができないものとする。

(4) 無名又は変名の著作物については、保護期間は、公表の後五十年とする。ただし、著作者の用いる変名がその著作者を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作者が第一文の期間内にその著作物の著作者であることを明らかにする場合には、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。

(5) (3)及び(4)に規定する著作物の範囲に属しない遺作については、相続人その他の承継人のため

の保護期間は、その著作者の死後五十年で満了する。

(6) 著作者の死後の保護期間及び(3)から(5)までに定める保護期間は、著作者の死亡の時又は著作物の公表の時から始まる。ただし、これらの保護期間は、それらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する。

第七條之二

著作物の共同著作者の共有に属する著作権の存続期間は、共同著作者のうちの最後の生存者の死亡の日によつて計算する。

第八條

文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によつて保護されるものは、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的権利を享有する。

第九條

(1) いづれかの同盟国の新聞紙又は定期刊行物において公表された連載小説、短編小説その他目的のいかんを問はずすべての文芸、学術又は美術の著作物は、著作者の承諾なしには他の国において複製することができない。

(2) 経済上、政治上又は宗教上の時事問題を論議する記事は、その転載が明示的に禁止されていない場合には、新聞雑誌に転載することができ。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

(3) この条約の保護は、単なる報道にすぎない時事の記事又は雑報については適用されない。

第十條

(1) すべての同盟国において、新聞紙及び定期刊行物の記事からの短い引用は、新聞雑誌の要約の形で行つても、適法とされる。

(2) 教科用刊行物、学術的性質を有する刊行物又は抜粋編集物のために、その目的上正当な範囲内で、文学的又は美術的著作物から適法に抜粋

を行うことについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。

(3) 引用及び抜粋を行うに際しては、出所(著作者が表示されているときは、これを含む)を明示する。

第十條之二

写真、映画又は放送により時事の事件を報道する際に、文学的又は美術的著作物の小部分を記録し、複製し及び公に伝達する場合の条件については、同盟国の法令の定めるところによる。

第十一條

(1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作者は、次条及び第十三条の規定によるもののほか、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を公に上演し及び演奏すること。

(ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。

(2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

(3) 著作者は、この条の保護を受けるためには、著作物の公表の際に公の上演又は演奏を禁止することを要しない。

第十一條之二

(1) 文学的及び美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。

(ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。

(iii) 放送された著作物を放音機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。

は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであつてはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(3) (1)の規定に基づいて与えられた許諾には、別段の定めがない限り、放送される著作物を音又は影像を固定する器具を用いて記録することの許諾を含まない。もつとも、放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的記録の制度は、同盟国の法令の定めるところによる。当該法令は、その一時的記録が資料として特別の性質を有することを理由として、これを公的な記録保存所に保存することを認めることができる。

第十一条の三

文学的著作物の著作者は、その著作物の公の朗読を許諾する排他的権利を享有する。

第十二条

文芸、学術又は美術の著作物の著作者は、その著作物の翻案、編曲その他の改作を許諾する排他的権利を享有する。

第十三条

(1) 音楽の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 音楽の著作物を機械的に再生するための用具に録音すること。

(ii) このように録音された著作物を(i)の用具によつて公に演奏すること。

(2) (1)に定める権利の行使に関する留保及び条件は、各同盟国に関する限り、その国の法令で定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

(3) (1)の規定の効力は、遡及しない。したがつて、

(1)の規定は、同盟国にあつては千九百八年十一月十三日にベルリンで署名された条約の効力発生前に、同日以後に同盟国に加盟した国又は将来加盟する国にあつてはその加盟の日前に、その国において適法に機械的用具に録音された著作物については、適用しない。

(4) (2)及び(3)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の許諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

第十四条

(1) 文芸、学術又は美術の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。

(ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏すること。

(2) 映画の著作物は、翻案され又は複製された著作物の著作者の権利を害することなく、原著作品として保護される。

(3) 文芸、学術又は美術の著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作者の許諾の権利を害することなく、原作物の著作者の許諾を必要とする。

(4) 文芸、学術又は美術の著作物を映画化する場合には、適用される。

(5) (1)から(4)までの規定は、映画に類似する他のすべての方法で作られた複製物又は製作物についても適用する。

第十四条の二

(1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作権(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

第十五条

(1) この条約によつて保護される文学的及び美術的著作物の著作者が、反証のない限り当該著作物の著作者と認められ、したがつて、その権利を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることと足りる。この(1)の規定は、著作者の用いた名が変名であつても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

(2) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の変名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作者を代表するものと認められ、この資格において、著作者の権利を保全し及び行使することができる。この(2)の規定は、著作者がその著作物を証明した時から、適用されなくなる。

第十六条

(1) 著作者の権利を侵害するすべての製作物は、当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国の権限のある機関が差し押さえることができる。

(2) (1)の同盟国においては、当該著作物が保護を受けたい国又は受けなかつた国において作成された複製物をも差し押さえることができる。

(3) 差し押さは、各同盟国の法令に従つて行ふ。

第十七条

この条約は、法令又は諸規程により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

第十八条

(1) この条約は、その効力発生の時に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。

(2) もつとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなつた著作物は、その国において新たに保護されることはない。

(3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に関し、この原則の適用に関する方法を定める。

(4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第七条の規定の適用により又は留保の放棄によつて拡張される場合にも適用される。

第十九条

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めることを妨げるものではない。

第二十条

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作者に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないものでなければならぬ。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

第二十一条

(1) 「文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局」の名称で設立された国際事務局は、維持される。

(2) 国際事務局は、スイス連邦政府の管理の下に置かれる。スイス連邦政府は、国際事務局の組織を定め、かつ、その事務を監督する。

(3) 国際事務局の公用語は、フランス語とする。

第二十二條

(1) 國際事務局は、文學的及び美術的著作物についての著作者の権利の保護に関する各種の情報を収集し、編集し及び公表する。國際事務局は、同盟として共通の利益となる研究を行い、また、諸政府が提供する文書を参考資料として、同盟の目的に關係のある問題についてフランス語で定期刊行物を編集する。同盟國政府は、經驗上必要と認められる場合には、國際事務局が他の一又は二以上の言語で別版を發行することを合意によつて許可する権利を留保する。

(2) 國際事務局は、文學的及び美術的著作物の保護に関する問題について、いつでも同盟國の要請に応じ、その國が必要とする特別の情報を提供する。

(3) 國際事務局の事務局長は、その所管の事務について年次報告を作成し、これをすべての同盟國に送付する。

第二十三條

(1) 國際事務局の經費は、同盟國が共同して負担する。この經費は、新たな決定がされるまでの間、年額十二万金フラン(注)を超えてはならない。この額は、必要な場合には、同盟國の全員一致又は次条に規定する會議の全会一致の決定によつて増額することができる。

(注) この貨幣單位は、量目三十一分の十グラムであつて純分千分の九百である百サシチームの金フランとする。

(2) 同盟國及び將來同盟に加盟する國は、經費總額に対する各國の分担額を定めるために六等級に分けられ、次に定める單位數に比例して經費を負担する。

一等級	二五單位
二等級	二〇單位
三等級	一五單位
四等級	一〇單位
五等級	五單位

六等級

(3) 六等級の單位數にそれぞれ該各等級の國の數を乗じて得た積の和で經費總額を除き、その商を一單位の經費額とする。

(4) 各國は、その加盟の際に、(2)の等級のいずれに屬することを欲するかを宣言しなければならぬ。もつとも、各國は、その後いつでも、他の等級に屬することを欲する旨を宣言することができる。

(5) スイス連邦政府は、國際事務局の予算を作成し、その支出を監督し、必要な立替えを行い、及び他のすべての同盟國政府に送付する年次計算書を作成する。

第二十四條

(1) この條約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付することが出来る。

(2) このような問題及び他の点で同盟の發展に關係がある問題は、同盟國で順次に開催する會議において、同盟國の代表が審議する。會議が開催される國の政府は、國際事務局の協力を得て、會議の準備を行う。事務局長は、會議に出席し、討議に参加するが、投票権を有しない。

(3) この條約のいかなる変更も、同盟を組織する國の全員一致の同意がない限り、同盟に対して効力を有しない。

第二十五條

(1) 同盟に屬しない國でこの條約の目的とする權利について法律上の保護を確保するものは、その要請により、同盟に加盟することが出来る。

(2) 加盟は、書面によりスイス連邦政府に通告されるものとし、同政府は、これを他のすべての同盟國に通告する。

(3) 加盟は、當然に、この條約のすべての條項の受諾及びこの條約に定めるすべての利益の享受を伴うものとし、また、加盟する國が一層遅い日を指定しない限り、スイス連邦政府が他の同盟國に通告を發した日の後一箇月で効力を生ずる。

る。もつとも、加盟する國は、その加盟に際し、自分の間は翻譯に関する第八條の規定に代えて、千八百九十六年にパリで改正された千八百八十六年の同盟條約第五條の規定を適用する意圖を有する旨を通告することが出来る。この場合において、同條約第五條の規定は、その國の一又は二以上の言語への翻譯についてのみ適用されるものと當然に了解される。

第二十六條

(1) いずれの同盟國も、その海外領域、植民地、保護領、信託統治地域又は自國が對外關係について責任を有するその他の領域についてこの條約を適用する旨を、書面によりいつでもスイス連邦政府に通告することが出来る。この場合には、この條約は、前條(3)の規定に従つて定められる日から、その通告において指定されたすべての領域について適用される。通告が行われないうちは、この條約は、それらの領域について適用されない。

(2) いずれの同盟國も、(1)に規定する通告の対象となつた領域の全部又は一部についてこの條約が適用されなくなる旨を、書面によりいつでもスイス連邦政府に通告することが出来る。この場合には、この條約は、スイス連邦政府によるその通告の受領の後十二箇月で、その通告において指定された領域について適用されなくなると。

(3) (1)及び(2)の規定に従つてスイス連邦政府に対して行われたすべての通告は、同政府によりすべての同盟國に通報される。

第二十七條

(1) この條約は、同盟國相互の關係においては、千八百八十六年九月九日のベルヌ條約及びこれを順次に改正した諸條約に代わる。從來實施されてきた諸條約は、この條約を批准しない同盟國との關係においては、引き続き適用される。

(2) この條約に署名した同盟國は、従前の留保の利益を引き続き維持することが出来る。ただし、批准書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを條件とする。

し、批准書の寄託の時にその旨の宣言を行うことを條件とする。

(3) 現に同盟に屬する國でこの條約に署名しないものは、第二十五條に規定する方式によりいつでもこの條約に加入することが出来る。この場合において、その國は、(2)の規定による利益を受けることが出来る。

第二十七條之二

この條約の解釈又は適用に関する二以上の同盟國の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争當事國が他の解決方法について合意する場合を除くは、國際司法裁判所による決定のために同裁判所に付託される。紛争を國際司法裁判所に付託する國は、その旨を國際事務局に通報するものとし、國際事務局は、それを他の同盟國に通報する。

第二十八條

(1) この條約は、批准されなければならない。批准書は、遅くとも千九百五十一年七月一日までにブラッセルにおいて寄託する。批准は、その日付及び附屬するすべての宣言とともに、ベルギー政府によりスイス連邦政府に通報され、スイス連邦政府は、これを他の同盟國に通告する。

(2) この條約は、これを批准した同盟國の間において、千九百五十一年七月一日の後一箇月で効力を生ずる。ただし、同日前にこの條約が少なくとも六の同盟國によつて批准されたときは、この條約は、これらの同盟國の間においては六番目の批准書の寄託がスイス連邦政府によりこれらの同盟國に通告された後一箇月で、また、その後批准する同盟國についてはその批准書の寄託が通告された後一箇月で効力を生ずる。

(3) 同盟に屬しない國は、千九百五十一年七月一日前は、千九百二十八年六月二日にローマで署名された條約又はこの條約に加入することにより同盟に加盟することが出来る。千九百五十一年七月一日以後は、これらの國は、この條約に

のみ加入することができる。千九百五十一年七月一日にこの条約を批准していない同盟国は、第二十五条に規定する方式によりこの条約に加入することができる。この場合において、これらの同盟国は、第二十七条(2)の規定による利益を受けることができる。

第二十九条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。もつとも、いずれの同盟国も、スイス連邦政府にあてた書面による通告により、いつでもこの条約を廃棄する権利を有する。

(2) この廃棄は、スイス連邦政府により他のすべての同盟国に通報され、同政府による廃棄通告の受領の後十二箇月で、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。この条約は、他の同盟国については、引き続き効力を有する。

(3) いずれの同盟国も、その批准又は加入の日から五年の期間が満了するまでは、この条約に定める廃棄の権利を行使することができない。

第三十条

(1) 第七条(1)に定める五十年の保護期間を自国の法令に採用する同盟国は、その旨を書面によりスイス連邦政府に通報し、同政府は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(2) 第二十五条及び第二十七条の規定に基づいて行われ又は維持された留保を放棄する同盟国についても、同様とする。

第三十一条

会議の公式文書は、フランス語で作成し、これと同一の内容のものを英語で作成する。公式文書の解釈に相違がある場合には、常にフランス文による。同盟国又は同盟国群は、その選択する言語による公式文書の公定訳文を国際事務局との取決めににより国際事務局に作成させることができる。これらの公定訳文は、会議の公式文書に含めてフランス文及び英文とともに公表する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条

約に署名した。

千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで本書一通を作成した。本書は、ベルギー外務貿易省に寄託する。その認証本一通は、外交経路を通じて各同盟国に送付される。

オーストラリアのために

政府の承認を条件として

W・J・ディグナム

オーストリアのために

ドクター クルト・フリーベルゲル

ベルギーのために

J・キユイペール

アルベール・ギスラン

コピエテ・ド・ジブソン

J・アメル

マルセル・ヴァルキエ

P・レヒト

J・シュナイダー

C・デヴェルゼッガー

ブラジルのために

イルデフォンソ・マスカレニャス・ダ・シルヴァ

カナダのために

ヴァクトル・ドレ

W・P・J・オミアラ

デンマークのために

ベント・ファルケンステイエルネ

トルベン・ルント

スペインのために

R・ソリアーノ

フィンランドのために

ラグナー・ヌメリン

Y・J・ハクリーネン

フランスのために

J・ド・オートクロック

マルセル・ブレザン

クロード・ベガン・ビルコック

ビュジェ

マルセル・ブーテ

M・ウエイス

ゲレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハロルド・ソーンダーズ

B・G・クルー

ギリシャのために

トリアンダフィラコス

マイケル・マンドゥデイス

ハンガリーのために

Z・ヴィラグ

インドのために

R・S・マニ

アイルランドのために

エドワード・A・クレアリー

アイスランドのために

クリスチャン・アルベルツォン

イタリアのために

マッシモ・ピロツティ

アントニオ・ペンネッタ

レバノンのために

J・ハルフィッシュ

リヒテンシュタインのために

プリニオ・ボラ

ハンズ・モルフ

A・マルチョネリ

ルクセンブルグのために

ピエール・マジュリユス

ド・ラ・フォンテーヌ

モロッコのために

J・ド・オートクロック

クロード・ベガン・ビルコック

モナコのために

M・ローズ

ノールウェーのために

C・F・スミット

ニュージーランドのために

ハロルド・ソーンダーズ

パキスタンのために

A・F・M・K・ラーマン

オランダのために

H・C・ボーデンハウゼン

ポーランドのために

ポルトガルのために

ジュリオ・ダントス

ジョゼ・ガリヤルド

ヴァチカンのために

ルイ・ピカール

フェルナンド・ファン・ゲートム

R・ヴァンドピュット

スウェーデンのために

ストゥーレ・ペトレン

スイスのために

プリニオ・ボラ

ハンズ・モルフ

A・マルチョネリ

シリアのために

シャティラ

チェコスロヴァキアのために

D・ラクシャニ

カレル・ベトルゼルカ

J・プロハーズカ

テュニジアのために

J・ド・オートクロック

クロード・ベガン・ビルコック

南アフリカ連邦のために

J・クリステイ

ユーゴスラヴィアのために

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマ

で、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めるの件

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関する従前のベルヌ条約を改正し、著作者の権利の保護に関する制度を整備するとともに、開発途上にある国のために著作物の利用について特別の便宜を図ること等を目的とするものであつて、この条約を締結することは、著作者の権利の保護のための国際協力を促進するとの見地から望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十二年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

同盟国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利をできる限り効果的かつ統一的に保護することをひとしく希望し、

千九百六十七年にストックホルムで開催された改正会議の作業の重要性を認めて、ストックホルム会議が採択した条約の第一条から第二十条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定を変更することなく、同条約を改正することを決定した。

よつて、下名の全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される国は、文学的及び美術的著作物に関する著作者の権利の保護のための同盟を形成する。

第二条

(1) 「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問はず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲(歌詞を伴うかどうかを問わない)、映画の著作物(映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物(写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。)、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含む。

(2) もつとも、文学的及び美術的著作物の全体又はその一若しくは二以上の種類について、それらの著作物が物に固定されていない限り保護されないことを定める権能は、同盟国の立法に留保される。

(3) 文学的又は美術的著作物の翻訳、翻案、編曲等による改作物は、その原作物の著作者の権利を害することなく、原著物として保護される。

(4) 立法上、行政上及び司法上の公文書並びにその公的な翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。

(5) 素材の選択又は配列によつて知的創作物を形成する百科辞典及び選集のような文学的又は美術的著作物の編集物は、その編集物の部分を構成する各著作物の著作者の権利を害することなく、知的創作物として保護される。

(6) 前記の著作物は、すべての同盟国において保護を受ける。この保護は、著作者及びその承継人のために与えられる。

(7) 応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的著作物として保護される。

(8) この条約の保護は、単なる報道にすぎない時事の記事又は雑報については適用されない。

第二条之二

(1) 政治上の演説及び裁判手続においてされた陳述につき前条に定める保護の一部又は全部を排除する権能は、同盟国の立法に留保される。

(2) 報道の目的の正当な範囲内において、公に行われた講演、演説その他これらと同性質の著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し、有線により公に伝達し及び第十一条(2)に規定する公の伝達の対象とする場合の条件を定める権能も、また、同盟国の立法に留保される。

(3) もつとも、著作者は、(1)及び(2)に規定する著作物を編集物とする排他的権利を享有する。

第三条

(1) 次の者は、次の著作物について、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国の国民である著作者の著作物(発行されているかどうかを問わない。)

(b) いずれかの同盟国の国民でもない著作者の著作物のうち、いずれかの同盟国において最初に発行されたもの並びに同盟に属しない国及びいずれかの同盟国において同時に発行されたもの

(2) いずれかの同盟国の国民でもない著作者が、いかなる同盟国に常居所を有するものも、この条約の適用上、その同盟国の国民である著作者とみなす。

(3) 「発行された著作物」とは、複製物の作成方法のいかんを問はず、著作者の承諾を得て刊行された著作物であつて、その性質にかんがみ公衆の合理的な要求を満たすような数量の複製物が提供されたものをいう。演劇用若しくは楽劇用の著作物又は映画の著作物の上演、音楽の著作物の演奏、文学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝達又は放送、美術的著作物の展示及び建築の著作物の建設は、発行を意味しない。

(4) 最初の発行の国を含む二以上の国において最初の発行の日から三十日以内に発行された著作物は、それらの国において同時に発行されたものとみなす。

第四条

次の者は、前条に定める条件が満たされない場合にも、この条約によつて保護される。

(a) いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物の著作者

(b) いずれかの同盟国において建設された建築の著作物の著作者又はいずれかの同盟国に所

在する不動産と一体となつてゐる繪画的及び彫塑的美術の著作物の著作人

第五條

- (1) 著作人は、この条約によつて保護される著作物に關し、その著作物の本國以外の同盟國において、その國の法令が自國民に現在与えており又は將來与へることがある權利及びこの条約が特に与へる權利を享有する。

- (2) (1)の權利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本國における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範圍及び著作人の權利を保全するため著作人に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟國の法令の定めるところによる。

- (3) 著作物の本國における保護は、その國の法令の定めるところによる。もつとも、この条約によつて保護される著作物の著作人がその著作物の本國の國民でない場合にも、その著作人は、その著作物の本國において内國著作人と同一の權利を享有する。

- (4) 次の著作物については、次の國を本國とする。
- (a) いずれかの同盟國において最初に発行された著作物については、その同盟國。もつとも、異なる保護期間を認める二以上の同盟國において同時に発行された著作物については、これらの國のうち法令の許与する保護期間が最も短い國とする。

- (b) 同盟に属しない國及びいずれかの同盟國において同時に発行された著作物については、その同盟國。

- (c) 発行されていない著作物又は同盟に属しない國において最初に発行された著作物でいずれの同盟國においても同時に発行されなかつたものについては、その著作人が國民である同盟國。ただし、次の著作物については、次の國を本國とする。

の國を本國とする。

- (i) いずれかの同盟國に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物については、その同盟國。

- (ii) いずれかの同盟國において建設された建築の著作物又はいずれかの同盟國に所在する不動産と一体となつてゐる繪画的及び彫塑的美術の著作物については、その同盟國。

第六條

- (1) 同盟に属しない國がいずれかの同盟國の國民である著作人の著作物を十分に保護しない場合には、その同盟國は、最初の発行の時に對して当該同盟に属しない國の國民であつて、かつ、いずれの同盟國にも常居所を有していない著作人の著作物の保護を制限することが出来る。最初の発行の國がこの權能を行使する場合には、他の同盟國は、そのように特殊な取扱いを受ける著作物に對し、最初の発行の國において与えられる保護よりも厚い保護を与えることを要しない。

- (2) (1)の規定に基づく制限は、その実施前にいずれかの同盟國において発行された著作物についてその著作人が既に取得した權利に影響を及ぼすものであつてはならない。
- (3) この條の規定に基づいて著作人の權利の保護を制限する同盟國は、その旨を、その保護の制限の対象となる國及びその國民である著作人の權利に對する制限を明記した宣言書により、世界的所有權機關事務局長(以下「事務局長」という。)に通告する。事務局長は、その宣言をすべての同盟國に直ちに通報する。

第六條之二

- (1) 著作人は、その財産的權利とは別個に、この權利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する權利及び著作物の變更、切除その他の改変又は著作物に對するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる權利を保有する。

有する。

- (2) (1)の規定に基づいて著作人に認められる權利は、著作人の死後においても、少なくとも財産的權利が消滅するまで存続し、保護が要求される國の法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。もつとも、この改正条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる權利のすべてについて著作人の死後における保護を確保することを定めていない國は、それらの權利のうち一部の權利が著作人の死後は存続しないことを定める權能を有する。

- (3) この條において認められる權利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟國の法令の定めるところによる。

第七條

- (1) この條約によつて許与される保護期間は、著作人の生存の間及びその死後五十年とする。
- (2) もつとも、同盟國は、映画の著作物については、保護期間が、著作人の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から五十年で、又は、著作物がその製作の時から五十年以内に著作人の承諾を得て公衆に提供されないときは、製作の時から五十年で満了することを定める權能を有する。

- (3) 無名又は変名の著作物については、この條約によつて許与される保護期間は、著作物が適法に公衆に提供された時から五十年で満了する。ただし、著作人の用いた変名がその著作物を示すことについて疑いがない場合には、保護期間は、(1)に定める保護期間とする。無名又は変名の著作物の著作人が第一文の期間内にその著作物の著作人であることを明らかにする場合に、適用される保護期間は、(1)に定める保護期間とする。同盟國は、著作人が五十年前に死亡していると推定する十分な理由のある無名又は変名の著作物を保護することを要しない。

- (4) 写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める權能は、同盟國の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から二十五年よりも短くしてはならない。

- (5) 著作人の死後の保護期間及び(4)から(4)までに定める保護期間は、著作人の死亡の時又は(2)から(4)までに規定する事実が発生した時から始まる。ただし、これらの保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する。

- (6) 同盟國は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する權能を有する。
- (7) この條約のローマ改正条約に拘束される同盟國であつて、この改正条約の署名の時に効力を有する國內法令において前記の保護期間よりも短い保護期間を許与するものは、この改正条約に加入し又はこれを批准する場合にも、それらの保護期間を維持する權能を有する。

- (8) いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟國の法令の定めるところによる。ただし、その國の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本國において定められる保護期間を超えることはない。

第七條之二

- 前條の規定は、著作權が著作物の共同著作者の共有に属する場合にも適用する。ただし、著作人の死亡の時から計算する期間は、共同著作者のうち最後の生存者の死亡の時から計算する。

第八條

- 文学的及び美術的著作物の著作人でこの條約によつて保護されるものは、その著作物に關する權利の存続期間中、その著作物を翻訳し又はその翻訳を許諾する排他的權利を享有する。

第九條

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作人でこの條約によつて保護されるものは、これらの著作物の複製(その方法及び形式のいかんを問わない。)を許諾する排他的權利を享有する。

- (2) 特別の場合についての著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。
- (3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

第十条

- (1) 既に適法に公衆に提供された著作物からの引用（新聞雑誌の要約の形で行う新聞紙及び定期刊行物の記事からの引用を含む。）は、その引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる。
- (2) 文学的又は美術的著作物を、授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的上正当な範囲内において適法に利用することについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。ただし、そのような利用は、公正な慣行に合致するものでなければならない。
- (3) (1)及び(2)に規定する引用及び利用を行うに際しては、出所（著作人名が表示されているときは、これを含む。）を明示する。

- (1) 新聞紙若しくは定期刊行物において公表された経済上、政治上若しくは宗教上の時事問題を論議する記事又はこれと同性質の放送された著作物を新聞雑誌に掲載し、放送し又は有線により公に伝達することを、そのような掲載、放送又は伝達が明示的に禁止されていない場合に認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その出所は、常に明示しなければならない。この義務の違反に対する制裁は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。
- (2) 写真、映画、放送又は有線による公の伝達により時事の事件を報道する際に、その事件の過程において見られ又は聞かれる文学的又は美術

第十一条

- (1) 演劇用又は楽劇用の著作物及び音楽の著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
- (i) 著作物を公に上演し及び演奏すること（その手段又は方法のいかんを問わない。）
- (ii) 著作物の上演及び演奏を何らかの手段により公に伝達すること。
- (2) 演劇用又は楽劇用の著作物の著作者は、その著作物に関する権利の存続期間中、その著作物の翻訳物についても、(1)の権利を享有する。

第十二条

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
- (i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。
- (ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。
- (iii) 放送された著作物を録音機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。
- (2) (1)に定める権利を行使する条件は、同盟国の法令の定めるところによる。ただし、その条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その条件は、著作者の人格権を害するものであつてはならず、また、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。

第十三条

- (1) 同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作人又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。
- (2) 音楽の著作物の録音物であつて、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで署名された条約の第十三条(3)の規定に基づきいずれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなつた日から二年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作人の承諾を得ることなくその国において複製することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の承諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

第十四条

- (1) 文学的又は美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
- (i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。
- (ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏し並びに有線により公に伝達すること。
- (2) 文学的又は美術的著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作人の許諾の権利を害することなく、原作物の著作人の許諾を必要とする。
- (3) 前条(1)の規定は、適用されない。

- (1) 同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作人又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。
- (2) 音楽の著作物の録音物であつて、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで署名された条約の第十三条(3)の規定に基づきいずれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなつた日から二年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作人の承諾を得ることなくその国において複製することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の承諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

- (1) 文学的又は美術的著作物の著作者は、次のことを許諾する排他的権利を享有する。
- (i) 著作物を映画として翻案し及び複製すること並びにこのように翻案され又は複製された著作物を頒布すること。
- (ii) このように翻案され又は複製された著作物を公に上演し及び演奏し並びに有線により公に伝達すること。
- (2) 文学的又は美術的著作物を原作とする映画の作品を他の美術形式に翻案することは、その映画の作品の著作人の許諾の権利を害することなく、原作物の著作人の許諾を必要とする。
- (3) 前条(1)の規定は、適用されない。

- (1) 同盟国は、自国に関する限り、音楽の著作物の著作人又は音楽の著作物とともにその歌詞を録音することを既に許諾している歌詞の著作者が、その音楽の著作物を録音すること又はその歌詞を当該音楽の著作物とともに録音することを許諾する排他的権利に関し、留保及び条件を定めることができる。ただし、その留保及び条件は、これを定めた国においてのみ効力を有する。その留保及び条件は、協議が成立しないときに権限のある機関が定める公正な補償金を受ける著作者の権利を害するものであつてはならない。
- (2) 音楽の著作物の録音物であつて、千九百二十八年六月二日にローマで署名された条約及び千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで署名された条約の第十三条(3)の規定に基づきいずれかの同盟国において作成されたものは、その国がこの改正条約に拘束されることとなつた日から二年の期間が満了するまでは、その音楽の著作物の著作人の承諾を得ることなくその国において複製することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定に基づいて作成された録音物であつて、そのような録音が適法とされない同盟国に利害関係人の承諾を得ないで輸入されたものは、差し押さえることができる。

し、放送し、他の方法で公衆に伝達し並びに字幕を挿入し及び吹替えをすることに反対することができない。

(c) (b)に規定する約束の形式が(b)の規定の適用上書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきかどうかの問題は、映画の著作物の製作者が主たる事務所又は常居所を有する同盟国の法令によつて決定される。もつとも、その約束が書面による契約(これに相当する文書を含む。)によるべきことを定める機能は、保護が要求される同盟国の立法に留保される。この権能を行使する同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとす、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

(d) 「反対の又は特別の定め」とは、(b)に規定する約束に付されたすべての制限的条件をいう。

(3) (2)(b)の規定は、国内法令に別段の定めがない限り、映画の著作物の製作のために創作された脚本、せりふ及び音楽の著作物の製作者並びに映画の著作物の主たる制作者については、適用しない。その法令において(2)(b)の規定をその主たる制作者について適用することを定めていない同盟国は、その旨を宣言書により事務局長に通告するものとす、事務局長は、これを他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十四条の三

(1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作物(その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体)は、著作物が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。

(2) (1)に定める保護は、著作物が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができ

る。

(3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。

第十五条

(1) この条約によつて保護される文学的及び美術的著作物の製作者が、反証のない限り当該著作物の製作者と認められ、したがつて、その権利を侵害する者に対し同盟国の裁判所に訴えを提起することを認められるためには、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることと足りる。この(1)の規定は、著作物の用いた名が変名であつても、それがその製作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

(2) 映画の著作物に通常の方法によりその名を表示されている自然人又は法人は、反証のない限りその映画の著作物の製作者と推定される。

(3) 無名の著作物及び(1)に規定する変名の著作物以外の変名の著作物については、著作物にその名を表示されている発行者は、反証のない限り著作物を代表するものと認められ、この資格において、著作物の権利を保全し及び行使することができ、この(3)の規定は、著作物がその著作物の製作者であることを明らかにしてその資格を証明した時から、適用されなくなる。

(4) 著作物が明らかでないが、著作物がいずれか一の同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作物を代表し並びに著作物の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。

(b) (a)の規定に基づいて指定を行う同盟国は、指定された機関についてすべての情報を記載した宣言書によりその旨を事務局長に通告するものとし、事務局長は、その宣言を他のすべての同盟国に直ちに通報する。

第十六条

(1) 著作物の権利を侵害するすべての製作物は、

当該著作物が法律上の保護を受ける同盟国において差し押さえることができる。

(2) (1)の規定は、当該著作物が保護を受けない国又は受けなくなった国において作成された複製物についても適用する。

(3) 差押えは、各同盟国の法令に従つて行う。

第十七条

この条約は、法令又は諸規程により、権限のある機関が必要と認める場合に、著作物又は製作物の頒布、上演又は展示を許可し、取り締まり又は禁止することとする各同盟国政府の権能を何ら害するものではない。

第十八条

(1) この条約は、その効力発生の際に本国において保護期間の満了により既に公共のものとなつた著作物以外のすべての著作物について適用される。

(2) もつとも、従来認められていた保護期間の満了により保護が要求される同盟国において公共のものとなつた著作物は、その国において新たに保護されることはない。

(3) 前記の原則の適用は、これに関する同盟国間の現行の又は将来締結される特別の条約の規定に従う。このような規定がない場合には、各国は、自国に関し、この原則の適用に関する方法を定める。

(4) (1)から(3)までの規定は、同盟への新たな加盟の場合及び保護が第七条の規定の適用により又は留保の放棄によつて拡張される場合にも適用される。

第十九条

この条約は、同盟国の法令が定める一層寛大な規定の適用を求めたことを妨げるものではない。

第二十条

同盟国政府は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約が許与する権利よりも広い権利を著作者に与えるもの又はこの条約の規定に抵触する規定を有しないものでなければならない。この条件を満たす現行の取極の規定は、引き続き適用される。

第二十一条

(1) 開発途上にある国に関する特別の規定は、附屬書に定める。

(2) 附屬書は、第二十八條(1)(b)の規定に従うことを条件として、この改正条約の不可分の一部をなす。

第二十二條

(1)(a) 同盟は、この条から第二十六條までの規定に拘束される同盟国で構成する総会を有する。

(b) 各同盟国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2)(a) 総会は、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) 世界的所有権機関(以下「機関」という)を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という)に對し、改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この条から第二十六條までの規定に拘束されない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

(iii) 機関の事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに機関の事務局長に對し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(iv) 総会の執行委員会の構成国を選出すること。

(v) 執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に對し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を

採択し、並びに決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために必要と認め
る専門委員会及び作業部会を設置するこ
と。

(ix) 同盟の構成国でない国並びに政府間機関
及び国際的な非政府機関で総会の会合にオ
ブザーパーとして出席することを認められ
るものを決定すること。

(x) この条から第二十六条までの規定の修正
を採択すること。

(xi) 同盟の目的を達成するため、他の適当な
措置をとること。

(xii) その他この条約に基づく任務を遂行する
こと。

(xiii) 機関を設立する条約によつて総会に与え
られる権利(総会が受諾するものに限り)を
行使すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行つてゐる他の
同盟にも利害関係のある事項については、機
関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行
う。

(3)(a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもつて定足数と
する。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの
会期においても、代表を出した国の数が総会
の構成国の二分の一に満たないが三分の一以
上である場合には、決定を行うことができる。
ただし、その決定は、総会の手続に関する決
定を除くほか、次の条件が満たされた場合に
のみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局
は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、
その決定を通知し、その通知の日から三箇月
の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明
するよう要請する。その期間の満了の時に、
賛否又は棄権を表明した国の数が当該会期の

定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必
要とされる多数の賛成がなお存在する場合に
は、その決定は、効力を生ずる。

(d) 第二十六条(2)の規定が適用される場合を除
くほか、総会の決定は、投じられた票の三分
の二以上の多数による議決で行われる。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名
においてのみ投票することが出来る。

(g) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合
にオブザーパーとして出席することを認めら
れる。

(4)(a) 総会は、事務局長の招集により、三年ごとに
一回、通常会期として会合するものとし、例
外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同
一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、執行委員会の要請又は総会の構成
国の四分の一以上の要請があつたときは、事
務局長の招集により、臨時会期として会合す
る。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

第二十三条

(1) 総会は、執行委員会を有する。

(2)(a) 執行委員会は、総会の構成国の中から総会
によつて選出された国で構成する。更に、そ
の領域内に機関の本部が所在する国は、第二
十五条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほ
か、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代
表によつて代表されるものとし、代表は、代
表代理、顧問及び専門家の補佐を受けること
ができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した
政府が負担する。

(3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の
数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつ
ては、四で除した余りの数は、考慮に入れな
い。

(4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当た
り、衡平な地理的配分を考慮し、また、同盟に
関連して作成される特別の取極の締約国が執行
委員会の構成国となることの必要性を考慮す
る。

(5)(a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が
行われた総会の会期の終了時から総会の次の
通常会期の終了時までとする。

(b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国
の三分の二まで再選されることが出来る。

(c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再
選に関する規則を定める。

(6)(a) 執行委員会は、次のことを行う。

(i) 総会の議事日程案を作成すること。

(ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及
び三年予算案について総会に提案すること
と。

(iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年
次予算につき、事業計画及び三年予算の範
囲内で、決定すること。

(iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報
告を、適当な意見を付して、総会に提出す
ること。

(v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会
期から通常会期までの間に生ずる事態を考
慮して、事務局長による同盟の事業計画の
実施を確保するためすべての必要な措置を
とること。

(vi) その他この条約に基づいて執行委員会に
与えられる任務を遂行すること。

(b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つてい
る他の同盟にも利害関係のある事項について
は、機関の調整委員会の助言を受けた上で決
定を行う。

(7)(a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎
年一回、通常会期として会合するものとし、
できる限り機関の調整委員会と同一期間中に

同一の場所において会合する。

(b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は
執行委員会の議長若しくはその構成国の四分
の一以上の要請に基づき、事務局長の招集に
より、臨時会期として会合する。

(8)(a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有す
る。

(b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定
足数とする。

(c) 決定は、投じられた票の単純多数による議
決で行われる。

(d) 棄権は、投票とみなさない。

(e) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名
においてのみ投票することが出来る。

(9) 執行委員会の構成国でない同盟国は、執行委
員会の会合にオブザーパーとして出席すること
を認められる。

執行委員会は、その手続規則を採択する。

第二十四条

(1)(a) 同盟の管理業務は、工業所有権の保護に関
する国際条約によつて設立された同盟事務局
と合同した同盟事務局の継続である国際事務
局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、同盟の諸内部機関の
事務局の職務を行う。

(c) 機関の事務局長は、同盟の首席行政官であ
り、同盟を代表する。

(2) 国際事務局は、著作者の権利の保護に関する
情報を収集し及び公表する。各同盟国は、著作
者の権利の保護に関するすべての新たな法令及
び公文書をできる限り速やかに国際事務局に送
付する。

(3) 国際事務局は、月刊の定期刊行物を発行す
る。

(4) 国際事務局は、同盟国に対し、その要請に応
じ、著作者の権利の保護に関する問題について
の情報を提供する。

(5) 国際事務局は、著作者の権利の保護を促進す

るため、研究を行い及び役務を提供する。

(6) 事務局局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、この条約(第二十二条から第二十六条までの規定を除く。)の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第二十五条

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

- (i) 同盟国の分担金
- (ii) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金
- (iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸付料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、予算に対する自国の分担額の決定上、次のいずれかの等級に属するものとし、次に定める単位数に基づいて年次分担金を支払う。

- 等級Ⅰ 二五
- 等級Ⅱ 二〇
- 等級Ⅲ 一五
- 等級Ⅳ 一〇
- 等級Ⅴ 五
- 等級Ⅵ 三
- 等級Ⅶ 一

(b) 各国は、既に指定している場合を除くほか、批准書又は加入書を寄託する際に、自国が属することを欲する等級を指定する。いずれの国も、その等級を変更することができない。一層低い等級を選択する国は、その旨を総会に對しその通常会期において表明しなければならぬ。その変更は、その会期の年の翌年の初めに効力を生ずる。

(c) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算への年次分担金の総額との比率が、その国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(d) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(e) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年度においてその国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなつたときは、同盟の内部機関で自国が構成国であるものにおいて、投票権を行使することができない。ただし、その内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、その国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(f) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局局長が定めるものとし、事務局局長は、それを総会及び執行委員会に報告する。

(6) (a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年のその国の分担金に比例する。

(c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局局長の提案に基づきかつ機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に執行委員会に議席を有する。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わりにから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が執行。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第二十六条

(1) 第二十二条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局局長が行うことができる。その提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1)の諸条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第二十二條及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)の諸条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であつた国の四分の三から、それぞれ憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)の諸条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第二十七条

(1) この条約は、同盟の制度を完全なものにするような改善を加えるため、改正に付される。

(2) このため、順次にいずれかの同盟国において、同盟国の代表の間で会議を行う。

(3) 第二十二條から前条までの規定の修正についての前条の規定が適用される場合を除くほか、この改正条約(附属書を含む。)の改正には、投じられた票のすべての賛成を必要とする。

第二十八条

(1) (a) 各同盟国は、この改正条約に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。批准書及び加入書は、事務局局長に寄託する。

(b) 各同盟国は、その批准書又は加入書において、批准又は加入の効果が第一条から第二十一条までの規定及び附属書には及ばないことを宣言することができる。もつとも、附属書を

第六条(1)の規定に基づく宣言を既に行つて
る同盟国は、その批准書又は加入書にお
いて、批准又は加入の効果は第一条から第二十
までの規定に及ばないことのみを宣言するこ
とができる。

(c) (b)の規定に従ひ(b)にいう規定及び附属書に
ついて批准又は加入の効果を除いた各同盟
国は、その後いつでも、批准又は加入の効果
をそれらの規定及び附属書に及ぼすことを宣
言することができる。その宣言は、事務局長
に寄託する。

(2)(a) 第一条から第二十一条までの規定及び附属
書は、次の二の条件が満たされた後三箇月で
効力を生ずる。

(i) 少なくとも五の同盟国が、(1)(b)の規定に
基づく宣言を行うことなくこの改正条約を
批准し又はこれに加入すること。

(ii) スペイン、アメリカ合衆国、フランス及
びグレート・ブリテン及び北部アイルラン
ド連合王国が、千九百七十一年七月二十四
日にパリで改正された万国著作権条約に拘
束されること。

(b) (a)に規定する効力発生は、遅くともその効
力発生の三箇月前までに(1)(b)の規定に基づ
く宣言を付さない批准書又は加入書を寄託した
同盟国について効果を有する。

(c) 第一条から第二十一条までの規定及び附属
書は、(b)の規定が適用されない同盟国で(1)(b)
の規定に基づく宣言を行うことなくこの改正
条約を批准し又はこれに加入するものにつ
いては、事務局長がその批准書又は加入書の寄
託を通告した日の後三箇月で効力を生ずる。
ただし、それよりも遅い日が寄託された批准
書又は加入書において指定されている場合に
は、第一条から第二十一条までの規定及び附
属書は、その国について、そのように指定さ
れた日に効力を生ずる。

(d) (a)から(c)までの規定は、附属書第六条の規
定

定の適用に影響を及ぼすものではない。

(3) 第二十二条から第三十八条までの規定は、こ
の改正条約を批准し又はこれに加入する同盟国
(1)(b)の規定に基づく宣言を行つたかどうかを
問わない。については、事務局長がその批准書
又は加入書の寄託を通告した日の後三箇月で効
力を生ずる。ただし、それよりも遅い日が寄託
された批准書又は加入書において指定されてい
る場合には、第二十二条から第三十八条までの
規定は、その国について、そのように指定され
た日に効力を生ずる。

第二十九條
(1) 同盟に属しないいづれの国も、この改正条約
に加入することができるものとし、その加入に
より、この条約の締結国となり、同盟の構成国
となることのできる。加入書は、事務局長に寄
託する。

(2)(a) この条約は、同盟に属しないいづれの国に
ついて、(b)の規定に従ふことを条件とし
て、事務局長がその加入書の寄託を通告した
日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、それ
よりも遅い日が寄託された加入書において指
定されている場合には、この条約は、その国
について、そのように指定された日に効力を
生ずる。

(b) (a)の規定による効力発生が前条(2)(a)の規定
による第一条から第二十一条までの規定及び
附属書の効力の発生に先立つ場合には、(a)に
いう国は、その間は、第一条から第二十一条
までの規定及び附属書に代えて、この条約の
ブラッセル改正条約第一条から第二十条まで
の規定に拘束される。

第二十九條の二
この条約のストックホルム改正条約第二十二
条から第三十八条までの規定に拘束されない国によ
るこの改正条約の批准又はこれへの加入は、機関
を設立する条約第十四条(2)の規定の適用上、ス
トックホルム改正条約第二十八条(1)(b)(i)に定める

制限を付した同改正条約の批准又はこれへの加入
とみなされる。

第三十條

(1) 批准又は加入は、(2)、第二十八条(1)(b)及び第
三十三条(2)の規定並びに附属書に基づく例外が
適用される場合を除くほか、当然に、この条約
のすべての条項の受諾及びこの条約に定めるす
べての利益の享受を伴う。

(2)(a) この改正条約を批准し又はこれに加入する
同盟国は、附属書第五(2)の規定に従ふことを
条件として、従前の留保の利益を維持すること
ができる。ただし、批准書又は加入書の寄託の
時にその旨の宣言を行うことを条件とする。

(b) 同盟に属しないいづれの国も、この条約に
加入する際に、附属書第五(2)の規定に従う
ことを条件として、当分の間は翻訳権に関す
る第八(2)の規定に代えて、千八百九十六年
にパリで補足された千八百八十六年の同盟条約
第五(2)の規定を適用する意図を有することを
宣言することができるものとし、この場合に
おいて、同条約第五(2)の規定は、その国にお
いて一般に使用されている言語への翻訳につ
いてのみ適用されるものと当然に了解される。
いづれの同盟国も、附属書第一(6)(b)の規定
に従ふことを条件として、このような留保を
行う国を本国とする著作物の翻訳権に関し、そ
の留保を行う国が与える保護と同等の保護を
与える権能を有する。

(c) いづれの同盟国も、事務局長に於てた通告
により、このような留保をいつでも撤回する
ことができる。

第三十一條

(1) いづれの国も、自国が対外関係について責任
を有する領域の全部又は一部についてこの条約
を適用する旨を、当該領域を指定して、批准書
若しくは加入書において宣言し又は、その後い
つでも、書面により事務局長に通告することが
できる。

(2) (1)の宣言又は通告を行つた国は、当該領域の
全部又は一部についてこの条約が適用されなく
なる旨を、事務局長にいつでも通告することが
できる。

(3)(a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、その
宣言を付した批准書又は加入書と同一の日に効力
を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行わ
れた通告は、事務局長によるその通報の後三
箇月で効力を生ずる。

(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務
局長によるその受領の後十二箇月で効力を生
ずる。

(4) この条の規定は、いづれかの同盟国が(1)の規
定に基づく宣言を行うことによつてこの条約を
適用する領域の事実上の状態を、他の同盟国が
承認し又は黙示的に容認することを意味するも
のと解してはならない。

第三十二條

(1) この改正条約は、同盟国相互の関係において
は、それが適用される範囲において、千八百八
十六年九月九日のベルヌ条約及びその後の改正
条約に代わる。従来実施されていた諸条約は、
この改正条約を批准せず又はこれに加入しない
同盟国との関係においては、全面的に又はこの
改正条約が第一文の規定に基づいてそれらの条
約に代わる範囲を除き、引き続き適用される。

(2) 同盟に属しない国でこの改正条約の締結国と
なるものは、(3)の規定に従ふことを条件とし
て、この改正条約に拘束されない同盟国又はこ
の改正条約に拘束されるが第二十八条(1)(b)の規
定に基づく宣言を行つた同盟国との関係におい
て、この改正条約を適用するものとし、自国と
の関係において次のことを認める。

(i) 当該同盟国が、その拘束される最新の改正
条約を適用すること。

(ii) 当該同盟国が、附属書第一(6)の規定に従
うことを条件として、保護をこの改正条約に
規定する水準に適合させる権能を有するこ

(3) 附属書に定める権能のいずれかを利用した同盟国は、この改正条約に拘束されない他の同盟国との関係において、その利用した権能に関する附属書の規定を適用することができる。ただし、当該他の同盟国がその規定の適用を受諾していることを条件とする。

第三十三条

(1) この条約の解釈又は適用に関する二以上の同盟国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局は、それを他の同盟国に通報する。

(2) いずれの国も、この改正条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、(1)の規定に拘束されないことを宣言することができる。

(1)の規定は、その宣言を行つた国と他の同盟国との間の紛争については、適用されない。

(3) (2)の規定に基づく宣言を行つた国は、事務局長に於てた通告により、その宣言をいつでも撤回することができる。

第三十四条

(1) いずれの国も、第二十九条の二の規定が適用される場合を除くほか、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、この条約の従前の改正条約に加入し又はそれらを批准することができる。

(2) いずれの国も、第一条から第二十一条までの規定及び附属書が効力を生じた後は、ストックホルム改正条約に附属する開発途上にある国に関する議定書第五条の規定に基づく宣言を行うことができる。

第三十五条

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長に於てた通告により、この改正条約を廃棄することができる。その廃棄は、従前のすべての改正条約の廃棄を伴うものとし、廃棄を行つた国についてのみ効力を生ずる。他の同盟国については、この条約は、引き続き効力を有する。

(3) 廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(4) いずれの国も、同盟の構成国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条約に定める廃棄の権利を行使することができない。

第三十六条

(1) この条約の締結国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

(2) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時には、自国の国内法令に従いこの条約を実施することができるとする状態になつていなければならないと了解される。

第三十七条

(1) (a) この改正条約は、英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、(2)の規定に従つたことを条件として、事務局長に寄託する。

(b) 事務局長は、関係政府と協議の上、ドイツ語、アラビア語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及び総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。

(c) これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。

(2) この改正条約は、千九百七十二年一月三十一日まで、署名のために開放しておく。その日までは、(1)(a)にいう本書は、フランス共和国政府に寄託する。

(3) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときは他の国の政府に対し、この改正条約の署名本書の認証書二通を送付する。

(4) 事務局長は、この改正条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、署名、批准書又は加入書の寄託、批准書又は加入書に付された宣言の寄託、第二十八条(1)(c)、第三十条(2)(a)若しくは(b)又は第三十三条(2)の規定に基づいて行われた宣言の寄託、この改正条約のいずれかの規定の効力の発生、廃棄の通告、第三十条(2)(c)、第三十一条(1)若しくは(2)、第三十三條(3)又は第三十八條(1)の規定に基づいて行われた通告及び附属書に規定する通告を通報する。

第三十八条

(1) この改正条約を批准しておらず又はこれに加入していない同盟国でストックホルム改正条約第二十二條から第二十六條までの規定に拘束されてないものは、希望するときは、千九百七十五年四月二十六日まで、それらの規定に拘束される場合と同様にそれらの規定に定める権利を行使することができる。それらの権利を行使することを希望する国は、その旨の書面による通告を事務局長に寄託するものとし、その通告は、その受領の日に効力を生ずる。それらの国は、第一文の日まで、総会の構成国とみなされる。

(2) すべての同盟国が機関の加盟国とならない限り、機関の国際事務局は同盟事務局としても、事務局長は同盟事務局の事務局長としても、それぞれ、職務を行う。

(3) すべての同盟国が機関の加盟国となつたときは、同盟事務局の権利、義務及び財産は、機関の国際事務局が承継する。

附属書

第一条

(1) 国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされるいずれの国も、この附属書が不可分の一部をなすこの改正条約を批准し又はこれに加入する場合において、その経済状態及び社会的又は文化的必要性にかんがみ、この改正条約に定めるすべての権利の保護を確保するための措置を直ちに与えることができないと認めるときは、その批准書若しくは加入書の寄託の際に又は第五條(1)(c)の規定に従つたことを条件としてその後いつでも、事務局長に寄託する通告により、次条若しくは第三條に定める権能又はこれらの双方の権能を利用することを宣言することができる。そのような国は、次条に定める権能を利用する代わりに、第五條(1)(a)の規定に基づく宣言を行うことができる。

(2)(a) この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第二十八條(2)の規定に従つて効力を生ずる時から十年の期間が満了する前に通告された(1)の規定に基づく宣言は、その期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に事務局長に寄託する通告により、更に十年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。

(b) この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書がこの改正条約第二十八條(2)の規定に従つて効力を生ずる時から十年の期間が満了した後に通告された(1)の規定に基づく宣言は、現に経過中の十年の期間が満了する時まで効力を有する。その宣言は、(a)の第二文に定めるところにより更新することができる。

(3) (1)に規定する開発途上にある国でなくなつた同盟国は、(2)の規定に基づく宣言の更新を行うことができなくなるものとし、また、宣言を正式に撤回するかどうかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある国でなくなつた後三年の期間の満了の時のうちいずれか遅い時に、(1)にいう権能を利用することができなくなる。

(4) (1)又は(2)の規定に基づく宣言が効力を有しなくなつた時に、この附属書に基づいて与えられた許可に基づいて作成された複製物の在庫がある場合には、その複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(5) この改正条約に拘束される国であつて、(1)に規定する国の状態と同様の状態にある特定の領域についてのこの改正条約の適用に關しこの改正条約第三十一条(1)の規定に基づく宣言又は通告を寄託したものは、その領域に關し、(1)の宣言及び(2)の更新の通告を行うことができる。その宣言又は通告が効力を有する間は、この附属書は、その宣言又は通告が行われた領域について適用される。

(6) (a) いずれかの同盟国が(1)にいう権能のいずれかを利用してゐるという事實は、他の同盟国が、その権能を利用してゐる同盟国を本国とする著作物に對し、この改正条約第一条から第二十条までの規定に従つて与えるべき保護よりも低い保護を与えることを許すものではない。

(b) この改正条約第三十条(2)(b)の第二文に規定する相互主義を適用する権能は、(3)の規定に従つて適用される期間が満了する日まで、第五條(1)(a)の規定に基づく宣言を行つた同盟国を本国とする著作物について行使することができない。

第二條

(1) この條に定める機能を利用することを宣言した同盟国は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に關し、権限のある機關がこの條に定める條件でかつ第四條の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第八條に規定する排他的翻訳權の代わりとすることができ。

(2) (a) (3)の規定に従ふことを條件として、ある著作物の翻訳が、その著作物の最初の発行の時から三年の期間又は(1)に規定する同盟国の法

令が定める一層長い期間が満了した後ににおいても、翻訳權を有する者又はその者の許諾を得た者により、その国において一般に使用されている言語で発行されていない場合には、その国の國民は、その著作物をその言語に翻訳し、かつ、その翻訳を印刷その他類似の複製形式で發行するための許可を受けることができる。

(b) 許可は、(a)に規定する言語で發行された翻訳が絶版になつてゐる場合にも、この條の規定に従つて与えることができる。

(3) (a) 一又は二以上の先進同盟国において一般に使用されていない言語への翻訳については、一年の期間をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとする。

(b) (1)に規定する同盟国は、当該言語が一般に使用されている先進同盟国の全員一致の合意があるときは、当該言語への翻訳について、その合意に従つて定められる一層短い期間(この期間は、一年よりも短くしてはならない)をもつて(2)(a)に定める三年の期間の代わりとすることができ。もつとも、当該言語が英語、スペイン語又はフランス語である場合には、第一文の規定は、適用されない。その合意は、それを行つた政府が事務局長に通告する。

(4) (a) この條の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を條件として受けられる許可については次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を條件として受けられる許可については次のいずれかの日から九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(i) 許可を申請する者が第四條(1)の手續を行つた日

(ii) 翻訳權を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機關に提出し

た許可の申請書の写しを第四條(2)に定めるところに従つて送附した日

(b) 申請が行われた言語への翻訳が翻訳權を有する者により又はその者の許諾を得て(2)(a)の六箇月又は九箇月の期間内に發行された場合には、この條の規定に基づく許可を与えてはならない。

(5) この條の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合にのみ、与えることができる。

(6) 著作物の翻訳が、翻訳權を有する者により又はその者の許諾を得て、当該国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で發行された場合において、その翻訳が、許可に基づいて發行された翻訳と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この條の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができ。

(7) 主として圖画から成る著作物については、本文を翻訳し及びその翻訳を發行し、かつ、圖画を複製し及び發行するための許可は、次條の條件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(8) 著作物が著作物の頒布中の複製物をすべて回収した場合に、この條の規定に基づく許可を与えてはならない。

(9) (a) 印刷その他類似の複製形式で發行された著作物を翻訳するための許可は、(1)に規定する同盟国に主たる事務所を有する放送機關がその國の権限のある機關に對して行つた申請に基づき、その放送機關にも与えることができる。ただし、次のすべての條件が満たされることを條件とする。

(i) その翻訳が、(1)に規定する同盟國の法令に従つて作成され及び取得された複製物から行われること。

(ii) その翻訳が、教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送において専ら使用されるためのものであること。

(iii) その翻訳が、(1)に規定する同盟國の領域における受信者向けに適法に行われる放送(専らそのような放送のために適法に行われた録音又は録画を用いて行つた放送を含む。)において、専ら(ii)の目的のために使用されること。

(iv) その翻訳の使用が、營利性を有しないこと。

(b) この(9)の規定によつて与えられた許可に基づいて放送機關が行つた翻訳の録音又は録画は、当該許可を与えた権限のある機關が属する國に主たる事務所を有する他の放送機關も、(a)に定める目的及び條件で、かつ、その翻訳を行つた放送機關の同意を得て、使用することができ。

(c) 許可は、(a)に定める基準及び條件が満たされることを條件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ發行された視聽覚的固定物と一体となつてゐる本文の翻訳のためにも、放送機關に与えることができる。

(d) (1)から(8)までの規定は、(a)から(c)までの規定に従ふことを條件として、この(9)の規定に基づいて与えられる許可の付与及び行使について適用する。

第三條

(1) この條に定める機能を利用することを宣言した同盟國は、権限のある機關がこの條に定める條件でかつ次條の規定に従つて与える非排他的かつ譲渡不能の許可の制度をもつて、この改正条約第九條に規定する排他的複製權の代わりとすることができ。

(2) (a) (7)の規定に従つてこの條の規定が適用される著作物については、その著作物のある特定

の版の複製物が、その版の最初の発行の日から起算して次の(i)又は(ii)のいずれかの期間が満了した後に於いても、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていなく使用するため、その価格又は一層低い価格でその版を複製しかつ発行するための許可を受けることができる。

(i) (3)に定める期間

(ii) その国の法令が定める一層長い期間

(b) (a)に規定する頒布が行われた場合において、その頒布に係る版の許諾を得た複製物が、(a)に規定する期間の満了の後に、当該国において同種の著作物に付される価格と同程度の価格で当該国において一般公衆に又は教育活動のために六箇月の間頒布されていなくときは、その版を複製しかつ発行するための許可を、この条に定める条件で与えることができる。

(3) (2)(i)にいう期間は、五年とする。ただし、

(i) 自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年とする。

(ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作物及び美術書については、七年とする。

(4) (a) この条の規定に基づく許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については、次のいずれかの日から六箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(i) 許可を申請する者が次条(1)の手続を行った日

(ii) 複製権を有する者又はその者の住所が明らかでない場合には、許可を申請する者が、許可を与える権限のある機関に提出した許可の申請書の写しを次条(2)に定めると

ころに従つて発送した日

(b) 三年の期間以外の期間の満了を条件として受けられる許可の場合において次条(2)の規定が適用されるときは、許可は、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。

(c) (a)又は(b)の六箇月又は三箇月の期間内に(2)(a)に規定する頒布が行われた場合には、この条の規定に基づく許可を与えてはならない。

(d) 著作物が複製及び発行のための許可が申請された版の頒布中の複製物をすべて回収した場合に於いては、許可を与えてはならない。

(5) 次の場合には、著作物の翻訳を複製しかつ発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。

(i) その翻訳が、翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て発行されたものでない場合

(ii) その翻訳が、許可が申請された国において一般に使用されている言語によるものでない場合

(6) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者により又はその者の許諾を得て、(1)に規定する同盟国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格でその国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与えられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、それが無くなるまで引き続き頒布することができる。

(7) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される著作物は、印刷その他の類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(b) この条の規定は、適法に作成された視覚的固定物であつて保護を受ける著作物である

もの又は保護を受ける著作物を収録したものを視覚的形式で複製すること及びそれと一体となつて本文を許可が申請された国において一般に使用されている言語に翻訳することについても、適用する。ただし、当該視覚的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであることを条件とする。

第四条

(1) 第二条又は前条の許可は、許可を申請する者が、権利を有する者に対し翻訳及びその翻訳の発行若しくは版の複製及び発行の許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが権利を有する者と連絡することができなかったことを当該国の規則に従つて立証する場合に限る。与えることができる。許可を申請する者は、権利を有する者に対し許諾を求めると同時に、(2)に規定する国内的又は国際的情報センターにその旨を通報しなければならない。

(2) 許可を申請する者は、権利を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的又は国際的情報センターに対し、許可を与える権限のある機関に提出した申請書の写しを書留航空便で送付する。

(3) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて行われた翻訳又は複製に係るすべての複製物には、その発行に際し、著作物の名が表示されていなければならない。これらの複製物には、著作物の題名を表示するものとす。翻訳の場合には、これらの複製物に著作物の原題名を表示しなければならない。

(4) (a) 第二条又は前条の規定に基づいて与えられた許可は、複製物の輸出に及ばないものとす。それが申請された国の領域内で翻訳又は複製に係る複製物を発行することについての

み有効とする。

(b) (a)の規定の適用上、いずれかの領域からその領域について第一条(5)の規定に基づく宣言を行つた国への複製物の送付は、輸出とみなす。

(c) 第二条の規定に基づき英語、スペイン語及びフランス語以外の言語への翻訳の許可を与えた国の政府機関その他の公の機関がその許可に基づいて発行された翻訳の複製物を他の国に送付する場合には、その複製物の送付は、次のすべての条件が満たされるときは、

(a) 規定の適用上、輸出とみなさない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の国民であること又はそのような国民から成る団体であること。

(ii) その複製物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。

(iii) その複製物の送付及びその後の受取人への頒布が、営利性を有しないこと。

(iv) その複製物が送付された国が、当該許可を与えた権限のある機関が属する国との間でその複製物の受領若しくは頒布又はその双方を許可することについて合意しており、かつ、当該許可を与えた権限のある機関が属する国の政府がその合意を事務局長に通告していること。

(5) 第二条又は前条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行されたすべての複製物には、その許可が適用される国又は領域においてのみその複製物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。

(6) (a) 次のことを確保するため、適当な国内措置をとる。

(i) 許可が、翻訳権又は複製権を有する者のため、二の關係国における関係者の間で自由に取り決める利用の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。

(ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、国際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

(b) 著作物の正確な翻訳又は版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

第五条

(1)(a) 第二条に定める権能を利用することを宣言することができ、この改正条約を批准し又はこれに加入する際に、その宣言の代わり次に次の宣言を行うことができる。

(i) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用される同盟国については、翻訳権に関し、その規定に基づく宣言

(ii) この改正条約第三十条(2)(a)の規定が適用されない国(同盟に属しない国でないものをも含む)については、同条(2)(b)の第一文に規定する宣言

(b) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくかつた同盟国については、この(1)の規定に基づいて行われた宣言は、同条(3)の規定に従って適用される期間が満了する日まで効力を有する。

(c) この(1)の規定に基づいて宣言を行った同盟国は、その後は、その宣言を撤回した場合にも、第二条に定める権能を利用することができる。

(2) 第二条に定める権能を利用した同盟国は、その後は、(1)の規定に基づく宣言を行うことができな。もつとも、(3)の規定の適用が妨げられることはない。

(3) 第一条(1)に規定する開発途上にある国でなくかつた同盟国は、同条(3)の規定に従って適用される期間の満了の二年前までは、その国が同盟に属しない国でないという事実にかかわらずこ

の改正条約第三十条(2)(b)の第一文の規定に基づく宣言を行うことができる。その宣言は、第一条(3)の規定に従って適用される期間が満了する日に効力を生ずる。

第六条

(1) 同盟国は、この改正条約の作成の日からこの改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束されることとなる時までは、いつでも、次のことを宣言することができる。

(i) 当該同盟国が、この改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束され、利用するところとならば第一条(1)に規定する権能を利用することができるであらう国の場合には、(ii)の規定に従い第二条若しくは第三条若しくはその双方の規定の適用を認める国又はこの改正条約第一条から第二十一条までの規定及びこの附属書に拘束される国を本国とする著作物について、第二条若しくは第三条又はその双方の規定を適用すること。もつとも、その宣言において、第二条の規定に代えて前条の規定を適用する旨を述べることができ。

(ii) 自国を本国とする著作物について、(i)の規定に基づく宣言又は第一条の規定に基づく通告を行った国がこの附属書を適用することを認めること。

(2) (1)の規定に基づく宣言は、書面によつて行うものとし、事務局長に寄託する。宣言は、寄託の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この改正条約に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで作成した。(注)

南アフリカのために

ドイツ連邦共和国のために

ルブレヒト・フォン・ケラー

オイゲン・ウルマー

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ドクター エルンスト・レムベルガー

千九百七十二年一月二十八日

男爵 バベリアン・ド・モルショヴァン

千九百七十一年八月十二日

ブラジルのために

エヴェラルド・ダイレル・デ・リマ

ブルガリアのために

カメルーンのために

スドンゴ

カナダのために

セイロンのために

P・M・D・フェルナンド

チリのために

サイプラスのために

C・G・トルナリティス

コンゴのために

象牙海岸のために

B・ダディエ

ダホメのために

デンマークのために

W・ヴァインケ

スペインのために

エミリオ・ガリーゲス

フィンランドのために

バーボ・ライティネン

千九百七十二年一月二十五日

フランスのために

ピエール・シャルパンティエ

A・サン・ムル

ガボンのために

ギリシャのために

ハンガリーのために

ティモール・イシュトウイン

インドのために

政府の承認を条件として

K・チョウドリー

I・パリクラシユナン

アイルランドのために

アイスランドのために

イスラエルのために

メエール・ガバイ

イタリアのために

P・アルキ

日本国のために

中山賀博

千九百七十二年一月二十五日

レバノンのために

ステティエ

リヒテンシュタインのために

ゲルリッツウィ・ブリアン

ルクセンブルグのために

オイゲン・エムリンガー

マダガスカルのために

マリのために

マルタのために

モロッコのために

ゼラッド

メキシコのために

F・クエヴァス・C

モナコのために

ファレーズ

ニジェールのために

ノールウェーのために

千九百七十一年十二月二十八日

ヘルスレーブ・ボークト

ニュージーランドのために

パキスタンのために

オランダのために

W・L・ハールト

J・フェルブーヴェ

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

コンゴ人民共和国のために

E・アリホヌー

ルーマニアのために

千九百七十二年一月三十一日付けのルーマ

ニア社会主義共和国大使館の口上書第二〇一
号で通報された留保及び宣言を付して

C・フリタン

千九百七十二年一月三十一日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国のために

E・アーミティジ

ウィリアム・ウォーレス

ヴァチカンのために

E・ロヴィダ

セネガルのために

グリーンディラム

スウェーデンのために

ハンス・ダニエルス

スイスのために

ペドラツウィーニ

チェコスロヴァキアのために

タイのために

テュニジアのために

ラフィク・サイド

トルコのために

ウルグアイのために

レモロ・ボットー

千九百七十一年十月四日

ユーゴスラヴィアのために

A・イエリツチ

(注) 署名は、他の日付が表示されていない限り、
千九百七十一年七月二十四日に行われ
た。

国際協力事業団法案 国際協力事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
第三章 運営審議会(第十九条―第二十条)
第四章 業務(第二十一条―第二十五条)
第五章 財務及び会計(第二十六条―第三十七 条)
第六章 監督(第三十八条―第三十九条)
第七章 雑則(第四十条―第四十三条)
第八章 罰則(第四十四条―第四十六条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 国際協力事業団は、開発途上にある海外
の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する
技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進
に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の
開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する
見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出
入銀行及び海外経済協力基金から供給を受ける
ことが困難なものについてその円滑な供給を図
り、これと併せて技術を提供する等の業務を行
い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な
実施に必要な業務を行い、もつてこれらの地域
の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促
進に資することを目的とする。

(法人格)
第二条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)
は、法人とする。

(事務所)
第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置
く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な
地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、四十億円と附則第六

条第四項、附則第七条第四項及び附則第八条第
五項の規定により政府から出資があつたものと
された金額との合計額とし、政府がその全額を
出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定める金額の範囲内において、事業団に追加し
て出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があ
つたときは、その出資額により資本金を増額す
るものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、
登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、国際協力事業団とい
う名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四
十四条及び第五十条の規定は、事業団について
準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、総裁一人、副総
裁二人、理事十二人以内及び監事三人以内を置
く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、
非常勤の理事六人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、事業団を代表し、その業務を総
理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業
団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌
理し、総裁に事故があるときはその職務を代理
し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及

び副總裁を補佐して事業団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十條 總裁及び監事は、外務大臣が任命する。

2 副總裁及び監事は、總裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、一人は日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の總裁及び海外経済協力基金の總裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員任期)

第十一條 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）。

第十三條 外務大臣又は總裁は、それぞれその任

(役員解任)

命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 總裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 事業団と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、總裁及び副總裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 總裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任期)

第十七條 事業団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第十九條 事業団に、運営審議会を置く。

業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、總裁に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員四十人以内で組織する。

(委員)

第二十條 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、總裁が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第十三條第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務（第三号に掲げる業務に該当するものを除く）を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二 開発途上地域の住民と一体となつて当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及

び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

三 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。

ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド）及びオイルシュールを含む）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く）であつて技術の改良又は開発と一体として行われなければならない達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事業等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

ハ 条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工

業の開発に資する施設等の整備事業(政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。)を行うこと。

ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。

ホ 開発事業に従事する本邦法人(本邦法人が出資している外国法人を含む。)又は本邦人からの要請に基づき、第一号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認められる場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じて一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあつせんを行うこと。

ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

ホ 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行うこと。

ヘ 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資

をすること。

ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者(移住者及びその団体を除く。)に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

五 第一号並びに第三号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十二条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行うことができる。

一 前条第一項第三号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資(以下「貸付け等」という。)があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

二 前条第一項第三号ロに掲げる業務 当該試験的事業等につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

三 前条第一項第三号ハに掲げる業務 当該施設等整備事業につき、当該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がない

と認められること。

(業務実施方針)
第二十三条 主務大臣は、毎事業年度、第二十一条第一項各号に掲げる業務につき業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

2 主務大臣は、前章の規定により指示した業務実施方針の内容を変更したときは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

(業務の委託)
第二十四条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合に限る。当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

一 第二十一条第一項第三号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務 金融機関

二 第二十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務(前号に掲げる業務に該当するものを除く。) 地方公共団体その他の者

2 前項第一号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を委託することができる。

3 第一項第一号の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「委託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)
第二十五条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、二月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付しなければならない。

(区分経理)
第二十九条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一条第一項第三号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一条第一項第三号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 第二十一条第一項第四号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

四 第二十一条第一項第四号ヘ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手續その他同項の納付金に關し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び国際協力事業団債券)
第三十一条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)
第三十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)について保証することが出来る。

(償還計画)
第三十三条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十四条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
二 資金運用部への預託
三 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十五条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十六条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)
第三十七条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督
第三十八条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第三十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則
第四十条 事業団は、第二十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務の運営に關しては、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営に關して協力するよう努めるものとする。

(解散)
第四十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)
第四十二条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十七条、第三十一条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十三条又は第三十五条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十八条第一項又は第三十六条の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十四条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。
四 第三十五条又は第三十七条の規定により外務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第二項、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十三条の規定により業務実施方針を定め、又は變更しようとするとき。
三 第二十五条第二項の規定により主務省令を定めようとするとき。

3 主務大臣(次条第一項第二号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。ただし、第一号の場合にあつては、その協議は、第二十一条第一項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる業務又は同項第四号に掲げる業務(これに關連する同項第七号に掲げる業務を含む。)に關する事項に限られるものとする。

一 第二十三条の規定により業務実施方針を定

め、又は變更しようとするとき。

二 第二十五条第二項の規定により主務省令を定めようとするとき。

三 主務大臣(次条第一項第二号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。ただし、第一号の場合にあつては、その協議は、第二十一条第一項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる業務又は同項第四号に掲げる業務(これに關連する同項第七号に掲げる業務を含む。)に關する事項に限られるものとする。

一 第二十三条の規定により業務実施方針を定

め、又は變更しようとするとき。

二 第二十五条第二項の規定により主務省令を定めようとするとき。

三 主務大臣(次条第一項第二号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。)は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。ただし、第一号の場合にあつては、その協議は、第二十一条第一項第一号、第三号若しくは第五号に掲げる業務又は同項第四号に掲げる業務(これに關連する同項第七号に掲げる業務を含む。)に關する事項に限られるものとする。

め、又は変更しようとするとき。

二 第二十一条第二項の規定による認可(同条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る)をしようとするとき。

4 主務大臣(次条第一項第三号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る)は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第二十一条第一項第三号に掲げる業務に関する事項に限られるものとする。

一 第二十三条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

二 第二十五条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第四十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣

二 第二十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に関する事項並びに同項第三号及び第五号から第七号までに掲げる業務に関する事項(次号及び第四号に定める事項を除く)については、外務大臣

三 第二十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第五号に掲げる業務であつて、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第六号及び第七号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び農林大臣

四 第二十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第五号に掲げる業務であつて、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第六号及び第七号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣

この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主

務大臣の発する命令とする。

第八章 罰則

(罰則)

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第五 第三十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第二十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に

任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(海外技術協力事業団の解散等)

第六条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第七条 海外移住事業団は、事業団の成立の時に、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 海外移住事業団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外移住事業団の昭和四十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第八条 昭和四十五年二月一日に設立された財団法人海外貿易開発協会(以下この条において「協会」という)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時に、その一切の権利及び義務のうち、昭和四十九年二月一日現在における協会の寄附行為第四号第一号及び第二号に掲げる事業であつて農林業及び鉱工業に係るもの並びにこれらに附帯する事業(以下この条において「引継事業」という)の遂行に伴い協会に属するに至つたものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることを定める。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至つた権利及び義務は、事業団の成立の時に、事業団に承継されるものとする。

4 前項の規定による権利及び義務の承継があつた場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため日本貿易振興会から協会に貸し付けられた七十四億五千万円の貸付金(以下「日本貿易振興会の貸付金」という。)は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。

5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

6 第四項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

(非課税)

第九條 附則第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第六條第一項及び第七條第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移住事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。

(海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置)

第十條 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等

退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)附則第十條の規定により読み替へて適用される附則第九項に規定する者」と読み替へてこれらの規定を適用する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二條 事業団の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第十三條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(海外技術協力事業団法の廃止)

第十四條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第二百十号)

二 海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百十四号)

(海外技術協力事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十五條 前條の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「海外移住事業団」を削り、「若しくは畜産振興事業団」を、「畜産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)
---------	-----------------------

(法人税法の一部改正)

第十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

七の二 国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)
-------------	-----------------------

別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(国際協力事業団法第二十一條第一項第三号イ又はロ(業務の範囲)に掲げる業務(同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く)のための先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)

先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)
---------	-----------------------

(印紙税法の一部改正)

第十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)
---------	-----------------------

(登録免許税法の一部改正)

第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。

別表第三中七の項の次に次のように加える。

(地方税法の一部改正)

第二十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団を削り、」及び小型船舶検査機構を、小型船舶検査機構及び国際協力事業団」に改める。

第七十三條の四第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和四十九年法律第 号)第二十一條第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十二條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第二十三條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二十五号を次のように改める。

二十五 国際協力事業団の監督(海外移住に關するものに限る)に關すること。

第十條の二第六号を次のように改める。

六 国際協力事業団の監督(海外移住に關するものを除く)に關すること。

(農林省設置法の一部改正)

第二十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十五條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 国際協力事業団に關すること。

第八條第三項中「第六号」の下に「第六号の二」を加える。

理由

開發途上地域等の經濟及び社會の發展に寄与し、國際協力の促進に資するため、國際協力事業団を設立して、開發途上地域に對する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務、開發途上地域等の社會の開發並びに農林業及

び鉱工業の開發に必要な資金の供給及び技術の提供を行う等の業務並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十九年四月三十日印刷

昭和四十九年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B